

嶽麓書院所藏簡《秦律令（壹）》譯注稿 その（三）

「秦代出土文字史料の研究」班

- 古勝 隆一・佐藤 達郎・齋藤 賢
- 角谷 常子・鷹取 祐司・藤井 律之
- 宮宅 潔・目黒 杏子・安永 知晃

凡例

・本稿は、『嶽麓書院藏秦簡（肆）』（上海世紀出版股份有限公司・上海辭書出版社、二〇一五、以下、「嶽麓〔肆〕」と略稱）第二組の一部（169～256簡）の譯注である。

なお本譯注稿に収録する條文のうち、前半の169～197簡の譯注については、昨年度に「譯注稿その（三）〔暫定版〕」として、「秦代出土文字史料の研究」班ホームページに發表した。本稿は、この暫定版に修訂を加えたものと、その後會讀した條文の譯注とを併せて作成した、「譯注稿その（三）」の決定版である。本稿の發表をもつて、暫定版はその役割を終えたこととする。

・釋文

原則として嶽麓〔肆〕の釋文・配列に従いつつ、圖版に據り訂正すべき釋字は改めた。嶽麓〔肆〕の釋文は重文符號の附された文字について、同じ文字を繰り返すかたちに改めてあるが、本譯注稿では「≡」という記號により重文符號を示した。文中に書き込まれた鈎型の符號も、「┌」という記號で示してある。複數の簡から成る條文においても、釋文は簡ごとに區切り、各簡の末尾に整理番號、さらに括弧に入れて原簡番號を記した。

- …簡の斷裂、ただし文字が缺けていないときには用いない。
- …一字不明。
- …字跡ならびに文字數不明。

【字】：断片的な墨跡から判讀した文字。

【一】：墨跡は見えないが内容から補った文字。

(一)：通假字。

〈一〉：誤字。

・注

注釋のなかで、張家山漢簡「二年律令」の條文が参考になる場合は、次の譯注を「二年律令譯注」と呼んでその所説を紹介した。關連史料について、同譯注の參照を指示した箇所もある。

富谷至（編）『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』（朋友書店、二〇〇六）

また注に擧げた用例・參考史料のうち、出土文字史料の出典・引用略號については左記の通り。

睡虎地秦簡：「睡虎地秦簡」の名は省略し、「編年記」「秦律十八種」「效律」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」「日書甲種」という各グループの呼稱のみを擧げ、簡番號を附した。簡番號は『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇）に據った。また釋文の一部を『秦簡牘合集』（武漢大學出版社、二〇一四）に據り改めた。

龍崗秦簡：『龍崗秦簡』（中華書局、二〇〇二）の簡番號に據った。

また釋文の一部を『秦簡牘合集』（武漢大學出版社、二〇一四）に據り改めた。

里耶秦簡：第五・六・八・九層出土簡は『里耶秦簡』（壹）（文物出版社、二〇一七）、同（貳）（二〇一七）の釋文、簡番號に據りつつ、一部を『里耶秦簡牘校釋』（第一卷）（武漢

大學出版社、二〇一七）、同（第二卷）（武漢大學出版社、二〇一八）に據り改めた。それ以外の出土簡は『湖南出土簡牘選編』（嶽麓書社、二〇一三）に據った。

嶽麓書院所藏簡：『嶽麓書院藏秦簡（壹）』（上海辭書出版社、二〇一〇）は「嶽麓（壹）」とし、同書が使用する整理番號を附した。『嶽麓書院藏秦簡（貳）』以下も同様である。

張家山漢簡：「張家山漢簡」の名は省略し、「二年律令」「奏讞書」という呼稱のみを擧げた。釋文は『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』（文物出版社、二〇〇二）と『二年律令與奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七）とを併せて參照した。「奏讞書」については簡番號と共に案例番號も附記した。

居延漢簡：居延舊簡については『居延漢簡釋文合校』（文物出版社、一九八七）の簡番號を擧げ、出土地等は省略した。居延新簡は『居延新簡 甲渠候官與第四燧』（文物出版社、一九九〇）の簡番號（BPT、BPE、等）を擧げた。

懸泉置漢簡：『敦煌懸泉漢簡釋粹』（上海古籍出版社、二〇〇二）等で示されている原簡番號を擧げ、かつ同書が便宜的に與えた編號を「粹」というかたちで附記した。

《一六九～一七〇》

●内史襍律^①曰、芻粟廩^②・倉・庫・實官^③・積^④、垣高毋下丈四尺、瓦牆（牆）^⑤。財（裁）^⑥爲候^⑦、晦令人宿、候二人、備火^⑧。財（裁）爲□

□水。官中^⑨不可爲池者、財（裁）爲池官旁。

169 (1413)
170 (1297)

【譯】

内史律。芻稾の廩・倉・庫・その他の實官・穀物貯藏場所は、垣の高さが一丈四尺を下回つてはならず、垣に瓦を施す。適宜見張り臺を作り、夜は人に宿直させ、見張り臺ごとに二人とし、火に備えさせる。適宜…を作り…、水を…。官署の敷地内で池を作ることが出来ない場合は、適宜池を官署の近くに作る。

【注】

①内史律…内史に關わる各種の律。秦律十八種にも律名として見える。嶽麓簡には「内史戸曹令」などもある。

縣各告都官在其縣者、寫其官之用律。内史雜（秦律十八種186）

都官歲上出器求補者數、上會九月内史。【内史】雜（秦律十八種187）

有事請毆（也）、必以書、毋口請、毋羈（羈）請。内史雜（秦律十八種188）

官畜夫免、□□□□□□其官亟置畜夫。過二月弗置畜夫、令

丞爲不從令。内史雜（秦律十八種189）

除佐必當壯以上、毋除十五（伍）新傅。苑畜夫不存、縣爲置守

如廩律。内史雜（秦律十八種190）

令敎史毋從事官府。非史子毆（也）、毋敢學學室、犯令者有辜

（罪）。内史雜（秦律十八種191）

下吏能書者、毋敢從史之事。内史雜（秦律十八種192）

侯（候）・司寇及羣下吏毋敢爲官府佐・吏及禁苑憲盜。内史雜（秦

律十八種193）

②芻稾廩・芻稾を保存する倉。芻稾の出入を記す廩籍は、内史が管理している。

芻稿積爲廩也。〔漢書〕天文志 如淳注

入禾稼・芻稾、輒爲廩籍、上内史。●芻稾各萬石一積、咸陽二萬

一積、其出入・增積及效如禾。倉（秦律十八種28）

有實官高其垣牆。它垣屬焉者、獨高其置芻廩及倉茅蓋者。令人勿

新（近）舍。非其官人毆（也）、毋敢舍焉。善宿衛、閉門輒靡其旁

火、慎守唯敬（敬）。有不從令而亡・有敗・失火、官吏有重辜

（罪）、大畜夫・丞任之。内（秦律十八種195～196）

③實官…穀物などの財物管理を擔當する官署の總稱。「有實官」ともいう。

其君子尊仁長義、恥費輕實。〔鄭注、實、謂財貨也。〕〔禮記〕表

記）

●内史律曰、黔首室・侍（寺）舍有與廩・倉・庫・實官補屬者、絶之、毋下六丈。它垣屬焉者、獨高其侍、不從律者、貲二甲。

〔嶽麓（肆）175～176〕

有實官縣料者、各有衡石贏（彙）、斗甬（桶）、期踐。計其官、毋段（假）百姓。不用者、正之如用者。内史雜（秦律十八種194）

④積…穀物貯藏場所。二年律令や典籍史料に用例のある「積聚」と

同じ。

遣人掌邦之委積、以待施惠。〔鄭注、少曰委、多曰積。〕〔周禮〕

地官・遺人）

賊燔城・官府及縣官積取（聚）、棄市。賊燔寺舍、民室、園、

積取（聚）、黥爲城旦舂。其失火延燔之、罰金四兩、責（債）所燔

鄉部・官畜夫・吏主者弗得、罰金各二兩。〔二年律令4～5〕

漢王聽其計、使盧縮・劉賈將卒二萬人、騎數百、渡白馬津入楚地、

佐彭越燒楚積聚、…「師古曰、所畜軍糧芻藁之屬也。」〔漢書〕高帝紀上

⑤瓦牆・垣に瓦を施す。「瓦牆」の用例は見あたらないが、「瓦牆」の前は垣の高さの規定、後は見張り臺の規定がそれぞれで完結しているため、この二字を一文として讀まざるを得ない。その上で「瓦」を動詞とし、「牆を瓦とす」と讀んだ。具體的には(1) 垣根を瓦で作る、ないしは(2) 垣根の上部を瓦で覆うことだろう。『説文』の「垣蔽」が垣の上部の覆いであるなら、(2) である可能性が高い。いずれにせよ牆の耐久力増強を目的とするものであろう。

垣、牆也。〔詩經〕大雅・板 毛傳
牆、垣蔽也。〔説文解字〕五篇下
大曆中、修含元殿、有一人投狀請瓦、且言瓦工惟我所能、祖父已嘗瓦此殿矣。〔酉陽雜俎〕草篇

⑥財(裁)・「財」は「裁」に通じ、裁量する、はかるの意。「適宜」と譯した。

臣錯愚陋、昧死上狂言、唯陛下財擇。「師古曰、財與裁同也。」〔漢書〕鼂錯傳
及至亂主、取民則不裁其力「裁、度」、求於下則不量其積、…〔淮南子〕主術訓

其故徹縣道各令、令守城邑害所、豫先分善署之、財(裁)爲置將吏而皆令先智(知)所主。(嶽麓〔肆〕178～179)
其可爲傳者、爲傳、財(裁)期之蜀、毋故、令蜀□黔首戍。(嶽麓〔肆〕376)

⑦候・見張り臺。「墩」に同じ。

…去守五里直(置)候、令相見也。高則方之、下則員(圓)之。夜則舉鼓、晝則舉旗。(銀雀山漢墓竹簡・孫臏兵法29)
□午日下舖時、受居延蓬一通。夜食時、墩上莒火一通。…(居延新簡332・13)

⑧備火・火事に備える。
里中備火。(嶽麓〔壹〕「爲吏治官及黔首」2)

⑨官中・整理小組は「官中」と釋すが、陳偉「嶽麓秦簡肆校商(貳)」は「官中」とする。圖版を見ると、169簡「實官」の「官」と酷似しており、「官」と釋すべきである。後文も「官旁」に改める。

【解説】

まぐさや穀物の貯藏場所・武器庫といった施設では、周りの垣の高さや構造に指定があり、一定の高さであることが求められた。また、それらの施設には候、すなわち見張り臺が設置され、夜間には二名がそこに宿直し、火事に備えた。それに續く部分には釋讀できない字があり、分かりにくいのが、防火用の「池」の設置についての規定である。このように大意はつかめるが、「實官」や「積」の理解、「瓦」の用法等にはなお疑念が残る。嶽麓〔肆〕175～176、ならびに注②に引いた秦律十八種195～196も實官の周壁について規定したもので、本條文と關連する。

《一七一～一七二》

●内史襍律^①曰、諸官縣料者^②各有衡石贏（𧾷）^③・斗甬（桶）^④、期足^⑤。計其官、毋段（假）黔首。不用者、平之如用者^⑥。以鐵午

171 (1296)

閻（肩）甬（桶）口^⑦、皆壹用方櫃（概）^⑧。毋得用槃及圓櫃（概）^⑨。

172 (1237)

【譯】

内史襍律。重量・容量を計る諸官はそれぞれ衡石の𧾷・斗桶を備え、必ず充足させておく。その官府において計り、黔首に貸し出してはならない。用いない計量器も、用いるものと同じように正確さを点検する。鐵で桶口を十字状にしめ、いずれももっぱら方概を用いる。升かきするにあたっては槃および圓概を用いることはできない。

【注】

①内史襍律…本條文の前半部分は、秦律十八種にはほぼ同内容のものがある。

有實官縣料者、各有衡石贏（𧾷）、斗甬（桶）、期踐。計其官、毋段（假）百姓。不用者、正之如用者。内史雜（秦律十八種194）

②諸官縣料者…整理小組は「者」を釋さない。「諸官」は秦律十八種194では「有實官」に作る。「縣料」は重量・容量を計ること。

163～164簡注②参照。

③衡石贏「衡石」は重さを量る計量器の總稱。「贏」は「𧾷」に通

じ、分銅のこと。こうした計量器具が正確でない場合の罰則規定も見える。

日夜分、則同度量、鈞衡石、角斗甬、正權概。「鄭注、因晝夜等而平當平也。同・角・正、皆謂平之也。丈尺曰度、斗斛曰量、三十斤曰鈞、稱上曰衡、百二十斤曰石、甬今斛也。稱錘曰權、概、平斗斛者。」〔禮記〕月令

日夜分、則同度量、鈞衡石、角斗桶、正權概。「高注、度、尺丈也。量、甬鐘也。鈞、銓。衡石、稱也。石、百三十斤。角、平。斗桶、量器也。稱錘曰權。概、平斗斛者、令鈞等也。」〔呂氏春秋〕仲春紀

衡石權贏（𧾷）。〔嶽麓〕〔壹〕「爲吏治官及黔首」⁸⁴

衡石不正、十六兩以上、貲官畜夫一甲、不盈十六兩到八兩、貲一盾。甬（桶）不正、二升以上、貲一甲、不盈二升到一升、貲一盾。
〔效律3～4〕

縣及工室聽官爲正衡石贏（𧾷）・斗甬（桶）・升、毋過歲壺（壹）。有工者勿爲正。段（假）試卽正。工律（秦律十八種100）

官𧾷、重斤十兩。（羅振玉『貞松堂集古遺文』卷二三「斤十兩官𧾷」銘文）

④斗桶…容積を量る升の總稱。前注も参照のこと。

芻粟積五歲以上者以貸、黔首欲貸者、到收芻粟時而責（償）之、

黔首莫欲貸、責而弗能索（索）者、以黔首入租責芻【粟】

□□賣、毋（無）衡石斗甬（桶）以縣米、令里□□者、□□□□

□□□（嶽麓〔肆〕386～387）

⑤期足…必ず充足させる。109～110簡注④参照。

⑥平之如用者・秦律十八種では「平」を「正」に作る。いずれも計量器をチェックし、その正確さを保つことを意味する。注③に引いた『禮記』なども参照のこと。

⑦以鐵午扁桶口…鐵で桶口を十字状にしめて不正を防ぐこと。整理小組は「午」を「杵」に通假させ、杵のような形状をした鐵器と解釋するが、意味が通らない。唐令には、升の改變を防ぐため、升の縁に鐵を施すという規定があり、この箇所も類似する内容かと疑われる。「午」は十字状であることを意味し、「扁」は整理小組によれば「箍」に近い意味である。おそらく桶等の縁に鐵を十字状に施し、斗桶の大きさを改變することができないようにする規定であろう。

度尺而午。「鄭注、一從一橫曰午。」（『儀禮』大射）
諸量函、所在官造、大者五斛、中者三斛、小者一斛、以鐵爲緣、勘平印書、然後給用。（『唐令拾遺』倉庫令）

⑧概…斗斛を平らにする升かき。方概と圓概は、棒の断面が四角いものと丸いものか。また、平らかにする動作のことも言う。注

③に引いた『禮記』『呂氏春秋』も参照のこと。

槩而不稅。「鄭司農云、令百姓得以量而不租稅。」（『周禮』考工記・輿氏）

本起於黃鐘之籥、用度數審其容、以子穀秬黍中者千有二百實其籥、以井水準其槩。「孟康曰、槩欲其直、故以水平之。井水清、清則平也。師古曰、槩所以槩平斗斛之上者也。」（『漢書』律曆志）
釜鼓滿則人概之、人滿則天概之、故先王不滿也。（『管子』樞言）

⑨概母得用槩及圓概…平らかにするにあたって槩・圓概を使つてはいけない。整理小組は前句の、「方概」の二字に重文符號が付されていたはずであるとすると、圖版では「概」の下にしか見えない。また整理小組は「…方概、方概母得、…」と句斷し、「方概がなければ…」の意に解釋しているようだが、嶽麓簡では「母得」は「…することはできない」という禁止の意味で使われる。以上により釋文と句讀を改めた。「槩」は水を受ける器。時に斗桶の代わりに用いられたのであろう。

道官亦令母得從親它縣道官。（嶽麓〔肆〕32）
罪而與郡縣道及告子居隴西縣道及郡縣道者、皆母得來之中縣道官。（嶽麓〔肆〕93）

進盥、少者奉槩、長者奉水、請沃盥、盥卒、授巾。「鄭注、槩、承盥水者。」（『禮記』內則）

ただし別案として、「概」に付される重文符號は衍字であるという意見も出た。文の區切りを示すし字を書くべきところを、誤って重文符號を書いてしまったという可能性は十分考えられる。

【解説】

度量衡器の管理と使用方法についての規定。租税の徴収にも用いられる度量衡器は、正確な大きさのものが、十分な数だけ官府に備え付けられることになっており、それを一般民に貸し出すことは禁じられていた。大きさの改變などを防ぐためだろう。また、豫備として置かれている、通常は使用しない度量衡器についても嚴密な管理が求められた。

續く「以鐵く桶口」の部分は解釋が難しいが、とりあえず注⑦に

足りないことを指す。

人君不理、則畜買游於市、乘民之不給、百倍其本矣。〔師古曰、給、足也。〕〔漢書〕食貨志下)

⑤弗得・察知できない。

有(又)且課縣官、獨多犯令而令・丞弗得者、以令・丞聞。以次傳、別書江陵布、以郵行。(語書1~8)

【解説】

租を取り立てた者が、徴収した租を保管場所に直接納入することは禁じられていた。租を取り立てる者と倉などに搬入する者とを分けることで、徴収した租の一部を着服するような不正を防ごうとしたのだろう。搬入する人員が足りない場合にも、徴収した役人以外の、他の官署の吏に補助させた。

本條の後半部分は、「令の如くしなければ、官畜夫・吏は…、丞・令・令史は…」とすれば済むものを、「人員が足りないとき他の官署の吏にこれを助けさせなければ」という部分が取返して繰り返され、いささか不自然な文章となっている。173簡と174簡の間に缺簡のあることを、むしろ想定すべきなのかもしれない。

《一七五~一七六》

●内史襍律曰、黔首室^①・侍(寺)舍^②有與廡・倉・庫・實官補屬^③者、絶之^④、毋下六丈。它垣屬焉者、獨高其侍^⑤。不從律者、貲二甲。

176 (1274)

175 (1266)

【譯】

内史襍律。黔首の住宅・役人の宿舍が廡・倉・庫・實官と連なっている場合、これを切り離し、その距離が六丈を下回ってはならない。他の垣がこれと連なっている場合は、ただその周壁のみを高くする。律に従わなければ、貲二甲。

【注】

①黔首室・黔首の住む住居か。54簡注⑤の「人室」も参照のこと。
河決曹・衛之域、其南北不過百八十里者、可空此地、勿以爲官亭民室而已。(漢書)溝瀆志)

②寺舍・役人の宿舍。

賊燔城・官府及縣官積取(聚)、棄市。賊燔寺舍、民室、廡、廬、圍、積取(聚)、黥爲城旦舂。其失火延燔之、罰金四兩、責(債)所燔。鄉部・官畜夫・吏主者弗得、罰金各二兩。(二年律令4~5)

③補屬・整理小組は「補」を相連なる、「屬」を連接するの意とする。だが「補」にはそうした意味はなく、正確な語義は不詳である。

有實官高其垣牆。它垣屬焉者、獨高其置芻廡及倉茅蓋者。令人勿新(近)舍。非其官人毆(也)、毋敢舍焉。善宿衛、閉門輒靡其旁火、慎守唯敬(敬)。有不從令而亡・有敗・失火、官吏有重罪、大畜夫・丞任之。內(秦律十八種195~196)

④絶之・住宅や官舎と倉等を切り離して、距離をとるようにすること。

⑤侍・整理小組は注③に引いた秦律十八種195～196に據り、「侍」を「置」の假借とする。だが秦律十八種は「置芻廄」と續き、それを「侍」と省略するとは考えにくい。何を「置く」のかも不明。「侍」と「置」の通假とするのには無理がある。他の何らかの字に通ずると考えられ、會讀の席上では可能性の一つとして「時」が擧げられた。「時」は「埒」に通じ、垣根や圍いを意味する。

櫟陽雨金、秦獻公自以爲得金瑞、故作畦畦時櫟陽而祀白帝。〔素隱、三蒼云、時、埒也。〕〔史記〕封禪書

【解説】

前半部分は、廄などの物資貯蔵施設が住宅や官舎と繋がっている場合、兩者の間に間隔をあけることを規定する。その距離は六丈以上とされ、文字の間違いでなければ一〇メートル以上も離されたことになる。後半部分は、廄などが他の建物の周壁と接している場合の規定。注⑤で述べたとおり、「その侍を高くする」とは「垣根を高くすることであり、建物の間隔を空けるのではなく、周壁を高くすることで貯蔵施設への侵入を防ごうとしたものと解釋した。だがこの解釋では「垣」がなぜ「侍」と言い換えられるのかが不明である。

《一七七～一八〇》

●奔敬（警）律①曰、先繻②黔首當奔敬（警）者、爲五寸符③、人一、右在④、左在黔首⑤、黔首佩之節（卽）⑥奔敬（警）し。諸挾符者、皆奔敬（警）故

177 (1252)

徹外盜⑦徹所⑧、合符焉、以誤（僣）伍之⑨。黔首老弱及瘠（瘠）病⑩、不可令奔敬（警）者、牒書署⑪其故、勿予符。其故徹縣道 178 (1253) 各令⑫守城邑害所⑬、予先分善署之⑭、財（裁）⑮爲置將吏⑯而皆令先智（知）所主⑰。節（卽）奔敬（警）、各亟走所主⑱、將吏善辦治 179 (1369)

之。老弱瘠（瘠）病不足以守⑲、豫遺重卒⑳、期足㉑以益守、令先智（知）所主。 180 (1368)

【譯】

奔警律。まず奔警の任に當たる黔首を選んでおき、五寸の長さの符を作ること、人ごとに一つとし、右半は…に置き、左半は黔首のもとに置き、黔首はそれを身に帯びて奔警の任に就く。およそ符を携帯する者は、いずれも故徹外の盜を取り締まるところで奔警し、符を合致させると、ととのえて伍を組ませる。黔首のうち、老齡や年少、および癘病であるため、奔警させることができない者は、牒書を作成してその理由を書き、符を與えてはならない。故徹の縣道はそれぞれ城邑や要害の場所を守らせ、あらかじめまず適切に彼らに分けて持ち場につけ、適宜將吏を配置し、いずれもまず自分が擔當することを理解しているようにさせる。奔警の任に就くと、それぞれすみやかに擔當しているところに走り、將吏は適切に彼らを管理する。老齡や年少、癘病で十分な守備ができなければ、あらかじめ卒を留めて手厚くし、守備を増やすのに足るようにしておき、まず自分が擔當することを理解させる。

【注】

①奔警律・「警」とは特別な警戒態勢。その際に動員され、警備の

任に就く兵士が「奔警」であろう。

南郡備敬(警)。(編年記2612)

廿六年正月丙申以來、新地爲官未盈六歲節(卽)有反盜、若有敬(警)、其吏自佐史以上去繇(徭)使、私謁之它郡縣官、事已行、皆以彼(被)陳(陣)去敵律論之。吏遣許者、與同臯。以反盜敬(警)事故、繇(徭)使不用此令。●十八(獄籠(伍)30~32)此馭吏邊郡人、習知邊塞發犇命警備事[師古曰、犇、古奔字也。有命則奔赴之、言應速也。]、嘗出、適見驛騎持赤白囊、邊郡發犇命書馳來至。(漢書)丙吉傳

府告居延・甲渠・卅井・殄北鄣候。方有警備。記到、數循行、教敕吏卒、明燻火、謹候望、有所聞見、亟言。有教。建武三年六月戊辰起府。(居延漢簡 D.P.F.S.:49)

驚備檄已移。今宜禾都尉復檄言、虜守酒泉破胡隧。檄到、各驚備循行、明教告吏卒、謹迹望驚試(敦煌漢簡 D1248)

上言變事、以爲變事令、以驚事告急、與興律烽燧及科令者、以爲驚事律。(晉書)刑法志)

② 繻…獄籠簡その他に以下の用例があり、「選ぶ」の意。「遴」に同じ。

隸臣欲以人丁繻者二人贖、許之。其老當免老・小高五尺以下及隸妾欲以丁繻者一人贖、許之。贖者皆以男子、以其贖爲隸臣。女子操敗紅及服者、不得贖。邊縣者、復數其縣。(秦律十八種 61~62)

●騫馬五尺八寸以上、不勝任、奔摯(墊)不如令、縣司馬賞二甲、令・丞各一甲。先賦騫馬、馬備、乃繻從軍者、到軍課之、馬殿、令・丞二甲、司馬賞二甲、灋(廢)。(秦律雜抄 9~10)

縣恆以十月繻、牒書署當賣及就食狀、須卒史・屬糞兵、取省令、

令案視。(獄籠(肆)357)

□□繻卒尉卒(里耶秦簡⑧ 1282)

伏願遴選代人、使必得良才、足以奉宣王猷、遵成志業、則雖死之日、猶生之年。(世說新語)言語篇劉孝標注引王隱(晉書)

③ 五寸符…「符」は割り符。いわゆる竹使符が「長五寸」とされるが、この簡と用途は異なる。

符、信也。漢制以竹、長六寸、分而相合。从竹付聲。(說文解字五篇上)

九月、初與郡守爲銅虎符・竹使符。「應劭曰、銅虎符第一至第五、國家當發兵遣使者、至郡合符、符合乃聽受之。竹使符皆以竹箭五枚、長五寸、鐫刻篆書、第一至第五。」(漢書)文帝紀)

④ 右在…整理小組は「右在【縣官】」とする。右券が官の側に置かれたのは間違いないが、脱字が「縣官」の二字であると断ずる論據はない。

⑤ 左在黔首…注③に引いた「漢書」注に「與郡守爲符者、謂各分其半、右留京師、左以與之」とあり、用途は異なるものの、右半を官署(チェックする側)に置き、左半を対象者(チェックされる側)に持たせる点は同じである。それは次の居延簡も同様である。

始元七年閏月甲辰、居延與金關爲出入六寸符。券齒百。從第一至千。左居官、右移金關。符合、以從事。●第八。(居延漢簡 ㊟・㊿)

⑥ 卽…法律條文では「もし」と讀むのが通例であるが、この箇所

は「奔警」の下に「」があり、「もし奔警せば」とは讀みにくい。暫く「奔警につく」と讀んだ。

⑦故徼外盜・「故徼」は統一以前の秦と六國の國境。81簡注②参照。「故徼外盜」とは故徼の外から秦本土に攻めてきた勢力であろう。注①に引いた嶽麓〔伍〕30～32も参照のこと。

●行書律曰、縣請制、唯故徼外盜、以郵行之、其它毋敢擅令郵行書。（嶽麓〔肆〕197）

●諸嘗戰北・奕・故徼外盜不接・有書不_□及有它闌亡_{□□}不_{□□□□□□□□□□□□□□□□}上（嶽麓〔伍〕317）

□、相國・御史請、緣關塞縣道群盜、盜賊及亡人越關・垣離（籬）・格・塹・封・刊、出入塞界、吏卒追逐者得隨出入服迹窮追捕。（二年律令494）

●捕律、亡人匈奴外蠻夷守棄亭鄣烽燧者、不堅守降之、及從塞徼外來絳而賊殺之、皆要斬、妻子耐爲司寇作如（敦煌漢簡D983）

後使者至、上問、對曰、羣盜、郡守尉方逐捕、今盡得、不足憂。上悅。（〔史記〕秦始皇本紀）

⑧徼所・整理小組は「徼」を「治」とし、徼所は治所のことで、ここでは反盜を取り締まる官署を指すとす。暫くこれに従うが、一方で「徼Ⅱ達」で「反盜が到達した場所」ではないかという意見も出た。

徼命於執事。「注、徼、達也。」（〔春秋左氏傳〕昭公二年）

⑨以誤伍之・「誤」は「僕」に通じ、「具える」の意。次に引く龍崗秦簡の「具伍」と同じく、五人ごとにグループを整え、「伍」

を作ることであろう。

僕、具也。从人異聲。（〔說文解字〕八篇上）

吏具伍、亟入。事已、出、〔吏〕復閱具徒。（龍崗秦簡68+181）

吏將徒、追求盜賊、必伍之。（二年律令141）

⑩癘病・156～159簡注⑩参照。

⑪牒書署・「牒書」は簡を編綴した冊書。「牒書署」は「牒書もて

を署す」つまり冊書の形式で記録しておくこと。注②に引いた嶽麓〔肆〕357も参照のこと。

以尺牒牒書、當免者人一牒、署當免狀、各上。（嶽麓〔肆〕348）

⑫各令・整理小組は、注では「令」の下の符號を抹消符としつつ、

釋文では重文符號と判斷している。その場合「縣道の各令は、せしめ」と讀む他ないが、「縣道の各令」という表現は異例。ここでは重文符號を衍字とみて譯出した。

⑬害所・要害の地。

良將勁弩守要害之處、信臣精卒陳利兵而誰何、天下以定。（〔史記〕秦始皇本紀）

⑭善署之・「善」はきちんと、適切に、の意。140～141簡注⑬参照。

「署」は持ち場につけること。

漢王大說、遂聽信策、部署諸將。「師古曰、分部而署置。」（〔漢書〕高帝紀）

⑮財・裁に通じ、裁量する、はかるの意。斟酌して適宜決定すること。169～170簡注⑥参照。

⑯將吏・引率にあたる官吏。

流者可拯、同食・將吏及津畜夫・吏弗拯、罰金一兩。(二年律令431)

擊破齊軍於歷下、所將卒虜車騎將軍華毋傷及將吏四十六人。(「史記」灌嬰列傳)

⑰令先知所主・「所主」は自分の擔當する仕事。將吏や卒に、自らの職務を十分知らしめることをいうのだろう。

同官而各有主殿(也)、各坐其所主。(效律17)

⑱各亟走所主・整理小組は「各亟走」で句讀し、「所主」を下の「將吏」に續け、「所主將吏」は集められた黔首を主管する吏であるとする。しかし「所主」は前注に示したように解釋すべきであり、ここでは句斷を改めた。「走所主」は擔當する仕事の場所、つまり持ち場に赴くという意味であろう。

⑲遣重卒・「遣」は「留」に同じ。「重」は重ねる、増やすの意。老人や年少者が守備する場所に、より多くの卒を残しておくことを言うのであろう。

秦軍至、必大敗。不如少遣兵。「索隱、按、遣謂留餘也。」(「史記」陳涉世家)

今天或者大警晉也、而又殺林父以重楚勝、其無乃久不競乎。(「春秋左氏傳」宣公十二年)

⑳期足・必ず充足させる。109～110簡注④参照。

【解説】

本條文は、現在のところ唯一の「奔警律」條文である。「警」とは緊急時の特別な警備體制で、その際に前線に急派されるのが「奔警」なのであろう。本條では特に「故徼外からの盜」の迎撃が奔警の任務とされており、舊六國地域での騷亂や、その勢力による秦本土への攻撃に備えて、故徼の縣道一帯に兵士を緊急配備するための體制かと思われる。

條文はまず、奔警に動員される者の選任方法について規定する。該當者には事前に割り符が與えられ、動員の指示が下れば、その割り符を携えて前線に赴いた。戦地に到着すると、割り符によりその身元が確認されたうえで、五人ごとのグループに分けられ、部隊が編成された。こうして動員されたのは壯年の者だけで、老人・年少者・障害者は除外され、割り符が與えられなかった。

「其故徼縣道」以下は、緊急動員體制下にある舊國境地帯での、防衛體制について述べる。兵士にはそれぞれ持ち場があり、彼らを指揮する軍吏も決められ、各自の任務についてよく理解することが求められた。戦闘時には速やかに持ち場につき、指揮官の指示に従った。この後半部分にも「老弱・癡病」が出てくるが、故徼の後方に暮らす老人・年少者はそもそも奔警の任に就かないはずなので、こちらは「盜」が発生した「故徼縣道」に居住する老人・年少者なのであろう。彼らも防衛の任に動員されたが、兵力としては期待できないので、駐留する兵士の数が通常よりは増やされた。

邊境での有事に對し特別な體制が設けられることは、漢代にも見られた。注①に挙げた『漢書』丙吉傳や西北漢簡からは、邊境での

緊急事態が特別な方法で現地一帯や中央政府に傳達されたことや、「警備」が發せられると特別な警戒體制のとられたことなどが窺える。

《一八一》

有興^①而用之、毋更置。其有死亡者、時補之^②、從興有缺^③、縣補之。有卒^④者、毋置。有不勝任^⑤者、貲尉史・士^⑥。

181 (1376)

【譯】

…動員があつてこれを用いたなら、あらためて置かない。死亡した場合は、しかるべき時にこれを補充し、動員に従事して缺員が生じたら、縣がこれを補充する。控えがにいる場合には、置かない。不勝任の者がいる場合は、尉史・士【吏】…を貲し、…。

【注】

①有興…ここでの「興」は軍事動員のことか。

任濃（廢）官者爲吏、貲二甲。●有興、除守畜夫・段（假）佐居守者、上造以上不從令、貲二甲。（秦律雜抄1-2）

日者北邊有興【師古曰、興謂發軍。】、上書助官。（漢書卜式傳）

②時補之…次に引いた置吏律に據るなら、この「時」とは十二月、三月を指す。

縣・都官・十二郡免除吏及佐・羣官屬、以十二月朔日免除、盡三月而止之。其有死亡及故有夫（缺）者、爲補之、毋須時。置吏律（秦律十八種157-158）

●置吏律曰、縣・都官・郡免除吏及佐・羣官屬、以十二月朔日免除、盡三月而止之。其有死亡及故有缺者、爲補之、毋須時。郡免除書到中尉、雖後時、尉聽之。補軍吏・令・佐史、必取壹從軍以上者、節（卽）有軍毆（也）、遣[□]令自占、自占不審及不自占而除及遣者、皆貲二甲、廢。（嶽麓〔肆〕220-222）

③從興有缺…官吏の從軍により缺員が生じることか。「有缺」は注

②所引の置吏律も參照のこと。

邦中之繇（徭）及公事官（節）舍、其段（假）公、段（假）而有死亡者、亦令其徒・舍人任其段（假）、如從興戍然。工律（秦律十八種101）

●捕以城邑反及非從興毆（也）、而捕道故塞徹外蠻夷來爲間、賞母律。（嶽麓〔伍〕170）

④卒…整理小組は「倅」に通じ、「副」の意とする。暫くこれに從うが、文意は明確でない。

⑤不勝任…推薦に應えられないこと、期待された能力に缺けること。

207-209簡注⑤參照。

有任人以爲吏、其所任不廉・不勝任、亦免任者。（二年律令210）

一坐軟弱不勝任、免、終身廢棄無有赦時、其羞辱甚於貪汙坐臧。

〔漢書〕酷吏傳 尹賞

⑥貲尉史・士…整理小組が指摘するとおり、「士」字の下に續く字は「吏」と推測される。

●尉卒律曰、…尉令不謹、黔首失令、尉・尉史・士吏、主者貲各一甲、丞・令・令史各一盾。(嶽麓〔肆〕132~134)

【解説】

前後にあるべき簡を抜き、内容ははっきりしないが、整理小組は軍吏の補任に關連する條文であるとす。確かに科罰の對象が「尉史・士吏」であるから、軍事活動と關連するものである可能性は十分にあり得よう。また、注②に引用した置吏律と共通する文言も見え、これらを總合するなら、「興」(この場合は軍事動員か)に伴って生じた官吏の缺員を、どのように補充すべきか規定した置吏律の一文である可能性が疑われる。軍事動員により官吏が一時的に他の用務につけられた場合は補充がなかったものの、死亡したりポストが缺けたりした場合には補充できたのであろうか。

《一八二〜一八三》

●戍律^①曰、下爵欲代上爵^②、上爵代下爵、及毋(無)爵^③欲代有爵者戍、皆許之。以弱代者^④及不同縣而相代、勿許。¹⁸² (144~147)

【不當相代】^⑤而擅相代、貲二甲。雖當相代而不謁書于吏^⑥、其庸代人^⑦者及取代^⑧者、貲各一甲。¹⁸³ (1298)

【譯】

戍律。下級の爵位の者が上級の爵位の者に、上級の爵位の者が下級の爵位の者に、および無爵の者が有爵の者に代わって戍卒となろうとする場合、いずれもこれを許す。弱年者が老人に代わる、および違う縣の者が代わるのなら、許さない。代わってはならないのに

勝手に代わったら、貲二甲。代わってよくても、書き留めるよう吏に頼まなければ、雇われて人に代わった者および代理を雇った者は、それぞれ貲一甲。

【注】

①戍律…「戍」は國境地帯などを守備すること。184~185簡注①も參照。戍律は、嶽麓簡にはこの條の他、さらに二條文がある。他に秦律雜抄にもこの律名が見える。

戍、守邊也。从人持戈。(《說文解字》十二篇下)

●戍律曰、同居毋竝行、縣嗇夫・尉及士吏行戍不以律、貲二甲。(秦律雜抄39)

②下爵欲代上爵…「上」「下」は相對的な上下。西北漢簡の實例では、ほとんどの場合同じ爵位の者が雇われている。

下爵毆上爵、罰金四兩。(二年律令28)

張掖居延庫卒弘農郡陸渾河陽里大夫成更、年廿四。庸同縣陽里大夫趙勳、年廿九。賈二萬九千。(居延漢簡170.3)

田卒、貝丘莊里大夫成常幸、年廿七。庸同縣厝期里大夫張收、年卅。長七尺(肩水金關簡73EJT29:100)

③毋爵…公卒や士伍など、爵位を持たない者を指す。

④以弱代者…原釋文は「代者」とするが、陳曼曼「讀《嶽麓書院藏秦簡(肆)》札記一則」(簡帛網二〇一八年八月五日)に従い、釋讀を改めた。この場合の「弱」「耆」は明確な年齢基準に據るものではなく、相對的な年齢の高下で、年齢の釣り合いが悪い

者の雇用を禁止しているのであろう。

大畜夫・丞及官畜夫有辜（罪）。居貨贖責（債）欲代者、耆弱相當、許之。（秦律十八種136）

⑤ 不當相代・整理小組が指摘するとおり、170簡（原簡番號は1297簡）の背面に、この四文字が反印文となって寫っている。

⑥ 不謁書于吏・「謁」は「請」に同じ。「謁書于吏」とは吏に書くことを求める、すなわち戍卒の交代について何らかのかたちで書き留めるよう申請することか。

⑦ 庸代人・雇われて人に代わること。「庸」については注②に引いた西北漢簡も参照のこと。

庸、使也。（『廣雅』釋詁）
卒本諸生、聞延壽賢、無因自達、故代卒〔師古曰、代人爲卒也〕、延壽遂待用之。（『漢書』韓延壽傳）

⑧ 取代・代理を雇うこと。

豪彊有論罪、輸掌畜官、使斫莖、責以員程、不得取代。（『漢書』尹翁歸傳）
死不得取代庸、身自逝。〔師古曰、言死當自去、不如他徭役得顧庸自代也。〕（『漢書』武五子傳 廣陵厲王胥）

【解説】

戍卒の勞役に當たる者が、自分の代理を雇う場合の規定。代理にできるのは同じ縣を本貫とする者に限られ、年齢も釣り合いがとれ

ていることが求められた。この條件に反して代理を立てた場合、あるいは代理を立てたことを書き留めてもらわず、正當な手續きに外れた場合には、雇用者・被雇用者がいずれも處罰の対象となった（正確に言えば、「不當相代而擅代」については處罰の対象となる者が明記されていないが、後文と同じく、雇用者・被雇用者の雙方と考えねば筋が通らない）。戍卒が同縣の者を「庸」にしたという記録は、注②に挙げたとおり、西北漢簡にも少なからず見える。

《一八四～一八五》

● 戍律曰、戍^①者月更。君子^②守官^③四旬以上爲除戍一更^④。遣戍、同居^⑤毋竝行。不從律、贖二甲。戍在署^⑥、父母・妻死、184（1296）遣歸葬。告縣、縣令拾日^⑦。繇（徭）發、親父母^⑧・泰父母^⑨・妻・子死、遣歸葬。已葬、輒^⑩聶（躡）^⑪以平其繇（徭）。 185（1298）

【譯】

● 戍律。戍役につく者は月ごとに交替する。君子で官を代行すること四〇日以上であれば、一回の當番を免除する。戍役に派遣する際には、同居の者を同時に行かせてはならない。律に従わなければ、贖二甲。戍役で持ち場にいるとき、父母・妻が死ねば、葬儀のために歸らせる。縣に通達し、縣では不足する日數分の勞役を完遂させる。徭役に徵發された際に、實の父母・祖父母・妻・子が死ねば、葬儀のために歸らせる。葬儀が終われば、ただちに勞役を繼續させて徭役負擔を均等にする。

【注】

① 戌…戌役。主として邊境防備の軍役のこと。「徭戌」という熟語

もあるが、徭と戌とは區別されていたことが本條から分かる。

戌、守邊也。〔說文解字〕十二篇下

戌告犯令者一人以上、爲除戌故徼一歲者一人。(獄麓〔肆〕37)

② 君子…睡虎地秦簡や嶽麓簡には、一種の身分呼稱とおぼしい「君子」がみえる。用例からして、官吏豫備軍となる一定の知識階層がそれに該当することは推測できるが、現存の史料では正確な語義が確定できない。

興徒以爲邑中之紅(功)者、令結(媿)堵卒歲。未卒堵壞、司空將紅(功)及君子、主堵者有罪、令其徒復垣之、勿計爲繇(徭)。

(秦律十八種116～117)

官嗇夫節(卽)不存、令君子毋(無)害者若令史守官、毋令官佐・史守。置吏律(秦律十八種161)

徒卒不上宿、署君子・敦(屯)長・僕射不告、貲各一盾。宿者已上守除、擅下、人貲二甲。(秦律雜抄34)

戌者城及補城、令姑(媿)堵一歲、所城有壞者、縣司空・署君子將者、貲各一甲。(秦律雜抄40～41)

廿二年八月癸卯朔辛亥、胡陽丞唐敢獻之。四月乙丑、丞贈曰、君子子癸、詣私書贈所、自謂馮將軍、母擇子、與舍人來田南陽。：

(嶽麓〔參〕210～211)

置吏律曰、縣除小佐毋(無)秩者、各除其縣中、皆擇除不更以下到士五(伍)史者爲佐、不足、益除君子・大夫・小爵及公卒・士五(伍)子年十八歲以上備員、其新黔首勿強、年過六十者勿以爲佐。(嶽麓〔肆〕210～211)

③ 守官…官を代行すること。典籍史料では、眞官がいない場合に臨時にある官職に従事することとされる。ただし里耶秦簡での用例を参照するならば、一時的な不在により生じる職務の代行も「守」と言ったようである。

是時、茂陵守令尹公師古曰、守茂陵令、未眞爲之。新視事、涉未謁也、聞之大怒。〔漢書〕游俠傳 原涉

卅一年後九月庚辰朔□□、啓陵鄉守取敢言之。佐取爲段令史、以乙巳視事。謁令官假養走。敢言之。(里耶秦簡⑨88)

④ 除戌一更…輪番による交替勤務の一回分を免除すること。卒歲、以正月大課之、最、賜田嗇夫壺酉(酒)東脯、爲早(阜)者除一更、賜牛長日三旬。(秦律十八種13～14)

⑤ 同居…同居する家族。

諸子劫人者錢財、及爲人劫者、同居智(知)弗告吏、皆與劫人者同罪。(二年律令72～73)

同居、謂父母、妻子之外、若兄弟及兄弟之子等、見與同居業者。(漢書 惠帝紀注)

可(何)謂同居。●戸爲同居、坐隸、隸不坐戸謂毆(也)。(法律答問22)

可(何)謂室人。可(何)謂同居。同居、獨戸母之謂毆(也)。

⑥ 署…持ち場。この場合は戌卒が配置された部署のこと。當戌、已受令而逋不行盈七日、若戌盜去署、及亡盈一日到七日、贖耐。(二年律令398)

屯、戌士五桑唐趙歸：日已、以迺十一月戌寅遣之署。（里耶秦簡⑧ 140）

⑦拾日・「拾」は「給」に通じる。92簡注④参照。ここでは歸寧により中斷された戌役の、殘餘の日數分を完遂することと考えられる。次條（186）に「遣往拾日子署」とあるのをふまえるなら再び部署に送られて服役するのであろう。その一方で地元の縣において、戌役にかわる別の労働により不足を補填した可能性も残る。

【諸】給日及諸從事縣官・作縣官及當戌故微而老病居縣・坐妬入春、篤貧不能自食、皆食縣官而益展其日以當食、如居贖責（債）。（嶽麓〔肆〕 292～293）

有贖責（債）拾日而身居、其居縣官者、縣節（卽）有繇（徭）戌、其等當得出、令繇（徭）戌、繇（徭）戌已、輒復居。（嶽麓〔肆〕 250～251）

「拾日給」の通假については、現有の用例は「拾日」のみで、「給日」はない（嶽麓〔肆〕 292～293の字迹は模倣としている）ことから、むしろ「拾」字のまま、「不足補填」の意に解すべきだという意見も出た。

⑧親父母・實の父母。

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之。（秦律十八種155～156）

⑨泰父母・二年律令譯注35～37簡注③参照。祖父母。子牧殺父母、毆詈泰父母・父母・段（假）大母・主母・後母、及

父母告子不孝、皆棄市。（二年律令35）

⑩輒・ここでは「ただちに」の意であろう。已而臬彭越頭於雒陽下、詔曰、有敢收視者、輒捕之。（史記）樂布傳）

●行書律曰、傳行書、署急輒行、不輒行、貲二甲。（嶽麓〔肆〕 192）

⑪聶・「聶」は「躡」に通じ、引き繼ぐ、繼續するの意。ここでは勞役義務の不足日數分を、帳消しにすることなく引き續き行わせること。次に引用した嶽麓〔肆〕 244～247が示すとおり、一年が終了すると、規定日數に到達しなかつたので引き續き就勞すべき（當躡）日數、ないしは規定よりも多く働いた餘剩（有贏）の日數が翌年に繰り越された。

繇（徭）律曰、歲興繇（徭）徒、人爲三尺券一、書其厚焉。節（卽）發繇（徭）、鄉嗇夫必身與典以券行之。田時先行富有賢人、以閒時行貧者、皆月券書其行月及所爲日數、而署其都發及縣請（情）。其當行而病及不存、署于券、後有繇（徭）而聶（躡）行之。節（卽）券繇（徭）、令典各操其里繇（徭）徒券來與券以界繇（徭）徒、勿徵贖、勿令費日。其移徙者、輒移其行繇（徭）數徙所。盡歲而更爲券、各取其當聶（躡）及有贏者日數、皆署新券以聶（躡）。（嶽麓〔肆〕 244～247）

院老各半其爵繇（徭）、□人獨給邑中事。●當繇（徭）戌而病盈卒歲及數（繫）、勿聶（躡）。（二年律令407）

文史躡尋、不得轉移。（漢書 文三王傳）

【解説】

まず、兵役が一ヶ月交替の輪番制を基本としたことが述べられる。官吏は兵役が免除された一方で、その豫備軍たる「君子」には服役の義務があったが、四〇日以上官吏の代理（「守」）を務めた場合には免除された。また遠方への移動を伴う兵役については、同居する家族の中から二名が同時に派遣されることは禁止されていた。同様の規定が睡虎地秦簡にも見え、ここでは科罰対象が明記される。

● 戍律曰、同居母并行、縣嗇夫・尉及士吏行戍不以律、賞二甲。
（秦律雜抄 39）

續いて、兵役期間中に親族が死亡した際の忌引きについて。兵役に就いていても、父母・妻が死亡すれば葬儀のために歸郷することが許された。そのことは本籍地の縣に報告され、報告を受けた縣は、葬儀終了後にその者を不足分の兵役に就勞させた。この縣による措置について、本條文には「縣令拾日」としか記されないが、その言うところは次條の「遣往拾日于署」と同じであろう。

本條文では、兵役期間中の忌引きの規定に附記されるかたちで、徭役に徵發されていた場合についても述べられる。徭役の場合には、父母・妻に加えて、祖父母・子が死亡した時にも歸郷が許された。戌より徭の方が範囲が廣いのは、後者は居住地の近邊で服役することが多いためであろうか。また労働補填の方法も兵役と異なり、徭の場合には後日改めて、不足の日數分だけ徭役に従事させたようである。

獄籠（「伍」）には、官吏の場合も含め、忌引きをめぐる不正への科罰規定が見える。

● 令曰、吏及宦者・群官官屬・冗募羣戍卒及黔首繇（徭）使・有縣官事、未得歸、其父母・泰父母不死而謾吏曰死、以求歸者、

完以爲城旦。其妻子及同產・親父母之同產不死而謾吏曰死、及父母不病而【謾吏】曰病、以求歸、皆遷（選）之。● 令辛（獄籠（伍） 285、287）

さらに、葬儀のために家に居るのは五日間、とする規定もある。

其歸而已葬（葬）者、令居家五日、亦之有事所。（獄籠（伍） 297）
一方、二年律令では、葬儀終了から官に出頭するまでの日數が規定されている。

父母及妻不幸死者、已葬卅日、子・同產產・大父母・大父母之同產十五日之官。（二年律令 37）

《一八六〜一八七》

而舍^①之、缺其更、以書謝^②于將吏^③、其疾病有瘳^④・已葬^⑤・効已^⑥而遣往拾日^⑦于署、爲書以告將吏所^⑧。

疾病有瘳^④・已葬^⑤・効已^⑥而敢弗遣拾日、賞尉^⑦・史^⑧・士吏主者各二甲、丞^⑨・令^⑩・史各一甲。

187 (186)

【譯】

…而舍之…、當番を缺勤する場合は、文書によって將吏に願ひ出して、持ち場に派遣し、不足する日數分の勞役を完遂させらるるに於ては、文書を作成して將吏に報告する。疾病が治癒したり、葬儀が終わったり、取り調べが終わっても派遣して不足日數分の勞役を完遂させなければ、尉・尉史・士吏の擔當者はそれぞれ賞二甲、丞・令・令史はそれぞれ賞一甲とする。

《一八八～一九一》

●戌律曰、城塞^①・陞郭^②多陝（決）壞不脩、徒隸少不足治、以開時^③歲一興^④夫^⑤以下至弟子^⑥・復子^⑦無復不復、各旬^⑧ 188 (1267)
 以繕之。盡旬不足以素^⑨繕之、言不足用積徒數^⑩屬所尉、母敢令公士・公卒・士五（伍）爲它事、必與繕城塞。^⑪ 189 (1273)
 歲上春城旦・居貲贖^⑫（贖）^⑬・隸臣妾繕治城塞數・用徒數、及黔首所繕・用徒數^⑭于屬所尉、與計倍^⑮。其力足 190 (1248)
 以爲而弗爲及力不足而弗言者、貲縣丞・令^⑯・史・尉^⑰・史^⑱・士吏各二甲。離城鄉畜夫^⑲坐城不治、如城尉^⑳。 191 (1249)

【譯】

戌律。城壁や防壁とその階段や堡壘が多く壞れて修繕されておらず、徒隸の人数が少なくて修繕に足りなければ、農閑期に年一回、大夫以下、弟子および復子まで、徭役免除対象者が否かを問わず動員し、それぞれ十日間修繕に當てる。満十日になっても修繕が終わらなければ、不足分の徒の延べ人数を所屬の尉に報告し、公士・公卒・士伍は他の労働に従事させてはならず、必ず城塞の修繕に参加させる。毎年、春城旦・居貲贖・隸臣妾が修繕した城塞の數とその使役した人数、および黔首が修繕した城塞の數と使役人数を、所屬の尉に上計とともに報告する。労働力が工事を十分に足りていないのに工事を行わなかった場合、および労働力が足りないのにそれを報告しなかった場合には、縣丞・令・令史・尉・尉史・士吏はそれぞれ貲二甲。縣治以外の城邑の郷畜夫も、城壁を修繕しない罪に問われること、城尉と同様とする。

【注】

①城塞…ここでの「城」は都邑を圍む城壁、「塞」は主に邊境に設けられた防壁であろう。

九月、長安城成。（漢書 惠帝紀）

起塞以來百有餘年、非皆以土垣也、或因山巖石、木柴僵落、谿谷水門、稍稍平之、卒徒築治、功費久遠、不可勝計。（漢書 匈奴傳）

亡書、符（符）券、入門衛（衛）木久、塞（塞）門、城門之籥（籥）、罰金各二兩。（二年律令52）

②陞郭…陞は階段、郭は防壁に沿って配置されたとりで。

城上五十步一道陞、高二尺五寸、長十步。（墨子 備城門）
 復曰、居一障間。「正義、障謂塞上要險之處別築城、置吏士守之、以扞寇盜也。」（史記 酷吏列傳）

③間時…農閑期のこと。「田時」に對して言う。

試射者、皆必以春秋間時殿（也）。…（嶽麓〔肆〕 368）
 田時殿、不欲興黔首。（里耶秦簡⑩ 5）

④興…人力や物資を動員すること。147～150簡注②参照

⑤弟子…門生のことか。147～150簡注⑥および156～159簡注③参照

⑥復子…親が老年となり、その世話のために徭役を免除された者。147～150簡注⑦および156～159簡注④参照

⑦索・整理小組は盡、空の意とし、睡虎地秦簡の用例を擧げる。これに従う。

皆輒出、餘之索而更爲發戶。（秦律十八種22）

悉索敝賦〔杜注、索、盡也〕、以討于蔡。（『春秋左氏傳』襄公八年）

⑧用積徒數・156〜159簡注⑥参照。使役する徒の延べ人數。

⑨居貨贖・23簡注⑤参照。貨・贖の代償として勞役につくこと。

⑩黔首所繕・用徒數・整理小組は「黔首所繕用徒數」として句讀點を入れない。この部分の「所繕」は前文の「繕治城塞數」に對應するものであるから、「黔首所繕・用徒數」とすべきであろう。

⑪與計偕・毎年の上計とともに報告する。

縣上食者籍及它費大（太）倉、與計偕。都官以計時飢食者籍。（秦律十八種37）

⑫離城鄉嗇夫・整理小組は「離城」を「縣治ないしは郡治から離れた城塞」とし、そこに勤務する郷嗇夫が「離城嗇夫」であるとす。だが「離」は「都」と對になるものとして現れるので、ここでは「都郷」縣治が置かれた邑」以外の集落が「離郷」であり、その周壁が「離城」であると解釋した。

都官有秩吏及離官嗇夫、養各一人。（秦律十八種72）

及都倉・庫・田・亭嗇夫坐其離官屬於鄉者、如令・丞。（效律52〜53）

⑬城尉・整理小組は「史記」李將軍列傳を引き、城尉とはすなわち

縣尉であるとする。これに従うなら、前にある「離城郷嗇夫」

との對比で、敢えて前文の「縣丞：尉」の尉が「城尉」と言い換えられていると解釋できる。一方で、漢代の城尉は都尉府や邊塞の縣に置かれたもので、すべての縣に置かれたわけではない。【解説】で述べるとおり、本條文は邊縣における城壁・防壁の維持管理についての、特別な規定であった可能性もある。

還至霸陵亭、霸陵尉醉、呵止廣。（『史記』李將軍列傳）

縣有塞・城尉者、秩各減其郡尉百石。（二年律令48）

邊縣有障塞尉。（『續漢書』百官志）

【解説】

城壁や防壁、およびその附屬施設の修築に關する規定。この作業には原則として刑徒が動員されたが、勞力が足りないならば、一日間に限って大夫以下の一般民を徵用できた。それでも不足する場合は、郡尉に申告したうえで、他の用務に就いている公士・士伍の一般民を城塞修理に振り替えることが許された。動員した刑徒・一般人の總數と勞役内容は毎年郡尉に報告され、行うべき作業や申告を怠っていた場合は、縣丞以下の官吏が處罰された。

睡虎地秦簡にも城壁の補修に關する規定が見える。

戍者城及補城、令姑（嫗）堵一歲、所城有壞者、縣司空署君子

將者、貲各一甲、縣司空佐主將者、貲一盾。令戍者勉補繕城、

署勿令爲它事、已補、乃令增塞埤塞。縣尉時循視其攻（功）及

所爲、敢令爲它事、使者貲二甲。（秦律雜抄40〜42）

ここでは兵士（戍者）が作業に就き、縣司空がそれを指揮し、縣尉が監督に當たっている。軍事的に重要な城壁・防壁の維持管理

には、刑徒にせよ兵士にせよ、經常的に動員できる勞力が投入され、不足する場合にのみ一般民の徭役が用いられたのであろう。

なお本條文に見える「城尉」は、次の二年律令に據るなら、すべての縣に置かれるものではなかつたようである。

縣有塞・城尉者、秩各減其郡尉百石。(二年律令49)

邊境をはじめとした軍事上の重要地點にのみ塞尉・城尉は置かれたのであろう。従つて本條文も、あらゆる縣の「城・塞」修築について述べたものではなく、邊縣における城壁・防壁の維持管理についての規定ではないかという意見も出た。

《一九二〜一九三》

●行書律^①曰、傳行^②書、署急^③輒行、不輒行、賞二甲。不急者、日齋(畢)^④。留三日、賞一盾。四日【以】^⑤上、賞一甲。二千石官^⑥書

不急者、毋以郵行^⑦。

192 (1250)
193 (1368)

【譯】

行書律。文書を遞送する際、「急」と記してあればただちに送る。ただちに送らなければ、賞二甲。「急」ではない場合も、その日のうちに完了させる。三日間留置すれば、賞一盾。四日以上であれば、賞一甲。二千石官の文書で「急」ではないものは、郵を用いて送つてはならない。

【注】

①行書律：「行書律」は睡虎地秦簡や二年律令にも現れる。また嶽

麓(伍)には郵人による遞送に關する規定が、「卒令」として見える。

■行書律(二年律令27)

●令曰、制書下及受制有問議者、皆爲薄(簿)、署初到初受所及上年日月・官別留日數・傳留狀、與對皆(偕)上。不從令、賞一甲。●卒令乙五(嶽麓(伍) 100、101)

●恆署書皆以郵行。●卒令丙二(嶽麓(伍) 108)

●令曰、郵人行書、留半日、賞一盾。一日、賞二甲。二日、賞二甲。三日、贖耐。過三日以上、耐。●卒令丙五十(嶽麓(伍) 133)

●郵人行書、一日一夜行二百里。行不中程半日、答五十。過半日至盈一日、答百。過一日、罰金二兩。(二年律令273)

②傳行：「傳」は遞送すること。「行」は「受」と對になり文書を送り出すこと。なお本條文と類似する睡虎地秦簡では單に「行」とされる。

行、命書及書署急者、輒行之、不急者、日齋(畢)、勿敢留。留者以律論之。行書(秦律十八種183)

□律曰、傳書受及行之、必書其起及到日月夙莫(暮)、以相報。(嶽麓(肆) 223)

書不當以郵行者、爲送告縣道、以次傳行之。(二年律令274)

③署急：里耶秦簡中の宛名簡に、實際に「急」と書かれているものがある。

□遷陵以郵利足行、洞庭、急(里耶秦簡⑧ 90)
遷陵以郵行

急急、洞庭(里耶秦簡⑨ 149)

④日畢…その日のうちに終える。「畢」は仕事をやり盡くすこと。都官輸大内、『大』内受買（賣）之、盡七月而齊（畢）。（秦律十八種86～87）

⑤以…整理小組は「以」が書き落とされているとする。これに従う。

⑥二千石官…

●御史大夫・廷尉・内史・典客・中尉・車騎尉・大（太）僕・長信詹事・少府令・備塞都尉・郡守・尉・衛（衛）將軍・衛（衛）尉・漢中大夫令・漢郎中・奉常、秩各二千石。（二年律令40～41）

⑦不急者母以郵行…二年律令によると、制書や急書など緊要のものは郵による傳送が行われ、逆に不急のものを郵で送れば罰せられた。後出197簡も参照。注③に引いた里耶秦簡からも、急行便には郵が使われたことが確かめられる。

●令郵人行制書・急書、復勿令爲它事。（二年律令265～266）
●書不急、擅以郵行、罰金二兩。（二年律令272）
●行書律曰、縣請制、唯故徹外盜、以郵行之、其它毋敢擅令郵行書。（嶽麓〔肆〕197）

【解説】

郵を用いて急ぎ遞送すべき文書と、それ以外の文書について、遞送が滞った場合の處罰を規定する。速達便は受領後ただちに運ばねばならなかったが、そうでない文書は一日のうちに處理をすませればよかった。とはいえ、通常便も一日を超えて留置したなら處罰の対象となり、三日までなら贖一盾、四日を超えると贖一甲とされた。

併せて、二千石官の文書でも「不急」の場合は、郵を用いてはならないことが述べられる。注②に引いた秦律十八種183や、注⑦の二年律令265～266に見えたとおり、皇帝（秦王）の命令書（「命書」「制書」）と速達便（「急」）のみが郵により遞送され、それ以外は二千石官の文書であっても郵は用いられなかったことになる。

《一九四～一九五》

●行書律曰、有令女子・小童^①行制書^②者、贖一甲。能捕犯令者^③、爲除半歲繇（徭）^④。其不當繇（徭）者^⑤、得以除它人繇（徭）^⑥。
195 (1388) 194 (1387)

【譯】

行書律。女子や小童に制書を移送させることがあった場合、贖二甲。令に違反した者を捕らえることができたなら、半年分の徭役を免除する。徭役を負担するに当たらない場合は、他の人の徭役を免除することができる。

【注】

①小童…「童」のうちの小さい者。「童」は二年律令474に「史・卜・祝學童學三歲」と見え、史・卜・祝になるための勉強をしている者を「學童」と呼んでいる。その直前に「史・卜子年十七歲學」とあるように、この「學童」は史・卜（おそらく祝も）という特殊技能を持つ者の子である。また、嶽麓〔肆〕147～150には「擅傳（使）人屬弟子・人復復子・小敖童・奴」とあって、何らかの特別な身分・立場を示すと思しき「人屬弟子」「人復復

子」と「小教童」が並列されている。さらに、嶽麓〔肆〕156の「教童年十五歳以上」に對應する部分が二年律令411～415では「公大夫以下子未傅年十五以上者」に作られている。これらことから、「童」は未成年一般を指すのではなく、史・ト・祝といった特定の職能や、公大夫以下といった特定の身分を持つ者の子を限定的に指すようである。

出土法制史料には「小童」と「教童」が見え、『毛詩』衛風・碩人の毛傳に「教教、長貌」とあることからすれば「教」は「長」の意味で、「教」「小」は大小の區分を示すと思われるが、その基準が年齢なのか身長なのかは明確ではない。ただし、嶽麓簡の用例では、「小」には十四歳未満が含まれ（嶽麓〔肆〕24～28）、「教童」には十五歳以上が含まれる（嶽麓〔肆〕156～159）ことからすると、「小童」と「教童」は十四、五歳を境としてそれより年少を「小童」、年長を「教童」と呼んだとも考えられる。なお、居延漢簡に見える年齢區分では十四歳以下を「小」、十五歳以上を「大」とする。78+65簡の注③も参照のこと。

史・ト子年十七歳學。史・ト・祝學童學三歲、學佾將詣大（太）史、大（太）ト、大（太）祝、郡史學童詣其守、皆會八月朔日試之。（二年律令474）

繇（徭）律曰、興繇（徭）及車牛及興繇（徭）而不當者及擅傳（使）人屬弟子・人復復子・小教童・弩（奴）、鄉嗇夫・吏主者、賞各二甲、尉・尉史・士吏・丞・令・令史見及或告而弗効、與同辜。（嶽麓〔肆〕147～150）

●繇（徭）律曰、…（中略）…節（即）載粟乃發教童、年十五歳以上、史子未傅先覺（學）覺（學）室、令與粟事。教童當行粟而寡子・

獨與老父老母居、老如免老、若獨與庠（癯）病母居者、皆勿行。

（嶽麓〔肆〕156～159）

免老、小未傅者、女子及諸有除者、縣道勿敢繇（徭）使。節（即）載粟、乃發公大夫以下子未傅年十五以上者。（二年律令411～415）

■亡不仁邑里・官、毋以智（知）何人毆（也）、中縣道官詣咸陽、郡〔縣〕道詣其郡都縣、皆毆（繫）城旦舂、博作倉苦（弩）、令春勿出、將司之如城旦舂。其小年未盈十四歳者、博作、事之如隸臣妾然。（嶽麓〔肆〕24～28）

妻饑得長壽里大女臧服君年卅五

府守屬臧護 牛車一兩 正月戊寅出
子小男憲年十四日 用牛二 二月癸卯入

第四隧卒伍尊 妻大女女足年十五 見署用穀二石九升少

（居延漢簡55・20）

②制書・皇帝の下す文書の一つ。典籍史料では制度に關する命令と説明される。二年律令では、郵が移送することになっていた。また嶽麓簡には、制書の移送に際して帳簿を作成し、授受の日時や官署での留め置き日数を記載し、報告することを義務づけた規程が見える。

惠帝崩、太子立爲皇帝、年幼、太后臨朝稱制、大赦天下。「師古曰、天子之言、一曰制書、二曰詔書。制書者、謂爲制度之命也、非皇后所得稱。今呂太后臨朝行天子事、斷決萬機、故稱制詔。」（漢書 高后紀）

制書、帝者制度之命也、其文曰制詔三公。（蔡邕『獨斷』下）
臣等昧死上尊號、王爲泰皇。命爲制、令爲詔、天子自稱曰朕。

〔史記〕秦始皇本紀

●定陰忠言、律曰、顯大夫有辜當廢以上勿擅斷、必請之。今南郡司馬慶故爲冤句令、詐（詐）課、當廢官、令以故秩爲新地吏四歲而勿廢、請論慶。制書曰、諸當廢而爲新地吏勿廢者、卽非廢。已後此等勿言。 ●廿六 （嶽麓〔伍〕53～55）

一郵郵十二室。長安廣郵廿四室、敬（警）事郵十八室。有物故去、輒代者有其田宅。有息、戶勿減。令郵人行制書、急書、復勿令爲它事。（二年律令265～267）

●令曰、制書下及受制有問議者、皆爲薄（簿）、署初到初受所及上年日月・官別留日數・傳留狀、與對皆（借）上。不從令、貲一甲。 ●卒令乙五 （嶽麓〔伍〕100～101）

③能捕犯令者・令に違反した者を捕らえることができる。ここでは、行書律への違反を「犯令」と呼んでいる。この点については、93～94簡注⑦参照。なお、嶽麓簡には令の違反者を捕らえた場合に褒賞が與えられる例が他にも確認できる。

●新地吏及其舍人敢受新黔首錢財酒肉它物、及有賣買段（假）賃資於新黔首而故貴賦（賤）其買（價）、皆坐其所受及故爲貴賦（賤）之賊（贓）・段（假）賃費・資息、與盜同灋。其買新黔首奴婢畜產及它物盈三月以上而弗予錢者坐所買賈（買）錢數、亦與盜同灋。學書吏所年未盈十五歲者不爲舍人。有能捕犯令者城旦辜一人、購金四兩。捕耐辜一人、購金一兩。新黔首已遺予之而能捕若告之、勿辜、有（又）以令購之。故黔首見犯此令者、及雖弗見或告之而弗捕告者、以縱辜人論之。 ●廿一 （嶽麓〔伍〕39～44）

④除半歲徭・半年分の徭役を免除する。二年律令407には「皖老各半其爵徭員」とあり、爵位に應じた徭役從事日數の基準（員）のあったことが推測される。これを踏まえると、この「除半歲徭」は、具體的には、爵位などによって決まっている一年間の徭役從事基準日數の半分を免除することを意味していると考えられる。

皖老各半其爵徭（徭）員、入獨給邑中事。 ●當繇（徭）戍而病盈卒歲及毆（擊）、勿聶（攝）。（二年律令407）

⑤不當繇・徭役を負擔するに當たらぬ。次の嶽麓簡では免老・赦童未傅者が、二年律令では免老・小未傅者・女子・諸有除者がそれぞれ縣・縣道における徭役の徵發對象外とされている。

●繇（徭）律曰、發繇（徭）、興有爵以下到人弟子・復子、必先請屬所執灋、郡各請其守、皆言所爲及用積徒數、勿敢擅興、及母敢擅傳（使）赦童・私屬・奴及不從車牛、凡免老及赦童未傅者、縣勿敢傳（使）、節（節）載粟乃發赦童年十五歲以上、史子未傅先覺（學）覺（學）室、令與粟事、赦童當行粟而寡子・獨與老父母居、老如免老、若獨與庠（癯）病母居者、皆勿行。（嶽麓〔肆〕156～159）
發傳送、縣官車牛不足、令大夫以下有訾（貲）者、以訾（貲）共出車牛及益、令其母訾（貲）者與共出牛食・約載具。吏及宦皇帝者不與給傳送事。委輸・傳送重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里。免老・小未傅者・女子及諸有除者、縣道勿敢繇（徭）使。（二年律令411～415）

⑥除它人徭・他の人の徭役を免除する。秦代では、犯罪者を捕らえた場合、本條のようにその褒賞として本人および他人の徭役を

免除できた他に、本人および他人の刑罰を免除できる場合もあつた。漢代では、褒賞による徭役免除の明確な例は確認できない。

●令曰、諸従者有賣買而給(詒)人、與盜同濃、有(又)駕(加)其卑一等、耐卑以下有(又)遷(遷)之、從而奸、皆以強與人奸律論之。耐女子爲隸妾。有能捕若劔告一人、爲除貨戍若罰戍四歲以下一人、欲以除它人、許之。其舍人・同食、見其給(詒)人(獄籠〔伍〕291~292)

【解説】

女子や「小童」を制書の遞送に當たらせるのを禁じた規定。前條の解説でも述べたとおり、制書は郵人により至急移送されるべきものであり、故にそれを女子や小童に委ねることは禁止されていたのであろう。

《一九六》

●行書律曰、母敢令年未盈十四歲^①者行縣官^②恆書^③。不從令者、贖一甲。
196 (1377)

【譯】

行書律。十四歳未満の者に官府の恆書をみだりに移送させてはならない。令に従わなかつた場合は、贖一甲。

【注】

①未盈十四歳・十四歳未満は法律上の扱いが十四歳以上とは異なつ

ていた。

■亡不仁邑里・官、毋以智(知)何人毆(也)、中縣道官詣咸陽、郡【縣】道詣其郡都縣、皆毆(繫)城旦舂、轉作倉苦(笞)、令舂勿出、將司之如城旦舂。其小年未盈十四歳者、轉作、事之如隸臣妾然。(獄籠〔肆〕24~26)

道徹中蠻夷來誘者、黥爲城旦舂。其從誘者、年自十四歳以上、耐爲隸臣妾、奴婢黥顏(顏)頰、畀其主。(獄籠〔肆〕102)

②縣官・官府。106~108簡注⑥参照。

③恆書・秦代官文書の一種、恆署書のこと。獄籠簡には郵で移送する規定が見え、里耶秦簡には郵による恆書の傳送記録も確認できさる。

●恆署書皆以郵行。

●卒令丙二(獄籠〔伍〕108)

恆書三封 □署……遷陵、以郵行 □

卅三年十月丙子夜水下三刻、□封□、以洞庭候丞印更封□□(正)

十月庚寅旦、過充都郵。十一月辛卯旦食時、過南陽鄉□

十一月丙申日入、過盈夷鄉 □(背) (里耶秦簡⑨2345)

遷(遷)子 爰書。某里士五(伍) 甲告曰、謁盜親子同里士五(伍) 丙足、遷(遷) 蜀邊縣、令終身毋得去遷(遷) 所、敢告。…

(中略)…今盜丙足、令吏徒將傳及恆書一封詣、令史可受代吏徒、以縣次傳詣成都、成都上恆書大(太) 守處、以律食。濃(廢) 丘已傳、爲報、敢告主。(封診式46~49)

【解説】

「恆書」を年少者に遞送させることを禁じた規定。重要な文書は年少者に委ねないという原則が前條にも見え、このことから、「恆書」もまた特別な文書であったことがうかがえる。ただし「恆書（恆署書）」については、睡虎地秦簡（封診式46～49）に見える他、里耶秦簡にもより多くの事例が現れつつあるものの、その詳細はなお不明とせざるを得ない。

《一九七》

●行書律曰、縣請制^①、唯^②故徼外盜^③、以郵行之、其它毋敢擅令郵行書。 197 (1417)

【譯】

行書律。縣が制を請うときには、ただ故徼外の反盜に關することのみ、郵によつて文書を移送し、その他は勝手に郵に文書を移送させてはならない。

【注】

①縣請制・縣が皇帝の制を求める。194～195簡注②参照。たとえば二年律令津關令にみえる詔敕は、下級機關の「請」に對して皇帝の「制」が下される形式をとっている。

●東郡守言、東郡多食、食賤、徒隸老・瘠（癯）病、毋（無）賴、縣官當就食者、請止、勿遣就食。它有等比。●制曰、可。（嶽麓〔肆〕300）

●制曰、吏上請・對・奏者、皆傳牒牘數。節（卽）不具而卻、復

上者、令其牒牘毋與前同數。以爲恆。●廷卒乙（嶽麓〔伍〕185）

縣道官有請而當爲律令者、各請屬所二千石官、二千石官上相國、御史、相國、御史案致、當請、請之。毋得徑請者。徑請者、罰金四兩。（二年律令219～220）

②唯、其它……ただだけで、その他は。

③故徼外盜・故の六國の地において、秦に服屬しない勢力。177～180簡注⑦参照。

④故徼外盜・故の六國の地において、秦に服屬しない勢力。177～180簡注⑦参照。

【解説】

皇帝からの指示「制」を求めて縣から提出される上行文書は、基本的に郵では遞送されない。ただし緊急を要する案件に限り、郵で送ることが認められていた。

《一九八～二〇六》

●金布律曰、黔首賣馬・牛、勿^②獻廷^③。縣官其^④買殿（也）、與和^⑤市若室^⑥、勿敢強^⑦。買及賣馬・牛・奴婢它鄉・它縣、吏

198 (1415)

爲取傳書^⑦及致^⑧以歸□□^⑨弗爲書、官畜夫・吏主者、賞各二甲、丞・令・史弗得^⑩、賞各一甲。其有事關外^⑪、以私馬^⑫ 199 (1428)
牛羊行而欲行賣之、及取傳^⑬賣它縣、縣皆爲傳、而欲徒^⑭賣它縣者、發其傳^⑮爲質^⑯。黔首賣奴卑（婢） 200 (1300)

馬・牛及買者、各出廿二錢^①以質市亭^②。皇帝^③其買奴婢(婢)・馬、以縣官馬・牛・羊質^④黔首馬・牛・羊及買、以為義^⑤。 201 (3301)
者、以平買(價)^⑥買之、輒予其主錢。而今虛質^⑦、毋出錢^⑧、過旬不質、質吏主者一甲、而以不質律論^⑨。黔首自 202 (3351)
告^⑩、吏弗為質、除。黔首其為大險取義^⑪、亦先以平買(價)直^⑫之。質奴婢(婢)・馬・牛者、各質其鄉^⑬。鄉遠都市^⑭、欲^⑮

〔缺簡〕

203 (0990)

老為占^⑯者皆遷(遷)^⑰之^⑱。舍室^⑲為里人^⑳盜賣^㉑馬・牛・人、典・老見其盜及雖弗見或告盜而為占質、黥為 204 (1226)

城旦、弗見及莫告盜、贖耐、其伍^㉒同居及一典^㉓、弗坐^㉔。賣奴婢(婢)・馬・牛者、皆以帛書質。不從令者、 205 (142)

質一甲^㉕。賣半馬半牛^㉖者、毋質諸鄉。 206 (1263)

〔譯〕

金布律。黔首が馬・牛を賣るときは、縣廷に連れてこなくてよい。官府が買う場合、市もしくは室で雙方合意の上で行い、強要してはならない。馬・牛や奴婢を他郷・他縣で賣り買いするときは、吏は傳書および致を取得させ、以て歸……。文書を作成しなければ、官畜夫・擔當官吏はそれぞれ質二甲、丞・令・令史が察知できなければ、それぞれ質一甲。關外で用務がある折に私有の馬・牛・羊をつけて行き、道中で賣ろうとする、および傳を取得して他縣で賣ろうとするときには、いずれも縣が傳を作成し、そして他縣に移動して賣るとき、その傳を開封して質を作成する。黔首が奴婢・馬・牛を賣る、および買う場合には、それぞれ二十二錢を出して市亭で質を取得する。皇帝が奴婢・馬を買うとき、官府の馬・牛・羊を黔首の

馬・牛・羊と交換したり、買ったたりし、雙方が合意したならば、標準價格でこれを買ひ、そのつどその賣り主に錢を予える。しかし不正確な質を作成させたり、質錢を支拂わなかったり、十日を過ぎても質を取得していなければ、擔當官吏は質一甲とし、黔首は不質律で裁く。黔首が自ら申告したのに、官吏が質を作成しなかったならば、黔首の罪は免除する。黔首が合意できる範圍を超えていると考えても、まず標準價格で算定する。奴婢・馬・牛の質を取得する場合、それぞれ自分の郷で取得する。郷が都市から遠く、移動して：しようとする：

…老が申告する場合は、いずれも遷刑とする。舍や室で里人のために馬・牛・人を不正に賣り、典・老がその不正を見たのに、および見ているが不正を告げるものがあつたのに、質を申告したならば、黥して城旦とする。見ていなかった、および不正を告發する者がいかなかったならば贖耐とし、その伍人・同居、および典の一人は、罪に問わない。奴婢・馬・牛を賣る場合、いずれも帛に質を書く。令に従わない場合は、質一甲。平價の半分以下の馬・牛を賣る場合は、郷で質を取得しなくてもよい。

〔注〕

①金布律曰：「金布律曰」と「黔首」の間に、二字分程度の空白がある。

②勿・しなくてもよい。禁止ではなく、不必要であることを言う。金布律曰、有買及賣毆(也)、各嬰其買(價)。小物不能各一錢者、勿嬰。(嶽麓[肆] 117)

③ 獻…じかに檢分するために人や家畜などをしかるべきところに連れて行くこと。整理小組は「獻」に通じるとするが、「獻」が「獻」に通じる例は見あたらない。

…今求弗得、以毛所盜牛獻和、和識曰、和牛也。（奏獻書102～103 案例17）

亡自出 鄉某爰書、男子甲自詣、辭曰…。●問之□名事定、…（中略）…母（無）它坐、莫覆問。以甲獻典乙相診、今令乙將之詣論、敢言之。（封診式96～98A）

④ 其…假定の辭。「某某」…「某某」として用いる。縣及都官齋夫其免徒而欲解其所任者、許之。（嶽麓〔肆〕208）

⑤ 和…「和」は平和・調和の意から轉じて、狀況に應じてさまざまな動作を表し、以下の事例のように、「和」單獨で共謀・調合・呼應などと譯される。本簡では賣買の文脈で用いられており、「強」とは逆に合意の上で取引することをいう。

贖罪不直、史不與齋夫和、問史可（何）論。當貨一盾。（法律答問94）

●七。病暴心痛灼々者、治之析莫實治二、枯糧（薑）・菌・桂治各一、凡三物并和取三指最（撮）到節二溫醇酒。（里耶秦簡⑧1221）
守燧乏之、及見寇失不燔燧、燔燧而次燧弗私（和）、皆罰金四兩。（二年律令46）

盜律有劫略・恐獨・和賣買人、科有持質、皆非盜事、故分以爲劫略律。（晉書〕刑法志）

⑥ 室…「室」については1～2簡注④参照。民は路上で物品を販賣

してはならず、また一定以上の期間商賣するときは、市において行わねばならなかった（嶽麓〔肆〕124～126）。この條文をふまえるなら、短期間であれば市以外の場所で行ってもよく、「室」における賣買とはこうしたケースを指すのであろう。

●金布律曰、市衝術者、沒入其賣毆（也）于縣官、吏循行弗得、貨一循（盾）。縣官有賣毆（也）、不用此律。有販毆（也）、旬以上必於市、不者令贖（贖）遷、沒入其所販及買錢于縣官。典・老・伍人見及或告之而弗告、貨二甲。有能捕告贖遷（遷）辜一人、購金一兩。賣瓦土毆（壑）糞者、得販賣室中舍中、租如律令。（嶽麓〔肆〕124～126）

⑦ 傳書…「傳（通行證）」と同じなのか、「傳」をはじめとした諸々の證明書類を指すのか、詳細を詳らかにしない。「取傳」は傳を取得ること。

關合符、及以傳書閱入之…。（龍崗秦簡5）
永始五年閏月己巳朔丙子、北鄉齋夫忠敢言之…（中略）…謹案、自當母官獄徵事、當得取傳。謁移肩水金關・居延縣索關。敢言之。閏月丙子、爰得丞彭移肩水金關・居延縣索關。書到、如律令。掾晏・令史建。（居延漢簡15・19）

⑧ 致…人やモノが移動する際、移動に問題がないことを證明する文書。致書ともいう。

乘馬服牛稟、過二月弗稟、弗致者、皆止、勿稟、致。稟大田而毋恆籍者、以其致到日稟之、勿深致。田律（秦律十八種11）
冗募歸、辭曰、日已備、致未來、不如辭、貨日四月居邊。…●敦（屯）表律（秦律雜抄35～36）

従人論報、擇免歸致書、具此中。(里耶秦簡⑧ 777)

□□律曰、諸當段(假)官器者、必有令・丞致乃段(假)、毋致、官擅段(假)、賞段(假)及假者各二甲。(嶽麓〔肆〕 24)

名匹數告買所內史・郡守、內史・郡守各以馬所補名爲久、久馬、爲致告津關、津關謹以藉(籍)・久案閱、出。(二年律令 507)

十二、相國議、關外郡買計獻馬者、守各以匹數告買所內史・郡守、內史・郡守謹籍馬職(職)物、齒、高、移其守、及爲致告津關、津關案閱(二年律令 509)

⑨ 以歸□□・整理小組は「以歸及(?)免(?)」と釋讀するが、「歸」の後ろの二文字は判讀できない。「以歸」の部分の前段を承けて、「取得した傳書および致を用いて歸り…」の意ではないかという意見も出たが、正確には分からない。

⑩ 弗得…この場合は「察知できない」の意。173～174簡注⑤参照。

⑪ 關外…關中以外の地域。

三年冬、徙函谷關於新安。以故關爲弘農縣。「應劭曰、時樓船將軍楊僕數有大功、恥爲關外民、上書乞徙東關、以家財給其用度。武帝意亦好廣關、於是徙關新安、去弘農三百里。」〔漢書〕武帝紀

元鼎三年)

郡及襄武・上雒・商・函谷關、外人及遷(遷)郡・襄武・上雒・商・函谷關外(嶽麓〔肆〕 53)

相國、御史請關、外人宦爲吏繇(徭)使、有事關中不幸死、縣道各(?)屬所官謹視收斂、毋禁物、以令若丞印封櫝、以印章告關、關完封出、勿索(索)。 (二年律令 500～501)

⑫ 私馬・私有の馬。「縣官馬」に對して言ふ。

御史以聞、請許、及諸乘私馬出、馬當復入而死亡、自言在縣官、縣官診及獄訊審死亡、皆津關。制曰可。(二年律令 508)

⑬ 取傳・傳を取得する。注⑦参照。

⑭ 徙・秦簡では居所の移動、あるいは官職の異動を指すことが多い。だがここでは單なる「移動」の意味で、「有事關外・行賣之」と「取傳賣它縣」の兩者を含意し、兩者いずれの場合にも到着した目的地(Ⅱ它縣)で傳を開封し、質を取得させることを言うのである。

九頭以其歸何。餘馬羊以使者條相犯傲外、在赦前不治、疑歸何怨、誣言驢掌等謀反。羌人逐水草移徙(懸泉置漢簡Ⅱ DXT014-3: 440 粹 241)

ただし右の解釋では「欲徙賣它縣」の「欲」が浮いてしまう。そこで別案として、傳を帯びてA縣からB縣に到着した後、さらにC縣に「徙」ろうとした際の手續きをいうのではないかという意見も出た。

⑮ 發其傳・傳を開封して中に書かれた内容を確認する。馬・牛の正當な所有者であることを確認するのだろう。

非當發傳所也、毋敢發傳食焉。(二年律令 230)

⑯ 質・大型動産の賣買に際して官から發給される證明書。121～123簡注④参照。本條文ではこれが動詞として用いられており、「質を取得する」と譯した。

①⑦各出廿二錢…この場合の「各」は、賣り手と買い手の雙方を指すものと解釋した。その一方で、奴婢や馬・牛一頭ごとに、の意とする意見も出た。

①⑧市亭…市場を管理する官署。睡虎地秦簡の出土した11號墓からは「安陸市亭」の印がある陶器が出土している。

都市亭、厨有秩者及毋乘車之鄉部、秩各百廿石。（二年律令41~42）
 數宅之術行市亭、數巷街以第甲乙。入市門曲折、亦有巷街。（「論衡」詰術）

①⑨皇帝…198簡の「縣官其買…」と同義と解釋したが、このような「皇帝」の用法は他に例を見ない。

②⑩貿…交易、交換の意。賣る、ないし買うといった方向性は持たない。文字通り官府の馬・牛・羊と民の馬・牛・羊の物々交換であらう。

貿、易財也。（「說文解字」六篇下）

②⑪以為義…不詳。整理小組は「義」を「平」とし、「平價」すなわち標準價格で賣買することと解釋するものの、それでは「以平價買之」と文義が重複してしまう。會讀で検討した解釋は以下の三案である。

（1）「義」は「宜」であり、「以為義」とは賣り手と買い手が宜しとすること、すなわち雙方が合意すること。

今王母與天下攻齊、天下必以王為義。（「史記」趙世家）

高帝與呂后共定天下、劉氏所立九王、呂氏所立三王、皆大臣之議、

事已布告諸侯、諸侯皆以為宜。（「史記」呂太后本紀）

（2）「義」は君主の正しい道、およびそれに對する忠誠心の意。この文脈で「以為義」とは皇帝に馬・牛・羊を差し出し、忠義の證とすることであり、その場合でも適正な價格で買い上げるべきことがここで規定されている。

☐【首】當出義賦者令皆☐☐ （里耶秦簡⑧1199）

及秦惠王并巴中、以巴氏為蠻夷君長、世尚秦女、其民爵比不更、有罪得以爵除。其君長歲出賦二千一十六錢、三歲一出義賦千八百錢。其民戶出帛布八丈二尺、雞羽三十緡。（後漢書）南蠻西南夷列傳 巴郡南郡）

（3）公益に資する、見返りを求めない行為。文意についての解釋は（2）とほぼ同じ。

願以家錢義作土牛・上瓦屋欄楯・什物。（張景碑）
 ここでは暫定的に（1）の解釋で譯出した。

②⑫平價…標準價格。111~113簡注⑦参照。

②⑬令虛質…「虚」は實際と相違すること。「虚質」とは不正確な内容の質を發行することであらう。

人及虚租希（稀）程者、耐城旦舂（龍崗秦簡129）

☐☐☐不到所租☐直、虚租而失之如☐☐（龍崗秦簡143）

②⑭毋出錢…ここでの「出錢」とは「出廿二錢、以質市亭」、つまり質錢の納付のこと。

②⑮質吏主者一甲、而以不質律論…先行する違法行為（「令虚錢」「毋出

錢「過旬不質」の主體はいずれも黔首であるから、この科罰規
定は「監督責任のあった擔當官吏↓貨一甲」、「黔首本人↓以不
質律論」という内譯なのであろう。
同居受人酒肉食、以告治者、治者弗爲枉事、治者質二甲、受者以
盜律論。(嶽麓〔伍〕242)

②6 自告・「自首」の意で用いられることが多いが、ここでは単に黔
首が自ら申告することか。

②7 大賮取義・「賮」は「賮」に通じ、一定の基準を超えていること。
注②①の第一案に従うと、合意できる範囲を大きく超えている、
すなわち合意できないと黔首が考えていることと解釋でき、そ
の場合でもひとまず標準價格によって買取價格を算出する旨が
規程されていることになる。

聖王明禮制以序尊卑、異車服以章有德、雖有其財、而無其尊、不
得踰制。(『漢書』成帝紀)

②8 直・「値」に通じ、値踏みすること。

謀借盜而各有取也、并直(値)其賊(贓)以論之。(二年律令58)

②9 各質其郷・201簡の「各出廿二錢以質市亭」と同じ手続きのことを
言うのであれば、郷にも「市亭」が置かれていたことになる。

③0 都市・整理小組は都郷の市場、すなわち縣治に置かれた市とする。
これに従う。質は地元の郷で取得しても、實際の賣買は都郷の
市で行うことが多く、それ故に郷が都市から遠い場合の特例が

設けられていたものか。

豊上書謝曰、…官尊責重、非臣所當處也。…故常願捐一旦之命、
不待時而斷姦臣之首、縣於都市、編書其罪、使四方明知爲惡之罰、
然後卻就斧鉞之誅、誠臣所甘心也。(『漢書』諸葛豐傳)

③① 占・整理小組は「占質」が略されているとし、占質については
「交易品を檢査し、同時に關連する事項を質書に登記する」こ
とという。だが「占」はあくまで「申告」を意味し、商品の檢
査まで含んでいるのかは疑問である。黔首からの依頼を承け、
典・老が取り次いで申告するのであろう。

諸賈人未作質貸賣買、居邑稽諸物、及商以取利者、雖無市籍、各
以其物自占。「索隱、郭璞云、占、自隱度也。謂各自隱度其財物
多少、爲文簿送之官也。」(『史記』平準書)
媿暫色、長二尺五寸、年五月、典和占。
浮暫色、長六尺六寸、年卅歲、典和占。(里耶秦簡⑧ 550)

③② 遷・遷刑。71、74 + 83簡注①参照。

③③ 舍室・整理小組は「舍室のなかで」と注す。これに従う。1、2
簡注④参照。

③④ 爲里人・里人に代わって。里人から請け負って、人・馬・牛を賣
却すること。

約爲粟君賣魚、沽出時行錢卅萬。(居延漢簡 EP.F23: 7)

③⑤ 盜賣・不正に賣却すること。この場合は「盗んで賣る」のとはば

同義。

芮卽給買（賣）方、已（已）用錢毋以賞。上卽以芮爲盜買（賣）公地、辜芮、芮毋以避。（嶽麓〔參〕83～84）

〔36〕伍・五家を「伍」とし、同伍の者を「伍人」とする。124～126簡注〔9〕参照。

〔37〕一典・典の一人。他方の典。典のうち、占質に關與しなかつた者のことか。占質を行つた典・老は過失の場合にも罪を問われるので、「弗坐」とされるのは筋が通らない。従つてこの「一典」とは、占質にかかわつた典以外の典と理解した。典には田典と里典があり、そのうち里典は三〇戸以上に一人置かれた。

●尉卒律曰、里自卅戸以上置典・老各一人、不盈卅戸以下、便利、令與其旁里共典・老。（嶽麓簡〔肆〕142）

〔38〕半馬半牛・整理小組は半馬半牛の價格を指すとして、『九章算術』を引く。何らかの理由で評價額が低く、標準價格の半分に満たない場合について規定するものか。

今有二馬一牛價過一萬、如半馬之價。一馬二牛價不滿一萬、如半牛之價。問半馬價各幾何。（『九章算術』方程）

【解説】

奴婢や馬・牛の賣買に關わる諸規定がまとめられ、特に「質」（賣買證明書）關連のものがその中心となつてゐる。「質」の制度は、『周禮』を除けば從來の史料にほとんど言及がなく、本條文は非常に興味深い一方で、文意がつかみにくい箇所も多い。

奴婢や馬・牛など、高額な大型動産の賣買に際しては、市亭に二錢を収めて「質」を取得せねばならなかつた。取得のための申告を典・老が行う場合もあり、特に市ではなく「舍室」において、すなわち里の周邊において行われた賣買で不正があれば、申告を行つた典・老が厳しく咎められた。

一連の手續きは郷レベルで處理された。冒頭に見える「獻」とは、注〔3〕で述べたとおり、直に檢分を受けるべく人や家畜を帶同して官署に出頭することであり、この場合は賣買に先だつて商品である馬・牛（奴婢も同様か？）が官署に連れて行かれ、檢分を受けたのだらう。この手續きも郷レベルで行われ、縣廷にまで出頭する必要はなかつた。ただし203簡には「都市」、つまり縣の治所に置かれた「市」が現れる。實際の賣買は、地元の市ではなく、規模の大きな「都市」で行われることが多かつたのだらう。

地元ではなく他の郷や縣、さらには關中の外で販賣しようとする場合には、「傳書」や「致」のような證明書が必要になつた。二年律令の津關令には、馬の賣買に際して作成された「傳」「致」の事例がいくつか見え、参考になる。例えば、二年律令509～511は關外の郡が關中で馬を購入する際の手續きを規定する。まず關外の郡から必要な馬の数が購入地に傳えられ、それを承けて購入地の吏は賣却する馬の特徴や年齢を記したリストを作成する。リストは「致」と共に關所に送られ、關所ではそれを用いて馬の出入を檢分したという。本條文で言及される「傳書」や「致」にも、家畜についての情報を書き込まれており、目的地に到着して賣却する際には、これらの證明書を開封し、それに依據して「質」が作られたのではないか（この點について別案もあることは注〔14〕参照）。

このほか、賣買は「市」もしくは「室」で行うべきことや、奴婢

や馬などを官府が購入する際の價格算定にも言及がなされる。ただし價格算定については、「義」の意味が確としないため、よく分からない点が多い。いずれにせよ、皇帝が購入者である場合にも標準價格に基づいて値段が決められ（購入ではなく交換（買）の場合には、差額が算定されたのだろう）、黔首に代價が渡された。

《二〇七～二〇九》

置吏律^①曰、縣除有秩吏^②、各除其縣中。其欲除它縣人及有謁置人^③、爲縣令・都官長^④・丞・尉・有秩吏能任^⑤。 207 (1247)
 者、許之^⑥。縣及都官嗇夫其免徒^⑦而欲解其所任^⑧者、許之。新嗇夫弗能任、免之、縣以攻（功）令^⑨任除有秩吏^⑩。 208 (1248)
 任者免徒、令其新嗇夫任。弗任、免。害（憲）盜^⑪、除不更以下到士五（伍）、許之。 209 (1247)

【譯】

置吏律。縣が有秩の吏を敘任するときは、それぞれその縣の中の者から敘任する。他の縣の者を敘任しようとする場合、および依頼して人を配置しようとする場合、縣令・都官長・丞・尉・有秩の吏が保證できる者であるなら、これを許可する。縣および都官の嗇夫が辭めたり異動したりし、自らの行った保證を解除しようとする場合、これを許可する。新しい嗇夫が保證できなければ、これを辭めさせ、縣は功令により有秩の吏を保證して敘任する。保證人が辭めたり異動したりしたなら、新しい嗇夫に保證させる。保證がなければ、辭めさせる。憲盜については、不更以下から士伍に到るまでの者から敘任するなら、これを許可する。

【注】

①置吏律・「置吏律」は第二組に五條現れる他、秦律十八種・二年律令にも見える。また秦律雜抄には「除吏律」がある。

■置吏律（二年律令24）

②有秩吏…百石以上の定まった秩祿を持つ官吏。斗食・佐史よりも上位に位置する。

月食者已致粟而公使有傳食、及告歸盡月不來者、止其後朔食、而以其來日致其食、有秩吏不止。倉（秦律十八種46）

爲縣令佐一歲十二日。爲縣斗食四歲五月廿四日。爲縣司空有秩乘車三歲八月廿二日。（里耶秦簡^⑩15）

大夫比三百石、不更比有秩、簪裹比斗食、上造・公士比佐史。（二年律令22）

③有謁置人…「謁」は依頼すること。「有謁置人」とは、上級機關に依頼して特にポストを設けることか。尹灣漢簡には、定員外の官吏の配置理由として「請治所置」が見え、これと類似する措置と考えられる。

魏王豹謁歸視親疾。「師古曰、謁、請也。」（『漢書』高帝紀）

今掾史見九十三人。其廿五人員、十五人君卿門下、十三人以故事置、廿九人請治所置。吏臧員廿一人。（尹灣漢簡 YN61D5B3）

④都官長…都官の責任者、「都官嗇夫」と同じ。縣令（縣嗇夫）と同格に置かれる。

可（何）謂官長。可（何）謂嗇夫。命都官曰長、縣曰嗇夫。（法律答問95）

大（太）醫・祝長及它都官長、黃（廣）鄉長、萬年邑長、長安尉長、秩各三百石。（二年律令465～466）

⑤任…人物を保證して推薦すること。

任人爲丞、丞已免、後爲令、今初任者有辜（罪）、令當免不當。（法律答問14）

秦之法、任人而所任不善者、各以其罪罪之。（史記 范雎列傳）

蒼任人爲中候、大爲姦利、上以讓蒼、蒼遂病免。「集解、張晏曰、所選保任者也。」（史記）張丞相列傳）

⑥免徒…辭めたり、異動したりすること。

實官佐・史被免・徒、官畜夫必與去者效代者。（秦律十八種102）

吏遷、徒免罷、受其故官屬所將監治送財物、奪爵爲士伍、免之。（漢書 景帝紀）

⑦其免徒而欲解其所任…官吏が辭職・異動するのにもない、自らがかつて行つた人物保證を取り消すことか。

⑧功令…整理小組は「功課に關連する令」と解釋する。暫くこれに従うが、「功令」という令名の初見は前漢武帝期以降に下る。

爲博士官置弟子五十人、復其身。…（中略）…請著功令。佗如律令。（史記 儒林列傳）

●功令第卅五。候長士吏皆試射、射去墀恐努力如發弩。發十二矢、中矜矢六爲程。過六矢、賜勞十五日。（居延漢簡 6・83）

⑨憲盜…原文は「害盜」。整理小組は「害」が「憲」に通じるとす

る。「害盜／憲盜」は睡虎地秦簡に見え、「求盜」に類するものと思われる。

侯（候）・司寇及羣下吏毋敢爲官府佐・史及禁苑憲盜。內史雜（秦律十八種193）

害盜別微而盜、駕（加）辜（罪）之。…（中略）…求盜比此。（法律答問1～2）

高祖爲亭長、乃以竹皮爲冠、令求盜之辭治之。「集解、應劭曰、求盜者、舊時亭有兩卒、其一爲亭父、掌開閉掃除、一爲求盜、掌逐捕盜賊。」（史記 高祖本紀）

【解説】

本條文はまず、縣の有秩の吏には自縣の者を敘任すべきことを規定する。この原則から外れ、他縣の者を任用する場合、あるいは特別に請願してポストを設ける場合には、適任者であることが縣令以下の役人によつて保證されねばならなかつた。ちなみに縣の場合とは異なり、都官の吏については旁縣の者も敘任できた。

都官除吏官在所及旁縣道。都官在長安・櫟陽・雒陽者、得除吏官在所郡及旁郡。（二年律令218）

さらに、保證人がやめたり異動したりする場合についての規定が續く。縣や都官の長官が異動する場合は、彼が行つた保證をいったん解除することができ、その場合は後任の長官による保證が新たに必要となつた。保證が更新されなかつた者は免じられ、縣が後任を選んだ。二年律令210や注⑤に引いた諸史料が示すとおり、保證人（任者）が罪を犯せば、その保證により敘任された者は免じられ、逆に敘任された者が不適格であれば、保證人は罰せられた。

有任人以爲吏、其所任不廉・不勝任以免、亦免任者。其非吏及

宦也、罰金四兩、戍邊二歲。(二年律令²¹⁰)

しかし、免官・異動などを契機にして保證―被保證關係が解除されていけば、その後は連坐から免れたのだろう(例えば注^⑤所引の法律答問¹⁴⁵)。

整理小組の復原案では、以上の内容を記した207―208簡の後に、209簡が置かれる。その前半は208簡の内容と重なり、208簡と209簡が接續するのであれば、抄寫に際して何らかの混亂のあったことが疑われる。

《二〇〇―二二一》

置吏律曰、縣除小佐^①毋(無)秩^②者、各除其縣中、皆擇除不更以下到士五(伍)史^③者爲佐^④。不足、益除君子^⑤・夫^⑥子^⑦・小爵^⑧。

及公卒・士五(伍)子年十八歲以上^⑨備員^⑩。其新黔首^⑪勿強^⑫、年過六十者^⑬勿以爲佐^⑭。人屬弟^⑮・人復子^⑯欲爲佐吏 211 (3307)

【譯】

置吏律。縣が無秩の小佐を敘任するときには、それぞれその縣の中の者から敘任し、いづれも不更以下から士伍に到るまでの、史の資格を持つ者を選んで佐に敘任する。足らなければ、君子の子・大夫の子・小爵を持つ者、および公卒・士伍の子で年齢が十八歳以上の者を追加敘任して定員を充足させる。新黔首であれば強制してはならず、年齢が六十を超える者を佐としてはならない。人の弟子・人の復子が佐吏になろうとし…

【注】

①小佐…「小佐」は典籍・出土史料に見えないが、最下層の書記官として「小史」があった。

方進年十二三、失父孤學、給事太守府爲小史、號遲頓不及事、數爲掾史所詈辱。(《漢書》翟方進傳)

河南尹員吏九百二十七人、十二人百石。諸縣有秩三十五人、…(中略)：書佐五十人、脩行二百三十人、幹小史二百三十一人。(《續漢書》百官志五注引《漢官》)

□□□刻刻下六、小史夷吾以來。(里耶秦簡⑧ 136+142B)

②無秩者…「有秩」とは異なり、定まった秩祿がないことを言う。緹騎二百人。本注曰、無秩、比史食奉。(《續漢書》百官志四)

③史…この場合の「史」とは、一定水準以上の文字の知識を有し、「史」の資格を與えられている者のことか。

試史學童以十五篇、能風(諷)書五千字以上、乃得爲史。(二年律令 47)

三年、卷軍。八月、喜掄史。(編年記 1012)

資中令史陽里釗伐閔。十一年九月隴爲史。爲鄉史九歲一日。(里耶秦簡⑧ 269)

④佐…下級の書記官。秦律・二年律令には「佐・史」と並列されて現れる。

卅五年六月戊午朔己巳、庫建・佐般出賣祠審餘酒二斗八升于□

符(率)之斗二錢。令史歛監。□(里耶秦簡⑧ 907+⑧ 923+⑧ 1422)

除佐、必當壯以上、毋除士五（伍）新傅。（秦律十八種190）
 侯（侯）・司寇及羣下吏毋敢爲官府佐・史及禁苑憲盜。內史雜（秦律十八種193）

□□、大（太）史官之。郡、郡守官之。卜、大（太）卜官之。
 史・人（卜）不足、乃除佐。（二年律令48）
 吏備（德）罷・佐勞少者、毋敢置（擅）史・卜。（二年律令48）

⑤君子・184～185簡注②參照。

⑥小爵・特別な理由により未成年者が帯びることになった爵位。
 ～138簡注⑦參照。 135

⑦年十八歳以上・1～2簡注⑥參照。

⑧備員・定員を充足させる。

博士雖七十人、特備員費用。（『史記』秦始皇本紀）
 遷陵隸臣員不備十五人。（里耶秦簡⑧986）（986）

⑨新黔首・新たに秦に服屬することになった民。

●新地吏及其舍人敢受新黔首錢財酒肉它物、及有賣買段（假）賃
 資於新黔首、而故貴賦（賤）其賈（價）、皆坐其所受及故爲貴賦
 （賤）之賊（贓）・段（假）賃費・賁息、與盜同法。（嶽麓〔伍〕39）

40

利鄉反、新黔首往毆（擊）、去北當捕治者多、皆未得。（奏讞書129）
 130 案例⑬

⑩勿強・「強」は強いる、強制する。ここでは強制的に佐とするこ
 と。

□□□□□□不備、令其故吏與新吏雜先索（索）出之。其故吏弗欲、
 勿強。（秦律十八種31）

詔流民欲還歸本而無糧食者、過所實稟之、疾病加致醫藥。其不欲
 還歸者、勿強。（『後漢書』和帝紀）

⑪年過六十者・

國中自七尺以及六十、野自六尺以及六十有五皆征之。（『周禮』地
 官鄉大夫）

●有貨贖責□□□□其年過六十歳者勿遣。年十九歳以上及有它罪
 而戌故（胡平生「論簡帛辨僞與流失簡牘搶救」『出土文獻研究』第九輯、
 臨1）

不更年五十八、簪裹五十九、上造六十、公士六十一、公卒・士五
 （伍）六十二、皆爲皖老。（二年律令357）

史・卜年五十六、佐爲吏盈廿歳、年五十六、皆爲八更。六十、爲
 十二【更】。（二年律令484～485）

秦制二十爵。男子賜爵一級以上、有罪以減、年五十六免。無爵爲
 士伍、年六十乃免老、有罪、各盡其刑。（『漢舊儀』下）

⑫人屬弟・「人屬弟子」のことか。147～150簡注⑥參照。

⑬人復子・未詳。147～150簡注⑦參照。

【解説】

「佐」の任命について規定する。有秩の吏と同様に、下級の書記

官である佐も、縣内に居住する者から選ばれた。まずは士伍や下級の有爵者のうち、一定の文字知識を備えた者が敘任されたが、それでは不足する場合は、より高い爵を持つ者の子や、さらには公卒・士伍の子が充てられた。注④に引いた秦律十八種190では、佐には壯年の者が充てられることになっているが、人材が不足する場合には若年者も用いられたのだろう。さらに新占領地の黔首に對しては、佐となることを強要してはならないとされている。

末尾の、21簡の後半には「人屬弟(子)」などが佐になろうとする場合の規定が記されているようだが、整理小組が指摘するとおり後續する簡が缺けており、内容をつまびらかにしない。

本條文はひとまず右のように解釋できるが、これは冒頭部分に見える「小佐」を「佐」と同じものと見なしたうえでの理解である。もしも「小佐」が佐のなかでもより下級の者を指しており、その後に現れる「佐」が「小佐」の言い換えであるとしたら、通常の「佐」の敘任規定は、これとは別に存在したと考えざるを得ない。

《二二二～二二四》

置吏律曰、有辜(罪)以遷(遷)者及贖耐①以上、居官②有辜(罪)以廢③者、虜④・收人⑤・奴・羣耐子⑥・免者⑦・贖子⑧、輒傳⑨其計籍⑩。其有除以爲冗佐⑪・吏⑫・縣匠⑬・牢監⑭・牡馬⑮・簪裹⑯者、勿許⑰、及不得爲租⑱。君子⑲・虜・收人・奴・羣耐子・免者・

贖子、其前卅年五月⑲除者勿免、者勿復用⑳。

212 (1389)

213 (1378)

214 (1418)

【譯】

置吏律。罪を犯して遷刑とされた者、および贖耐以上の者、在任中に罪を犯して出仕を禁止された者、虜・收人・人奴・もろもろの耐子・免者・贖子は、そのつど計籍に書き付ける。敘任されて冗佐・佐吏・縣匠・牢監・牡馬・簪裹になろうとした場合も、許可してはならず、および租を取り立てさせてはならない。君子・虜・收人・人奴・もろもろの耐子・免者・贖子で、三十年五月より前に敘任された者は辭めさせてはならないが、辭めた者はふたたび用いてはならない。

【注】

①贖耐…財産刑の一つ。七六八〇錢に相當する。二年律令では十二兩とされる。
贖耐、馬甲四、錢七千六百八十。(嶽麓〔貳〕「數」82)
贖耐、金十二兩。(二年律令119)

②居官…官署で働くこと。この場合は官吏として勤務していることであろう。

縣道官令長及官母長而有丞者節(卽)免・徙、二千石官遣都吏效代者。唯(雖)不免・送(徙)、居官盈三歲、亦輒遣都吏案效之。(二年律令347～348)

守閭闔者食梁肉、爲吏者長子孫、居官者以爲姓號。(『史記』平準書)

③廢…罷免して出仕禁止とする。官吏に對する懲戒處分として秦律に見える。

一坐軟弱不勝任免、終身廢棄、無有赦時、其羞辱甚於貪汙坐贓。
〔漢書〕酷吏傳 尹賞

商還、或白主簿語、商恨、以他職事去主簿、終身廢錮。〔漢書〕
游俠傳 樓護

孝文皇帝時、貴廉潔、賤貪汙、賈人贅壻及吏坐贓者皆禁錮、不得爲
吏。〔漢書〕貢禹傳

●粟卒兵、不完善（繕）、丞・庫畜夫・吏貲二甲、灋（廢）。〔秦律
雜抄15〕

灋如故、更廢官。（里耶秦簡⑧491）
病有瘳、令爲新地吏及戍如吏有過過廢免爲新地吏及戍者。●遷吏
令甲（嶽麓〔伍〕276～277）

④ 虜…隸屬者の一種か。84～86簡注①参照。

⑤ 收人…近親の罪に坐して、身柄を官府に沒收された者。160～162簡
注⑩参照。

⑥ 耐子…整理小組は「耐刑を受けた者の子」とする。耐隸臣妾とさ
れた者の子は一般民とされず、特別な地位に置かれた。一方、
耐司寇の子は傅籍の時に士伍とされたが、この條文に據るなら、
下級官吏となることはできなかった。

女子懷夫子而有辜（罪）耐隸妾以上、獄已斷而產子、子爲隸臣妾、
其獄未斷而產子、子各如其夫吏（事）子。（嶽麓〔肆〕161～162）
公士・公卒及士五（伍）・司寇・隱官子、皆爲士五（伍）。（二年律
令364～365）

⑦ 免者…整理小組は「刑徒身分から免ぜられた者」とする。これに
從う。

工隸臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。
〔秦律十八種156〕

⑧ 贖子…不詳。整理小組は「すでに罪を贖った者の子」とする。だ
がこれに從うと、贖耐より軽い贖遷刑とされた者は、犯罪者本
人は冗佐等になれるのに對し、その子の敘任は認められないこ
とになる。

⑨ 傅…附記する。書き付ける。

●制曰、吏上請・對・奏者、皆傅牒贖數。節（即）不具而卻、復
上者、令其牒贖母與前同數。以爲恆。●廷卒乙。（嶽麓〔伍〕185）
蕭何發關中老弱未傅者悉詣軍。〔師古曰、傅、著也。言著名籍、
給公家徭役也。〕〔漢書〕高帝紀

⑩ 計籍…簿籍の類。

卅年・卅一年工用
計、已事。廿九
年・卅年
計籍志副、

具此中。（里耶秦簡⑩72）
是時蕭何爲相國、而張蒼乃自秦時爲柱下史、明習天下圖書計籍。
〔史記〕張丞相列傳

⑪ 冗佐…常勤の佐。「冗」は17～18簡注④、「佐」は210～211簡注④參

照。

冗佐、上造、臨漢都里曰援。庫佐冗佐。年卅七歲。

爲無陽衆陽鄉佐三月十二日。

凡爲官佐三月十二日。

族王氏。：（里耶秦簡⑧ 155）

⑫佐吏…下級官吏の一つだろうが、詳細は不詳。あるいは「佐・史」の誤か。

諸樂人及工若操繙紅、有技能者皆毋得爲臣史・佐、吏、書。（嶽麓〔伍〕 316）

⑬縣匠…土木工事を擔當する縣の技術者。
度攻（功）必令司空與匠度之、毋獨令匠。（秦律十八種 123～124）

⑭牢監…牢獄の管理に當たる者。

遷陵吏志。吏員百三人。：（中略）…牢監一人。（里耶秦簡⑨ 633）
海西吏員百七人。令一人、秩千石。：（中略）…游徼四人。牢監一人。（尹灣漢簡 YM6D2A）

⑮牡馬…ここでは官職名の一つであろうが、詳細は不詳。「趣馬」や、次注に述べる「走馬」の類か。

趣馬掌贊正良馬。而齊其飲食、簡其六節。（周禮）夏官校人

⑯簪裏…二十等爵中の第三等爵の名稱だが、この場合は何らかの官職名であろう。統一以前、第三等爵は「走馬」と呼ばれたが、里耶秦簡⑧ 461に見えたとおり、これが「簪裏」に改められ、「走馬」は何らかの職名として用いられるのみになった。それ

以前は、「走馬」は爵名であると同時に職名でもあったことになる。「簪裏」もまた、かつては何らかの職掌の呼稱でもあったのだろう。

大夫・不更・走馬・上造・公士、共除米一石、今以爵衰分之、各得幾可（何）。（嶽麓〔貳〕「數」 122）

走馬如故、更簪裏。（里耶秦簡⑧ 461）

大夫比三百石、不更有秩、簪裏比斗食、上造・公士比佐史。（二年律令 292）

三爵曰簪裏、御駟馬者。要裏、古之名馬也。駕駟馬者其形似簪、故曰簪裏也。（後漢書）百官志注引劉劭爵制）

⑰勿…整理小組は「毋」とするが、圖版により改めた。

⑱其有除以爲冗佐…勿許…條文を文字通りに讀めば、ここに列擧されてい、ポストには前科のある者などを敘任できたことになる。その一方で、これらの職名で下級官吏一般を代表させている可能性もある。

⑲爲租…整理小組は「租を徵收する」とする。租として納める穀物のとりまとめなど、郷里における重要な仕事は任せないことをいうものか。

⑳君子…「君子」が「虜」などと並列されるのは不自然極まりない。（1）「君子」の後ろに脱文がある（例えば「有罪以廢者」）、（2）この「君子」は衍字である、といった可能性が考えられる。

②1其前卅年五月…〔始皇〕三十年（前二七）五月に先んじて」の謂。

昭襄王三十年である可能性も残るが、前條文には「新黔首」が見え、ひとまず統一以後の條文としておくのが妥當だろう。

●十三年三月辛丑以來、取（娶）婦嫁女必參辨券。不券而訟、乃勿聽、如廷律。前此令不券訟者、治之如內史律。●謹布令、令黔首明智（知）。●廷卒□（嶽麓〔伍〕188～189）

②2免者勿復用…ここでの「免者」は前文とは異なり、いったん冗佐等に任じられながら、その職を辭した者のこと。三十年五月以前のことであれば、敘任された者を罷免する必要はなかったが、その後辭職した者については、それを再任用することはできなかったであろう。

【解説】

本人ないしはその親に前科がある者についての規定。前科があるという事實は名籍に記録され、そうした記録がある者は最下層の官吏となることもできなかった。ただし、なることのできないポストの範圍については不明確な部分が残る（注⑩參照）。特定身分の者には出仕が認められておらず、任命の可否を確かめるために名籍が活用されたことは、睡虎地秦簡「爲吏之道」の魏戸律からも知られる。

●廿五年閏再十二月丙午朔辛亥、○告相邦、民或棄邑居墜（野）、入人孤寡、徹人婦女、非邦之故也。自今以來、段（假）門逆呂（旅）、贅壻後父、勿令爲戸、勿鼠（予）田宇。三葉（世）之後、欲士（仕）士（仕）之、乃（仍）署其籍曰、故某慮贅壻某叟之乃（仍）孫。魏戸律。（爲吏之道〔中〕一〇二）
一方で、刑徒を最下層の役職に充てるのを禁じた律文があり、本來

ならば役職につけてはならない者を敘任してしまうことは、往々にしてあったらしい。

侯（候）・司寇及羣下吏毋敢爲官府佐・史及禁苑憲盜。內史雜（秦律十八種193）

「三十年五月」以前の敘任が不問にされているのは、そうした現状をふまえているのかもしれない。

本條文はひとまず右のように理解できるが、「耐子」「免者」「贖子」といった地位呼稱や、最下層の役職名とおぼしい「牡馬」「簪裏」など、その意味内容が判然としない部分が多い。

《二二五～二二九》

置吏律曰、敢任除戰北^①・栗^②・故徹外盜不援^③及廢官^④者以爲吏及軍吏^⑤・御右^⑥・把鉦鼓志^⑦及它論官^⑧者

□□□□□□謁置^⑨□□丞^⑩尉□□卒史^⑪・有秩吏及縣令除有秩吏它縣^⑫者、令任之。其

任有臯^⑬刑臯以上、任者貲二甲而廢。耐臯・贖臯、任者貲一甲。貲臯、任者弗坐。任人爲吏及宦皇

帝、其謁者有臯、盡去所任、勿令爲吏及宦^⑭。爲吏而置^⑮吏于縣及都官、其身有臯耐以上及使

故徹外不來復令^⑯而臣逋（？）^⑰者、其所置者皆免之。非計時^⑱毆（也）、須已計而言免之。

【譯】

置吏律。戰つて逃げた者、懦弱な者、故徹外の盜の鎮壓に助力しなかつた者、および出仕を禁じられた者を、みだりに保證して敘任

215 (1426)
216 (1303)
217 (1302)
218 (1322)
219 (901)

し、吏および軍吏・御右・把鉦鼓志とする、およびその他の論官とした場合、…：依頼して：配置し：丞・尉：卒史・有秩の吏とする、および縣令が有秩の吏を他縣より敘任する場合、それを保證させる。保證したところ、その者に罪があり、それが肉刑以上の罪であれば、保證した者は貲二甲とし、出仕を禁止する。耐罪・贖罪であれば、保證した者は貲一甲。贖罪であれば、保證した者は罪に問われない。人を保證して吏および宦皇帝とし、その推薦者に罪があつたならば、保證された者をすべて辭めさせ、吏および宦としてはならない。吏となつて、吏を縣および都官に配置したが、自身が耐罪以上の罪を犯した場合、および故徼外へ使いして復命せず、臣逋（？）：場合、その人により配置された者はいずれも免職とする。上計の時でなければ、上計の時になるのを待ってから、免職したことを報告する。

【注】

①戦北・戦つて逃げること

勇則戰、怯則北、戰而勝者戰其勇者也、戰而北者戰其怯者也。

〔呂氏春秋〕決勝

●諸嘗戰北・奕・故徼外盜不援・有□書不救及有它闌亡□□不□

□□□□□□□□□□□□上(獄籠(伍) 317)

蒼梧守竈・尉徒唯謂庫、利郷反、新黔首往戡(擊)、去北當捕治者多、皆未得、其事甚害難：氏曰：義等戰死、新黔首恐、操其段(假)兵匿山中：氏曰、新黔首戰北當捕者：(奏獻書129) 142 案例(18)

②奕・整理小組は罪名「畏奕」の略稱とし、戦闘時に怯懦であることを指すとする。

敢獨前、誠畏、奕而與偕環(還)走可十二步。反寇來追者少、皆止、陳(？)、射反寇、反寇敗入客中。皐(罪)。毋(無)解。●診、文、問、得(獄籠(參) 24)

留畏、奕弗敢就、奪其將爵一絡(級)、免之、母爵者戍邊二歲、

〔圖〕所更〔圖〕以〔圖〕邊〔圖〕盜〔圖〕闖〔圖〕。 (二年律令143)

秋、匈奴入鴈門、太守坐畏、懷棄市。「如淳曰、軍法、行逗留畏、懷者要斬。」〔漢書〕武帝紀

者要斬。〔漢書〕武帝紀

③故徼外盜不援・故徼外で盜が発生した際に、鎮壓に協力しなかつたことを指す。

●行書律曰、縣請制、唯故徼外盜、以郵行之、其它毋敢擅令郵行書。(獄籠(肆) 197)

●諸嘗戰北・奕・故徼外盜不援・有□書不救及有它闌亡□□不□

□□□□□□□□□□□□上(獄籠(伍) 317)

□戰北・奕・故徼外盜不援、以有□(獄籠(伍) 318)

有賊殺傷人衝朮、偕旁人不援、百步中比壘(野)、當貲二甲。(法律答問10)

④廢官・「廢」は出仕を禁止されること。212、214簡注③参照。

任瀆(廢)官者爲吏、貲二甲。…(中略)：除吏律。(秦律雜抄1、3)

躬同族親屬素所厚者、皆免、廢錮。「師古曰、終身不得仕。」〔漢書〕息夫躬傳

堪・更生廢錮不得復進用〔漢書〕佞幸傳 石顯

一坐軟弱不勝任免、終身廢棄無有赦時、其羞辱甚於貪汙坐臧。

〔漢書〕酷吏傳 尹賞

⑤軍吏・「軍吏」は「將」「將軍」あるいは「士卒」と區別されるこ
とが多く、軍中の統帥以下、士卒以上の者を廣く指すと思われ
る。軍吏は軍指揮官との謀議に加わる場合もあり、また論功行
賞に關わる役職も含まれたようである

將師受命者、將率入、軍吏畢入、皆北面再拜稽首受命。（《說苑》
指武）

漢七年、長樂宮成、諸侯群臣朝十月。：功臣列侯諸將軍軍吏以次
陳西方、東鄉。（《漢書》酈陸朱劉叔孫傳）

諸廣之軍吏及士卒或取封侯。（《史記》李將軍列傳）
項羽召軍吏謀。（《史記》項羽本紀）

上已封大功臣二十餘人、其餘日夜爭功不決、未得行封。：留侯曰
：今軍吏計功、以天下不足遍封、此屬畏陛下不能盡封、恐又見疑
平生過失及誅、故即相聚謀反耳。（《史記》留侯世家）

⑥御右・整理小組は「司御」と「車右」の合稱とする。これに従う。
六年春、秦繆公將兵伐晉。：晉卜御右、慶鄭皆吉、公曰鄭不孫、
乃更令步陽御戎、家僕徒爲右。（《史記》晉世家）
十一、軍吏六百以上、兵車・御右、及把摩（魔）干（竿）鼓、正
（鉦）鉞者、拜爵賜論、爵比士吏。（上孫家秦漢簡39）

⑦把鉦鼓志・整理小組は「志」を「幟」に通じるとし、「把鉦鼓志」
を鉦・鼓・幟等の軍事に關する指揮器材を掌る軍吏と解釋する。
前注に引いた上孫家秦簡も参照のこと。

⑧論官・未詳。論功行賞に關わる官とひとまず推測した。ただし、
傳世文獻には「論官」という官は見えない。また、215簡と216簡

が接續するか否か確證はないが、ここでは接續するものとして
譯した。

⑨謁置・上級機關に依頼して特にポストを設けることか。207～209簡
注③参照。

其欲除它縣人及有謁置人、爲縣令・都官長・丞・尉・有秩吏能任
者、許之。（嶽麓〔肆〕207～208）

⑩卒史・下級の小吏。

何乃給泗水卒史「索隱、如淳按、律、郡卒史書佐各十人也。」事、
第一。（《史記》蕭相國世家）

●令曰、御史節發縣官吏、及丞相・御史・執濃發卒史以下到縣官
佐・史、皆毋敢名發。（嶽麓〔伍〕128）

三歲壹并課、取敢（最）一人以爲尙書卒史。（二年律令46）

⑪縣令除有秩吏它縣者令任之・縣令などが保證するなら他縣の者を
敘任できたことは、207～208簡より知られる。ここはそのことを
言うのであろう。

其欲除它縣人及有謁置人、爲縣令・都官長・丞・尉・有秩吏能任
者、許之。（嶽麓〔肆〕207～208）

⑫其任有辜・保證された者が罪を犯すこと。主に保證された後に罪
を犯した場合を想定しているのだから、保證後に以前の罪が
發覺するといった状況も含まれている可能性がある。

⑬置・「任」とは異なり、候補者を官吏に任命し、配置すること

あろう。

⑭復令…「令」は「命」に通じ、「復令」とは「復命」のこと。使者の任を果たした後に報告することを指すと思われる。

聾（聾）皮歸、復令於邯鄲君曰：〔戰國縱橫家書〕27章）

王僚：十三年…使季札於晉、以觀諸侯之變：四月丙子、光伏甲士於窟室、而謁王僚飲：公子光詳爲足疾、入于窟室、使專諸置匕首於炙魚之中以進食、手匕首刺王僚、鉞交於匈、遂弑王僚、公子光竟代立爲王、是爲吳王闔廬、：季子至：復命、哭僚墓、復位而待。
〔史記〕吳太伯世家）

⑮臣逋…未詳。字跡もはっきりしない。

⑯計時…會計報告の時。24～28簡注⑱参照。

【解説】

問題がある人間であったにもかかわらず、その者を保證して推薦し、吏とした場合や、保證者（「任者」「謁者」）・被保證者（「所任」）の連坐、さらには官吏を任命して配置（「置」）した者と配置された者（「所置者」）との連坐について規定する。ただしはっきりしない部分も多く、25簡と26簡が繋がるのか否かも確としない。

まず戦場で怯懦であった者や出仕を禁止された者を官吏、さらには軍吏や下級の軍屬に敘任したケースについて述べられる。26簡に接続するならば、その冒頭に科罰が記されていたのであろう。その26簡の下半には、他の縣の人間を有秩吏に敘任する際の保證について記されているが、これも前半を缺くために、意味するところが十分

には了解できない。

217簡以降には、まず推薦者・被推薦者の連坐が規定される。被推薦者が罪を犯した場合には、推薦者はその罪の程度に応じて賞刑などに處された。一方、推薦者が罪を犯すと、どのような罪であろうとも、被推薦者は免官された。最後に、吏を置いた者が罪を犯した場合の規定。耐罪以上の罪や、使者となって復命しなかった場合には、置かれた者が免じられた。

罪を犯した者	連坐する者
被保證者	被保證者の罪に應じて、保證者は賞刑等とされる
保證者	被保證者は免じられる
任命者	任命者の罪が重ければ、被任命者は免じられる。

《二三〇～二三三》

●置吏律①曰、縣・都官・郡免除吏及佐・羣官屬②、以十二月朔日免除、盡三月而止之。其有死亡及故有缺③者、
220 (1227)
爲補之、毋須時。郡免除書到中尉④、雖後時、尉聽之。補軍吏、令佐史⑤必取壹從軍⑥以上者、節（卽）有軍⑦毆（也）、
221 (123)
遣□能⑧令自占⑨。自占不審及不自占而除及遣者、皆貲二甲、廢。
222 (1262)

【譯】

置吏律。縣・都官・郡が吏および佐・諸々の官屬を任免するときには、十二月朔日をもって任免を開始し、三月末日で止める。死亡やなんらかの理由で缺員が生じた場合は、これを補充するのに、こ

の時期まで待たなくてもよい。郡による任免の書が中尉に届いたのであれば、この時期に遅れたとしても、尉はこれを許可する。軍吏を補充するときは、佐史に命じて、必ず一度以上従軍した者から選び取らせる。もし軍事行動があれば、遣^レ、自ら申告させる。自ら申告して不正確であったり、および自ら申告せぬまま敘任したり派遣したりした場合、いずれも貶二甲とし、出仕禁止とする。

【注】

①置吏律…本條の冒頭部分に類似する置吏律が睡虎地秦簡にも見える。

縣・都官・十二郡免除吏及佐・羣官屬、以十二月朔日免除、盡三月而止之。其有死亡及故有夫（缺）者、爲補之、毋須時。置吏律（秦律十八種157～158）

②羣官屬…整理小組は、「屬」は中低層の吏で、「羣官屬」は各官署の「屬」であるとする。嶽麓簡の用例で「官屬」は官吏とは區別され、戍卒や徒隸と列記される。

●令曰、吏及宦者・羣官官屬・冗募群戍卒及黔首繇（徭）使・有縣官事、未得歸、其父母・泰父母不死而謾吏曰死、以求歸者、完以爲城旦。（嶽麓〔伍〕285～286）
請居室徒隸・官屬有辜當封、得作所縣官。（嶽麓〔伍〕319）

③故有缺…「故」を「なんらかの理由で」と解釋した。一方で、「故」一字をそう解し得るかはやや疑問であり、「もとより」「以前から」と譯す別案も出た。その場合は、十二月～三月の間に後任を決められなかったポストについては、次の十二月を

待つことなく補充できる、という意味になる。

④中尉…『漢書』百官公卿表では中尉は京師の治安を掌るものとされ、本簡の「中尉」とは関連性が弱い。もともと『史記』趙世家により、中尉は人材の登用に關わるとする論者もいる（吳曉懿『戰國官名新探』）。また軍吏については、漢初には中尉がその任免に關わった。ただ、秦代の中尉に關しては、詳細が不明である。

中尉、秦官。掌徼循京師。…武帝太初元年、更名執金吾。（『漢書』百官公卿表）

荀欣侍、以選練舉賢、任官使能。…荀欣爲中尉。（『史記』趙世家）
今諸侯子爲吏者、御史主、爲軍吏者、中尉主。（『漢書』淮南衡山濟北王傳）

諸侯王、高帝初置、金璽蓋綬、掌治其國。有太傅輔王、內史治國民、中尉掌武職、丞相統眾官、群卿大夫都官如漢朝。（『漢書』百官公卿表）
受（授）爵及除人關於尉。（二年律令215）

⑤令佐史…「佐史をしてしむ」と讀んだ。ただし別案として、「令佐・令史」の略稱である可能性も残る。その場合は、「補軍吏・令佐史…」で「軍吏・令佐・令史を補充する」の意になる。

●律曰、冗募羣戍卒及居貲贖責（償）戍者及冗佐史・均人史、皆二歲壹歸、取衣用、居家卅日、其□□□□（嶽麓〔肆〕278）
廿八年七月戊朔朔日、遷□
佐史日備歸者、恒會八□
令者敢言之 □（里耶秦簡⑨2032）

⑥從軍・從軍したこと。

傅介子、北地人也、以從軍爲官。（『漢書』傅介子傳）

⑦有軍・軍事行動がある。

今茲非有軍毆（也）、黔首之急春□□（嶽麓〔肆〕 372）

⑧遣□能・整理小組は「遣卒能」と釋すが、「卒」字は圖版では判

讀困難である。また「能」と釋された字は左側しか殘存しておらず、あるいは「皆」字の可能性もある。

上攻（功）當守六百石以上、及五百石以下有當令者、亦免除。攻勞皆令自占、自占不□（嶽麓〔肆〕 347）

⑨自占・當事者が自ら申告すること。11～12簡注②參照。ここでは

軍吏に敘任された者や、有事に派遣された者が、一度以上從軍したという履歷を申告することか。

【解説】

前半は地方官府が官吏を任免する時期について、後半は軍吏の補充方法について規定する。前半部分については、注①に述べた通り、睡虎地秦簡に内容の類似するものがあり、両者が何らかの繼承關係にあることは疑いない。しかし、睡虎地秦簡には記される「十二郡」の文字が本條には見えず、それぞれの簡が書かれた状況に違いがあることが分かる。後半の軍吏補充については、222簡の冒頭が釋讀しにくい。軍吏を補充するときは從軍經驗を申告させることになつており、有事においても同様に派遣先で申告させることかと暫く推測できるが、正確な内容は分からない。

《二三三～二二四》

□律^①曰、傳書受及行之、必書其起及到日月夙莫（暮）以相報^②。宜到不來者、追^③之。書有亡者、亟告其縣官。不從令者、丞、令、史主者^④、賞各一甲。 224 (1243)

【譯】

□律。傳書はこれを受ける、および送る際に、必ずその送付および受領の日月・時刻を記録し、報告する。返報があるべくして來ない場合は、これを督促する。文書を紛失した場合は、速やかに縣官に報告する。令に従わない場合、丞・令・令史の擔當者は、それぞれ貲一甲。

【注】

①□律・本條文に類似する律が睡虎地秦簡にも見え、これに據るなら、本條は行書律であることになる。

行傳書、受書、必書其起及到日月夙莫（暮）、以輒相報毆（也）。書有亡者、亟告官。隸臣妾老弱及不可誠仁者勿令。書廷辟有曰報、宜到不來者、追之。行書（秦律十八種184～185）

②必書其起及到日月夙莫以相報・必ず文書の發信および受信の日時を記録し、その文書を送ってきた先に報告せよとの指示である。

里耶秦簡には、そうした報告の指示（「書到言」「書到相報」）や、報告の具體例（「書已到」）が見える。

廿二年四月丙午朔甲寅、少内守是敢言之。廷下御史書舉事可爲恆程者、洞庭上幫（楮）直、書到言。今書已到、敢言之。（正）四月甲寅日中、佐處以來。／欣發。處手。（背）（里耶秦簡⑧ 152）

六月壬午朔戊戌、洞庭段守齶下□聽書從事。臨沅

下寨・門淺・零陽・上行、各以道次傳別書。臨

沅下洞庭都水、蓬下鐵官、皆以郵行。書到相報。不報、追、臨

沅・門淺・零陽

上行皆言書到、署兵曹發。／如手。道一書。●以洞庭候印□

（正）

□遷陵報西陽。署主令發。□

□報零陽。金布發。恒署。丁 四□

西陽報充。署令發。□

七月己未水十一刻刻下十、都郵人魃以來。／□發。（背）（里耶秦

簡⑨ T13）

③追・督促する。

七月甲子朔庚寅、洞庭守繹追。遷陵亟言。／歇

手●以沅陽印行事。／八月癸巳朔癸卯、洞庭段（正）

守繹追。遷陵亟日夜上、勿留。／卯手●以沅陽

印行事／九月乙丑旦郵人曼以來／署發（背）（里耶秦簡⑧ 1523）

④主者・主管者、擔當者。簡牘には多く「吏主者」の形で現れるが、

他に「令史主者」〔嶽麓〔肆〕 224簡〕、「縣令以下主者」〔嶽麓

〔肆〕 235〕、「曹主者」〔嶽麓〔肆〕 354〕、「吏卒主者」〔二年律令488〕

などがある。

【解説】

文書の傳送の際して、受領・送付の日時を記録し、報告すべきことを規定する。報告がなければ督促を受け、また文書を紛失した場合

合には、すみやかに連絡することが求められた。注②に引いたとおり、里耶秦簡中の文書にも文書受領の報告を求める文言や、受領を報告する文言が見える。ただし受領報告の文言の中には、受領の時刻まで記したものは見られない。

《二三五～二二七》

●賊律①曰、爲券書②、少多③其實、人戸④・馬・牛以上⑤、羊・犬・

彘二以上及諸誤而可直（値）者⑥過六百六十錢、皆爲 225（1244）

大誤⑦。羊・犬・彘及直（値）不盈六百六十以下及爲書⑧而誤脫

字⑨爲小誤。貲一盾⑩。大誤、貲一甲。誤、毋（無）所害⑪

□□□□毆（也）、減辜一等。

226（1246+1395）

227（1364）

【譯】

●賊律。割り符をつくり、實際よりも少なくしたり多くしたりす

ることが、戸數や馬・牛の數ならば一以上、羊・犬・彘の數ならば

二頭以上であるとき、およびおおよそ誤りを犯し、本来の換算額との

差額が六百六十錢を超えているときは、いずれも大誤とする。羊・

犬・彘の數を一頭誤ったとき、および差額が六百六十錢以下である

とき、および文書を作成して誤って字を抜かしたときは、小誤とす

る。小誤は貲一盾。大誤は貲一甲。誤っていても、差し障りがなく

、罪一等を減ずる。

【注】

①賊律・睡虎地秦簡・嶽麓簡において「賊律」は本條文のみである。

殺人・傷害關係の律の他、券書の偽造なども賊律に屬する。

賊律曰、詐僞券書。(張家界古人提出土簡14〔中國歷史文物〕二〇〇三年第二期)

賊律有欺謾・詐僞・踰封・矯制、囚律有詐僞生死、令丙有詐自復免、事類衆多、故分爲詐律。(晉書 刑法志)

②券書・割り符。

諸詐(詐) 増減券書、及爲書故詐(詐) 弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐臧(贓) 爲盜。(二年律令14)
孟嘗君聞馮驩燒券書、怒而使使召驩。(史記) 孟嘗君列傳)

③少多・少なくする若しくは多くする。出土文字史料には、多いか少ないかの程度を意味する用例が見えるが、ここでは動詞として使われている。

稼已生後而雨、亦輒言雨少多、所利頃數。(秦律十八種1) 2
[] [] [] [] 而誤多少其實、及誤脫字、罰金一兩。誤、其事可行者、勿論。(二年律令17)

④人戸・人の戸。世帯。世帯の數を一戸以上誤つたなら、「大誤」とされたのであろう。その一方で、「人戸」は戸内の各構成員を合意しており、人口數を一人でも間違えれば、すでに科罰の對象となつたのではないかと意見も出た。

其以軍若城邑降者、卒萬人、邑萬戸、如得大將。人戸五千、如得列將。(史記) 吳王濞列傳)

⑤牛以上…整理小組は「…牛一以上」の「一」を書き落としたとす

る。これに従つた。【解説】に引いた類例(效律56、57、58、60)も参照のこと。

⑥諸誤而可値者過六百六十錢…「可値者」とは、本來そのように換算されるべきだった額、正當な評價額のことであり、券書の誤りによつて生じた評價額との差額が六六〇錢を超えたなら「大誤」とされたのだらう。一方で、「可値」とは錢に換算可能であることを意味し、そうした財物の値段の誤りが六六〇錢を超えていれば「大誤」とされたのだ、という意見も出た。【解説】に引いた類例も参照のこと。

⑦大誤…睡虎地秦簡にも「大誤」の定義が見え、本條文と一致する。人戸・馬牛一以上爲大誤。誤自重毆(也)、減學(罪) 一等。(效律60)

可(何) 如爲大誤。人戸・馬牛及者(諸) 貨材(財) 直(值) 過六百六十錢爲大誤、其它爲小。(法律答問209)
●鞠之、暨坐八劾、小犯令二、大誤一、坐官、小誤五、已(已) 論一甲、餘未論。皆相逕、審。(獄籠(參) 105)

⑧爲書…通常は書面を作成することだが、ここでは券書の作成について言っているのであろう。注②に引いた二年律令では「券書」と「書」が書き分けられているが、この場合の「書」も、文脈上契約文書一般を指している。

其疾病有瘳・已葬・劾已而遣往拾日子署、爲書以告將吏所。(獄籠(肆) 186)

⑨誤脱字・整理小組は「誤・脱字」とする。だが次の用例では「誤脱」は「誤りて脱す」の意である。

甘茂起下蔡閭閻、顯名諸侯、重彊齊楚。「集解、徐廣曰、恐或疑此當云見重彊齊、誤脱一字。」〔史記〕樗里子甘茂列傳贊

⑩小誤、貲一盾・

辯、小誤、論貲就・膏各一盾。敢言（里耶秦簡⑨56）

⑪害・差し障り。如何なる事態を「害」と見なすのかは不明。

●可（何）謂亡券而害。●亡校券右爲害。（法律答問19）

橋（矯）制、害者、棄市。不害、罰金四兩。（二年律令11）

正月甲申封、一月、坐使酒泉矯制害、當死、贖罪、免。〔如淳曰、

律、矯詔大害、要斬。有矯詔害、矯詔不害。〕〔漢書〕景武昭宣元

成功臣表

【解説】

割り符の作成に際して生じた過失への科罰規定。数字（およびそれと對應する刻齒）の間違い、さらに文字の脱誤が處罰の対象となった。過失は「大誤」と「小誤」に區分され、それぞれ科罰が異なつたが、いずれも財産刑にとどまつた。注に引いた例を含めて、睡虎地秦簡や二年律令にも類例が見える。まず、集計や出納に際して誤りを犯した場合は、實數との差額に應じて科罰が異なり、人戸・馬牛については一戸・一頭以上の誤差で「大誤」とされた。

計脱實及出實多於律程、及不當出而出之、直（直）其賈（價）、不盈廿二錢、除、廿二錢以到六百六十錢、貲官畜夫一盾、過六百六十錢以上、貲官畜夫一甲、而復責其出毆（也）。人戸・馬

牛一以上爲大誤。誤自重毆（也）、減臯（罪）一等。（效律58）

會計監査に際しての過誤も同様に罰せられたが、本條、および效律58より科罰が軽い。

計校相繆（繆 毆（也）、自二百廿錢以下、誣官畜夫、過二百廿錢以到二千二百錢、貲一盾、過二千二百錢以上、貲一甲。人戸・馬牛一、貲一盾、自二以上、貲一甲。（效律56）

「大誤」「小誤」の定義も法律答問に現れ、本條と一致する。

可（何）如爲大誤。人戸・馬牛及者（諸）貨材（財）直（直）過六百六十錢爲大誤、其它爲小。（法律答問20）

二年律令にも券書作成をめぐる不正への科罰規定が見え、不正により負債や刑罰を逃れようとした場合などには、特に重く罰せられた。

□諸詐（詐）増減券書、及爲書故詐（詐）弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐臧（臧）爲盜。其以避論、及所不當【得爲】、以所避罪罪之。所避毋罪名、罪名不盈四兩、及毋避也、皆罰金四兩。（二年律令14）

券書の誤りについては數學書にも關連する算題が見られる。一例のみ挙げておく。

租誤券。田多若少、藉令田十畝、稅田二百卅步、三步一斗、租八石。●今誤券多五斗、欲益田。（嶽麓）〔數〕11

《二二八》《二二九》

●具律①曰、諸使有傳②者、其有發徵③・辟問④具⑤毆（也）及它縣官

事⑥、當以書⑦毋□欲（？）□□者、治所⑧

聽行⑨者、皆耐爲司寇。 228 (1385) 229 (1390)

【譯】

● 具律。およそ使者となつて傳を帯びている者は、もし徵發があつたり、取り調べの用意が整つたりしたならば、および他に公務があつたならば、文書で…。者、治所の官吏が行うのを許した場合は、いずれも耐司寇とする。

【注】

① 具律・具律は、現時點で公表されている獄籠簡「秦律令」中には本條と次條が見えるのみである。二年律令にも「具律」は見えない。

■ 具律（二年律令25）

是時承用秦漢舊律、其文起自魏文侯師李悝。悝撰次諸國法、著法經。以爲王者之政、莫急於盜賊、故其律始於盜賊。…又以具律具其加減。（『晉書』刑法志）

② 諸使有傳・整理小組は「使」を「徭使」の意とするが、そもそも「徭使」とは何なのか、明言されない。廣く「使いする」ことと暫く解釋した。因みに「諸使有傳」に對して「諸使有制」もあり、それぞれ使者のランクを示していると考えられる。諸使而傳、不名取卒・甲兵・禾稼志者、勿敢擅予。（二年律令26）
丞相孔光四時行園陵、官屬以令行馳道中「如淳曰、令諸使有制得行馳道中者、行旁道、無得行中央三丈也。」、宣出逢之、使吏鉤止丞相掾史、沒入其車馬、摧辱宰相。（『漢書』鮑宣傳）

③ 發徵・人や物資を取り立てること。

故待農而食之、虞而出之、工而成之、商而通之。此寧有政教發徵、

期會哉。（『史記』貨殖列傳）

● 興律曰、發徵及有傳送殿（也）、及諸有期會而失期、事乏者、貲二甲、廢。（獄籠〔肆〕 238）

● 令曰、御史・丞相・執灋以下有發徵及爲它事、皆封其書、毋以檄。不從令、貲一甲。● 卒令乙八（獄籠〔伍〕 102）

● 令曰、吏徒官而當論者、故官寫劾、上屬所執灋、執灋令新官亟論之。執灋【課其留者、以】發徵律論之。（獄籠〔伍〕 216）

□ 年四月丁未、御史丞臣去疾請史

● 發徵律曰、戍去其宿、宿它宿、及不□（里耶秦簡⑥ 644 + ⑥ 732）

④ 辟問・「辟」は調べる・捜査するの意。135～138簡注⑮參照。注③

に引いた獄籠〔伍〕 216では、新任地に赴いた者を取り調べる際に生じた遅延が、「發徵律」に據つて斷罪されている。

⑤ 具・不詳。裁判關連では「獄已具」といった用例があり、暫く

「辟問の用意が」整つた」と解釋した。
具、共置也。（『說文解字』三篇上）

⑥ 縣官事・公務。109～110簡注⑩參照。

⑦ 治所・職務を行っている場所か。

使者行部還、詣治所。「師古曰、治所、刺史所止理事處。」（『漢書』朱博傳）

西陽具獄史治所（里耶秦簡⑨ 1704）

⑧ 聽行・典籍史料の用例に従い、暫く「行うのを許す」と譯した。

一方で「徵發などに因り出頭すべき場所に」行くのを許す」である可能性も残る。

地節二年、坐平尚書聽請受臧六百萬、自殺。「如淳曰、律、諸為人請求於吏以枉法、而事已行、爲聽行者、皆爲司寇。師古曰、有人私請求、而聽受之。」〔漢書〕外戚恩澤侯表

【解説】

不明字が多く、かつ釋されている文字も字跡が模糊としていて、文意は不明。傳を帯びて使いに出了者が、その用務の途上で徵發や取調の対象となった場合の規定と、ひとまず解釋した。注③に引いた嶽麓〔伍〕102も、御史・丞相などが徵發の対象となり、出頭を命じられた場合の規定であろう。一方で、注②に引いた二年律令216を参照するなら、發徵・辟問などが使者の用務であった可能性もあるだろう。或説として記しておく。

《二三〇～二三三》

具律^①曰、有獄論^②、徵書^③到其人存所^④縣官^⑤、吏已告而弗會^⑥及吏留弗告、^⑦弗遣^⑦、二日到五日、貲各一盾。過五日到十日、貲一甲。過十日到廿日、貲二甲。後有盈十日、輒駕（加）貲一甲^⑧。

230 (1392)

231 (1427)

【譯】

具律。獄において裁くことがあり、召喚状がその人のいる縣の官府に届いたとき、吏がすでに通告したのに期日までに出現しなかったり、および吏が留めて通告しなかったり、通告したけれども派遣

しなかったりすることが、二日から五日に到れば、それぞれ貲一盾五日を超過して十日に到れば、貲一甲。十日を超過して二十日に到れば、貲二甲。その後は十日を満たすごとに、そのつど貲一甲を加重する。

【注】

①具律…整理小組は「**具律**」として簡頭に圈點を補うが、墨跡は確認できない。

②獄論…獄において裁く。典籍史料には「下獄論」として見える。15簡注③、116簡注③も参照のこと。

湯下獄論。〔漢書〕陳湯傳
有罪去亡、弗會、已獄及已劾未論而自出者、爲會。鞫、罪不得減。
〔嶽麓〔肆〕15〕

③徵書…この場合の「徵」は「逕（逮）」と同じく取調などのため
に召喚することを意味し、「徵書」「逮書」はいずれも召喚状の類だろう。

會赦出、丞相御史府徵書同日到、延年以御史書先至、詣御史府、復爲掾。〔漢書〕嚴延年傳

永始五年閏月己巳朔丙子、北鄉嗇夫忠敢言之。義成里崔自當自言、爲家私市居延。謹案、自當毋官獄徵事、當得取傳。謁移肩水金關・居延縣索關。敢言之。（居延漢簡 15・19）

●令曰、治獄有逕宦者顯大夫若或告之而當徵捕者、勿擅徵捕、必具以其逕告聞、有詔乃以詔從事。（嶽麓〔伍〕304）
移魏郡元城逕書曰命髡鉗笞二百〔居延漢簡 E.P.TSI: 470〕

④存所…現時點での居場所、ありか。

謁言已卒史衰・義所、問狼船存所。(里耶秦簡⑧123)

□□言爲人白皙色、隋、惡髮須、長可七尺三寸、年可六十四。

□燕、今不智死産・存所。母内孫。(里耶秦簡⑧23)

⑤縣官…この場合は「縣の官府」の意であろう。106～108簡注⑥参照。

⑥會…召喚などを受けて期日までに出現すること。40～43簡注①参照。

⑦遣…派遣する。期日に間に合うよう送り出すこと。

□會獄治、詣所縣官屬所執濃、即亟遣、爲質日、署行日、日行六十里、留弗亟遣過五日及留弗傳過二日到十日、賞縣令以下主者各二甲。(嶽麓〔肆〕234～235)

●謹案、部吏多貧急母□(里耶秦簡⑧129:56)
始建國三年十二月丙辰朔丁丑、不侵候長茂敢言之。官檄曰、部吏九人、人一鷄、重六斤、輸府。遣候史若祭酒持詣官。會月二十日。

⑧加賞一甲…

□□下縣道官而弗治、毆(繫)人而弗治、盈五日、賞一盾。過五日到十日、賞一甲。過十日到廿日、賞二甲、後有盈十日、輒駕(加)一甲。(嶽麓〔肆〕283)

【解説】

獄に下しての取り調べのために召喚されながら、期日どおりに出現しなかった場合の科罰規定。期日に間に合わなかった理由として

は、①召喚状の到来を吏に通達されながら本人が出現しなかった、

②吏が通達しなかった、③吏が派遣の手續きを怠った、の三つが挙げられるが、科罰は「賞おのおの、一甲」とされるので、召喚された本人と吏の両方が罰せられたようにも讀める。期日に遅れた直接的な責任が吏にあるのか、それとも被召喚者にあるのかを問わず、とにかく両者が罰せられたのであろうか。その一方で、本人に責任がないのに罰せられるのは理不盡であるから、ここでの「各」は、被召喚者ないしは本人のいずれかが、①～③の「それぞれ」のケースにおいて賞一甲にされたことを言うのではないか、という意見も出た。

さて、期日どおりに出現しなかった(「不會」)場合の科罰をめぐっては、嶽麓〔肆〕40～43にも関連する規定が見える。これらは隸臣妾と管刑に相當する罪の嫌疑があつて出現を命じられた場合であり、科罰は罰金刑に止まらない。これに對して、本條文では具體的な罪名が挙げられていない。おそらく罪名が暫定的にしても確定していない段階で、被疑者や證人に出頭が命じられた場合が想定されているのであろう。この場合は40～43簡より科罰が軽く、財産刑に止まった。

《三三二～三三六》

獄校律①曰、略妻②及奴騷悖③、斬④爲城旦、當輸⑤者、謹將之⑥、勿庸(用)傳⑦、到輸所⑧乃傳之⑨。遷(遷)者⑩包⑪及諸辜

232 (1419)

當輸①□及會獄②治它縣官而當傳者、縣官皆言獄斷③及行年日月及會獄治者行年日月其遷(遷)・輸④

233 (1425)

□會獄治、詣所縣官屬所執濃¹⁵、卽亟遣、爲質日¹⁶、署行日。行¹⁷
六十里、留弗亟遣過五日及留弗傳過 234 (1304)
二日到十日、質縣令以下主者各二甲¹⁸。其後弗遣復過五日、弗傳過
二日到十日、輒駕¹⁹質二甲。留過二月、奪 235 (1353)
爵¹⁹一級、毋²⁰（無）爵者、以卒戍²¹江東・江南²²四歲。 236 (1312)

【譯】

獄校律。他人の妻を略取した者、および傲慢で粗暴な奴が、斬城旦とされ、その身柄を移送するのに相當する場合は、嚴正にこれを監督し、傳：してはならず、移送先に到着してから傳送する。遷刑とされた者、それに連座した者、およびおよそ罪を犯して身柄を移送する：相當する者、および獄に出頭して他の縣の官府で取り調べられ、身柄を傳送するのに相當する場合は、縣の官府はいずれも裁判の完了した、および本人が出發した年・月・日、および獄に出頭して取り調べられる者が出發した年・月・日、その遷刑にされる者や移送される者：獄に出頭して取り調べられる者の連行先の縣の官府が屬するところの執法に言い、速やかに派遣し、質日を作成し、出發した日を書き入れる。一日の行程は六十里とし、延滞して速やかに派遣しないことが五日を超える、および延滞して傳送しないことが二日を超えて十日に到ったなら、縣令以下の擔當者はそれぞれ貲二甲。その後、派遣しないことがふたたび五日を超えたり、傳送しないことが二日を超えて十日に到ったりしたならば、そのつど貲二甲を加重する。延滞することが二ヶ月を超えたら、奪爵一級、爵がない場合は、卒として江東・江南で戍役に就くこと四歲。

【注】

①獄校律・整理小組は「●」獄校律曰」として簡頭に圈點を補うが、墨跡は確認できない。「獄校律」は本條および次條以外に類例を見ない。整理小組は「校」を刑具で拘束すること、ないしは取り調べることにする。次條の【解説】参照。

校、木囚也。（『說文解字』六篇上）
屨校減趾、無咎。「王弼注、校者以木絞校也、卽械也。校者取其通名也。孔穎達疏、校謂所施之械也。」（『易』噬嗑）

②略妻・他人の妻を略取すること。

□亡人・略妻・略賣人・強奸・僞寫印者棄市罪一人、購金十兩。
（二年律令137）

安夷縣吏略妻卑滿種羌婦、吏爲其夫所殺、…（『後漢書』西羌傳）
二十三年、何坐略人妻、弃市、國除。（『史記』陳丞相世家）

③驕悍・「驕悍」と同じく、傲慢で粗暴なことか。

彭離驕悍、無人君禮、昏暮私與其奴・亡命少年數十人行剽殺人、取財物以爲好。（『史記』梁孝王世家）

告臣 爰書。某里士五（伍）甲縛詣男子丙、告曰、丙、甲臣、橋（驕）悍、不田作、不聽甲令。謁買（賣）公、斬以爲城旦、受

賈（價）錢。（封診式37～38）

④斬・斬趾刑のこと。37～39簡注③参照。

女子當磔若耍（腰）斬者、棄市。當斬爲城旦者黥爲春、當贖斬者贖黥、當耐者贖耐。（二年律令88～89）

⑤輸・身柄を役務地に移送すること。30～31簡注④参照。

⑥謹將之…「謹」は「嚴正に」の意。10簡注④参照。「將」は「將司」、監督すること。24～28簡注⑫参照。

⑦勿庸(用)傳□…「勿庸…」は「以て…なかれ」という用法がほとんどで、「傳□を用いるなかれ」という方向では讀まなかつた。

訊獄 凡訊獄、必先盡聽其言而書之、各展其辭、雖智(知)其訟、勿庸輒詰。(封診式2)

⑧輸所…輸送先。

八月・九月中其有輸、計其輸所遠近、不能逮其輸所之計、□□□□

【移】計其後年、計母相繆。(秦律十八種70～71)

□□城倉粟。輸海東吏卒食。

吏忘來□

□十月穀簿。畢到輸所言。(居延漢簡395・16A)

⑨傳之…この場合は、リレー式に身柄を送ることであろう。

罍(遷)子 爰書。某里士五(伍) 甲告曰、謁盜親子同里士五(伍) 丙足、罍(遷) 蜀邊縣、令終身毋得去罍(遷) 所、敢告。…(中略)…今盜丙足、令吏徒將傳及恆書一封詣、令史可受代吏徒、以縣次傳詣成都、成都上恆書大(太) 守處、以律食。灋(廢) 丘已傳、爲報、敢告主。(封診式46～49)

⑩遷者・遷者包…遷刑とされた者とそれに連坐した者。71～74+83

簡注①②参照。

⑪諸臯當輸…

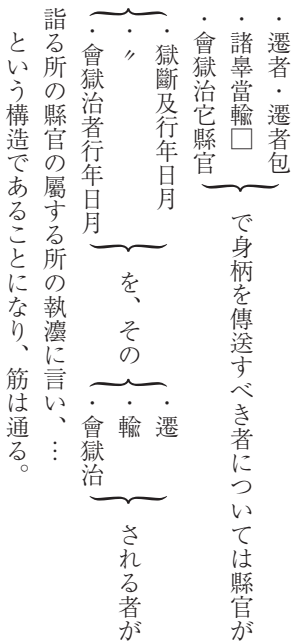
●諸有臯當罍(遷) 輸蜀巴及恆罍(遷) 所者、臯已決、當傳而欲有告及行有告、縣官皆勿聽而亟傳詣罍(遷) 輸(輸) 所、勿留。(獄籠(伍) 33～34)

⑫會獄…召喚を受けて獄に出頭すること。

章大者連逮證案數百、小者數十人、遠者數千、近者數百里。會獄、吏因責如章告劾、不服、以笞掠定之。於是聞有逮皆亡匿。(史記酷吏傳 杜周)

⑬獄斷…裁判が完了すること。160～162簡注⑧参照。

⑭其遷・輸…整理小組は233簡と234簡との間に缺簡を想定する。だが234簡冒頭の文字が、例えば「及」と釋讀できるなら、兩簡を繋げて讀むことができるだろう。その場合この文章は、



⑮詣所縣官屬所執灋…「詣」については24～28簡注⑤参照。容疑者や證人を連れて官署に出頭することや、遷刑とされた者を遷所に連行することをいう。ここでは「詣所縣官屬所執灋」を「連行される所の縣官が屬する執灋」と解釋したが、その一方で「詣所縣官・屬所執灋」、すなわち「連行先の縣官や、所屬する執灋」ではないかという意見も出た。

⑯質日…カレンダーに行動記録を書き込んだもの。既存の出土例に見える「質日」は、いずれも個人の行動記録を書き込んだものだが、本條文に據るなら、公的な業務記録として「質日」が作成される場合もあったことになる。

■卅四年質日。(嶽麓〔壹〕「三十四年質日」1B)

■卅五年私質日。(嶽麓〔壹〕「三十五年質日」1B)

廿六年六月壬子、遷陵□【丞】敦狐爲令史更行廟詔、令史行□失期、行廟者必謹視中□各自署廟所質日、行先道旁曹始、以坐次相屬。(里耶秦簡⑧138+174+522+523A)

なお、この「質日」の使用方法については、①官署に備え付けられ、移送者があるたびに出発日時をこれに書き込み、移送速度のチェックに活用された、という理解と②移送者とともに質日も移動し、通過する各地點で日時が書き込まれ、移送速度のチェックに活用された、という二つの解釋が出た。既存の質日に見える、移動中の宿泊場所が毎日書き込まれている事例は②の可能性を想像させるが、このやり方だと日時が改竄されるおそれもあり、その點では①の方が有効である。

⑰日行…一日で進むべき行程。

繇(徭)律曰、委輸傳送、重車負日行六十里、空車八十里、徒行百里。(嶽麓〔肆〕248)

以歸寧、居室卅日外往來、初行、日八十里、之署、日行七十里。(嶽麓〔肆〕279)

⑱加…刑を加重する。

害盜別微而盜、駕(加)辜(罪)之。●可(何)謂駕(加)辜(罪)。●五人盜、臧(贓)一錢以上、斬左止、有(又)黥以爲城旦、不盈五人、盜過六百六十錢、黥剕以爲城旦、不盈六百六十到二百廿錢、黥爲城旦、不盈二百廿以下到一錢、遷(遷)之。求盜比此。(法律答問1～2)

⑲奪爵…爵位を剝奪すること。

博戲相奪錢財、若爲平者、奪爵各一級、戍二歲。(二年律令186)

其舍人臨者、晉人也逐出之、秦人六百石以上奪爵、遷。(史記)秦始皇本紀)

⑳以卒戍…刑罰の一つ。卒として戍役に就ける。

卅一年後九月庚辰朔戊子、司空色爰書。吏以卒戍上造涪陵亭橋、難有貲錢千三百冊四、貧不能入、以約居、積二百廿四日、食縣官、日除六錢(里耶秦簡⑨630+815A)

母爵者戍邊二歲、而罰其所將吏徒以卒戍邊各一歲。(二年律令143)

㉑江東・江南…長江中・下流域の南岸一帯を指すか。

且籍與江東子弟八千人渡江而西、今無一人還、縱江東父兄憐而王我、我何面目見之。(史記)項羽本紀)

三十年、蜀守若伐楚、取巫郡、及江南爲黔中郡。「正義、括地志云、黔中故城在辰州沅陵縣西二十里。江南、今黔府亦其地也。」
 【史記】秦本紀

【解説】

役務地に送られる刑徒や、遷刑とされた者、および取調のために獄に送られる被疑者・證人などについて、その身柄を移送する際の様々な手續きを規定する。まず冒頭部分では、特定の罪を犯し重く罰せられた刑徒は、通常よりも嚴重な手段で移送されるべきことが述べられる。「傳」、つまりリレー式に身柄を受け渡していくのではなく、移送元の官吏が移送先まで同行する方法で送られたのだから、それ以外の部分は、移送の遲滞を防ぐための諸規定である。まず刑徒・遷者については裁きの下った日附と出發の日附が、獄に出頭する者については出發の日附が報告される。注④で述べたとおり、233簡と234簡が直接繋がるなら、その報告は移送先の縣が所屬する執法の許に送られたようである。移送元の官府は、同時に出發日を「質日」に記し、移送速度のチェックに備えた。そのうえで、出發の遲延や移送中に生じた遲延について、遲延の日數に應じた科罰が規定される。ここで規定される科罰は最低でも貲二甲で、230～231簡より明らかに重い。本條文が、身柄を傳送する——役人による監視の下、リレー式で移送する——ケースであるのに對し、230～231簡は召喚狀を受けて自ら出頭するケースなので、こうした違いがあるものと考えられる。

《三三七》

●獄校律曰、黥春・完城旦春・鬼薪・白粲以下到耐臯^①、皆校^②。

237 (912)

【譯】

獄校律。黥春・完城旦春・鬼薪・白粲以下、耐罪に到るまでは、いずれも校する。

【注】

①黥春・完城旦春・鬼薪・白粲以下到耐臯〔肆〕には、黥城旦春から耐まで、あるいは完城旦春から耐までという區分は見えないが、黥春から耐までという區分はこの條文のみにしか見えない。黥城旦が除外されている理由は不明。

人奴婢、黥爲城旦春、主匿黥、爲城旦春以下到耐罪、各與同濃。
 (獄籠〔肆〕16)

不盈廿二錢者、貲一甲。其自出毆(也)、減罪一等。亡日錢數過六百六十而能以錢數捕告者、購金二兩、其不審、如告不審律。六百六十錢以下及不能審錢數而告以爲亡、購金一兩、其不審、完爲城旦春到耐罪、貲二甲、賞罪、賞一甲。(獄籠〔肆〕19～21)

②校・刑具で拘束すること、あるいは照合することかと思われるが、いずれの解釋にも問題がある。本條【解説】を參照のこと。

□【遷】陵獄史午校之、母短(里耶秦簡⑥1314)
 校、木囚也。(說文解字)六篇上)

初九。屨校減趾。無咎。「王弼注、校者、以木絞校者也。卽械也。」(「易」噬嗑)

比校民之有道者。「韋昭注、校、考合也。」（「國語」齊語）

●尉卒律曰、黔首將陽及諸亡者、已有奔書及亡母（無）奔書、盈三月者、輒筋（削）爵以爲士五（伍）、有爵寡、以爲毋（無）爵寡、其小爵及公士以上子年盈十八歲以上、亦筋（削）小爵。爵而傳及公士以上子、皆籍以爲士五（伍）。鄉官輒上奔書縣廷、廷轉臧（藏）獄、獄史月案計日、盈三月即辟問鄉官、不出者、輒以令論、削其爵、皆校計之。（嶽麓〔肆〕135～138）

上其校獄屬所執濃、執濃各以案臨計、乃相與校之、其計所同執濃者、各別上之其曹、曹主者□（嶽麓〔肆〕354）

【解説】

「獄校」という律名とも密接に関連する条文ではあるが、文章があまりに短く、「校」の語義を確定できない。注②でも述べたように、「校」の意味として考えられるのは（1）刑具で拘束すること、あるいは（2）照合すること、のいずれかである。

まず、注②に引いた『説文解字』などをふまえ「刑具で拘束する」と解釋した場合、もう一つの獄校律條文である前條（222～236）との関連がはつきりする。すなわち、刑徒の移送などを規定する前條を承けて、本條文は移送中の刑徒の拘束方法を規定していることになる。ただしこの解釋だと、黥城旦より重罪の刑徒も「刑具で拘束」されたであろうに、本條文に見えないのはなぜか、という疑問も湧く。これについては、より重い罪を犯した者は「校」よりも更に嚴重な方法で拘束・管理されていたのだと説くことができよう。刑罰に應じて加えられる刑具も異なつたことは、次の諸例からうかがえる。

城旦春衣赤衣、冒赤幘（氈）、枸櫞櫟林之。仗城旦勿將司。（秦

律十八種147）

●羣盜赦爲庶人、將盜、戒（械）囚刑臯（罪）以上、亡、以故臯（罪）論、斬左止爲城旦、後自捕所亡、是謂處隱官。（法律答問125～126）

●諸當赤衣冒幘（氈）枸櫞林、及當鉗、及當盜戒（械）而擅解衣物以上弗服者、皆以自爵律論之、其臯鬼薪白粲以上、有（又）駕（加）臯一等。以作暑故初及臥・沐浴而解其赤衣擅解衣物、及智（知）其弗傳衣服而弗告効論、皆以縱自爵臯論之、弗智（知）、賞二甲。告効、除。徒出將吏坐之、居吏弗坐。諸當鉗、枸櫞林者、皆以錢（鐵）、當盜戒（械）戒（械）者、皆膠致桎梏。不從令、賞二甲。●廷戌十七。（嶽麓〔伍〕220～223）

最後に挙げた嶽麓〔伍〕220～223では、刑具が①枸櫞林、②鉗、③盜械の三種に區分される。これらのうち、「鉗」（首かせ）が黥城旦に加えられる特別な刑具であり、それ故に文帝の肉刑廢止後に「黥」が「髡鉗」に置き換えられたのだとすれば、それ以外の一般的な刑具による拘束が、秦律では「校」と總稱されたのではないか。以上が「刑具説」の概略だが、推測に據る部分が多いことは否めない。とりわけ、簡牘史料には「校」が刑具、ないしはそれによる拘束と解し得る用例が見えず、このことが刑具説の大きな難點である。

もう一つの「照合する」という解釋は、嶽麓簡や里耶簡にみえる、「校獄」あるいは「獄校」という名の文書を上級機關に送付する規定・事例がその傍證となる。

上其校獄屬所執濃、執濃各以案臨計、乃相與校之、其計所同執濃者、各別上之其曹、曹主者□（嶽麓〔肆〕354）

治(？)獄□校者各上其校、屬所執灑、其治(？)獄者□□(獄

麓(肆)35)

□□年後九月辛酉朔丁亥、少内武敢言之。上計□□□□而後論者
獄校廿一牒、謁告遷陵將計丞□上校。敢言之。□(里耶秦簡⑧

164+⑧1475)

だが「照合する」と解釋した場合、具體的には何と何を照合するの
か、また黔城旦より重い刑罰がなぜ除外されているのか、いずれも
説明ができない。

結局のところ、現有の獄校律の條文から「校」を歸納的に定義す
ることは難しく、「獄校」という律名の意味も含めて、後考を俟つ
こととしたい。

《二三八〜二三九》

●興律①曰、發徵②、及有傳送③毆(也)、及諸有期會④而失期⑤、事
乏者⑥、貲二甲、廢⑦。其非乏事【毆(也)、及書已具】⑧ 238 (992)
留弗行⑨、盈五日、貲一盾。五日到十日、貲一甲。過十日到廿日、
貲二甲。後有盈十日、輒駕(加)一甲。 239 (792)

【譯】

興律。徵發するとき、および遞送することがあるとき、およびお
よそ期日があるときにそれらに遅れ、公務に支障を來した場合、
貲二甲とし、出仕禁止とする。公務に支障を來さなかったとき【
および文書が既に用意できているのに…】留めて移送しなかつたと
き、遅れが五日にいたれば、貲一盾。五日をこえて十日に到れば、
貲一甲。十日を過ぎて二十日に到れば、貲二甲。その後は十日ごと

に、そのつど一甲を加える。

【注】

①興律…徭役に關する律。興律は二年律令にもみえる。

蕭何定律、除參夷連坐之罪、增部主見知之條、益事律興、既戶三篇、
合爲九篇。…興律有上獄之事、…興律有擅興徭役、…興律有乏徭
稽留、…以驚事告急、與興律烽燧及科令者、…(晉書 刑法志)
●興律。(二年律令406)

②發徵…人や物資を取り立てること。228〜229簡注③参照。

③傳送…リレー式に移送すること。147〜150簡注⑬参照。

④期會…期日を決めて集まること。

漢王乃追項王至陽夏南、止軍、與淮陰侯韓信・建成侯彭越期會而
擊楚軍。(史記 項羽本紀)
發徵及有傳送、若諸有期會而失期、乏事、罰金二兩。非乏事也、
及書已具留弗行、行書而留過旬、皆(二年律令269)

⑤失期…取り決めた日時に間に合わないこと。前注所引の二年律令
も参照。

行至鄆大澤鄉、會天大雨、道不通、度已失期。失期法斬。(漢書
陳勝傳)

⑥事乏者…公務に支障をきたす。「事」は職務、「乏」とは支障をき
たすこと。

事、職也。（『說文解字』三篇下）

子往矣、毋乏我事。「成玄英疏、乏、闕也。」（『莊子』天地）

臣聞明王之於其民也、博論而技藝之、是故官無乏事、而力不困。

（『戰國策』趙策二 秦攻趙）

乏興猥速詞譎求。「顏師古注、律有乏興之法、謂官有所興發、而輒稽留闕乏其事也。」（『急就篇』）

御中發徵、乏弗行、貲二甲。失期三日到五日、誅。六日到旬、貲一盾。過旬、貲一甲。其得毆（也）、及詣。（秦律十八種115）

可（何）謂逋事及乏繇（徭）。律所謂者、當繇（徭）、吏・典已令之、即亡弗會、爲逋事。已闕及敦（屯）車食若行到繇（徭）所乃亡、皆爲乏繇（徭）。（法律答問164）

⑦ 廢・出仕禁止とする。212～214簡注③参照。

⑧ 也及書已具…この五文字は注④に引いた二年律令269により復元されている。

⑨ 留弗行…文書を留めて移送しないこと。

● 行書律曰、傳行書、署急輒行、不輒行、貲二甲。不急者、日齎（畢）。留三日、貲一盾。四日【以】上、貲一甲。二千石官書不急者、毋以郵行。（嶽麓〔肆〕192～193）

【解説】

徵發や遞送など期日のある公務に關して、期日に遅れた場合の處罰を規定する。まず公務に支障があつたか否かが問われ、支障があつた場合は ① 貲二甲、出仕禁止とされた。一方、支障がな

かつたならば、② 遅れた日數に應じて貲刑が科された。さらに②の科罰基準が、文書を留めて送らなかつた場合にも適用されること が付言されている。

遲延・滯留日數と刑罰との對應關係は、嶽麓〔肆〕230～231にもみえる。

具律曰、有獄論、徵書到其人存所縣官、吏已告而弗會及吏留弗告、告弗遣、二日到五日、貲各一盾。過五日到十日、貲一甲。

過十日到廿日、貲二甲。後有盈十日、輒駕（加）貲一甲。（230～231）

230～231では「二日到五日」「過五日到十日」であるのに對して、本條文は「盈五日」「五日到十日」となっていて、五日の部分が曖昧である。おそらく本條文も「過五日到十日」であつたと思われ、そのように譯出した。

本條文は注④に引用した二年律令269に類似する。だが事乏（乏事）に對する科罰は、本條文では貲二甲・出仕禁止であるのに對し、二年律令では罰金二兩のみとなっている。嶽麓〔貳〕や里耶簡によれば、一兩＝五七六錢、一甲＝一三四四錢であるから、罰金の額だけみても二年律令の方がずいぶん軽い。

なお、二年律令269は「行書律」の一條文で、270に續くものとされるが、兩者が接續しないことは二年律令譯注でも指摘した。また269の原簡番號はF 179、270はC 193で、269の周りにはF 154（399）、F 163（398）、F 185（401）など、むしろ興律に分類される簡が多い。269は興律の一部と考えるべきであろう。

《二四〇》

●興律曰、當爲求盜^①、典已戒^②而捕不會閱^③及已閱而捕若盜去^④亭一宿^⑤以上、貲二甲。

240 (1228)

【譯】

興律。求盜となるのに当たり、典がすでに命じたののがれて點檢に出頭しない、およびすでに點檢したののがれた、もしくは不正に持ち場の亭から去ることが一泊以上であれば、貲二甲。

【注】

①求盜・亭に配置され、盜賊の逮捕などを職掌とした。

求盜者、亭卒。舊時亭有兩卒。其一爲亭父、掌開閉埽除。一爲求

盜、掌逐捕盜賊。〔漢書〕高帝紀 應昭注)

●捕盜律曰、捕人相移以受爵者、耐。●求盜勿令送逆爲它、令送

逆爲它事者、貲二甲。(秦律雜抄38～39)

小男子說。今尉徵說、以爲求盜☐(正)

員吏勿☐(背)(里耶秦簡^⑧2027)

②戒・本條文に類似する規定が法律答問に見え、そこでは「典已戒」が「吏・典已令之」となっていることから、「命じる」の意で解した。この「戒」「令」は人員を徵發する際にふまれる手續きの一つで、徭役人夫や戍卒としての徵發においても行われた。

可(何)謂捕事及乏繇(徭)。律所謂者、當繇(徭)、吏・典已令之、即亡弗會、爲捕事。已閱及敦(屯)車食若行到繇(徭)所乃亡、皆爲乏繇(徭)。(法律答問164)

既圖事、戒上介、亦如之。〔鄭玄注、戒、猶命也。〕〔儀禮〕聘禮興吏徒追盜賊、已受令而捕、以畏吏(稷)論之。(二年律令143)當戍、已受令而捕不行盈七日、若戍盜去署及亡過一日到七日、贖耐。過七日、耐爲隸臣。過三月、完爲城旦。(二年律令398)東成不更朱發受令。(里耶秦簡^⑨1130)

③閱・點檢する。出頭した人間を確認しながら数えることか。注②

所引の法律答問も参照のこと。

閱、具數於門中也。〔說文解字〕十二篇上)

☐、制詔御史、其令諸關、禁毋出私金器、鐵。其以金器入者、關

謹籍書、出復以閱、出之。籍器、飾及所服者不用此令。(二年律令

493)

☐、相國・御史請、緣關塞縣道羣盜・盜賊及亡人越關・垣・離

(籬)・格・塹・封・刊、出入塞界、吏卒追逐者得隨出入服迹窮追

捕。令將吏爲吏卒出入者名籍、伍以閱具、上籍副縣廷。事已、得

道出入所出人(入)、盈五日不反(返)、伍人弗言將吏、將吏弗効、

皆以越塞令論之。(二年律令494～495)

④盜去・ここでの「盜」は「不正に」の意。二年律令等に見える「盜去署」は不正に持ち場から去ること。一方、邊境出土漢簡では他に「擅去」というタムも現れ、これは典籍にも見える。當戍、已受令而捕不行盈七日、若戍盜去署及亡過一日到七日、贖耐。過七日、耐爲隸臣。過三月、完爲城旦。(二年律令398)

☐而亡若盜去署及爲詐僞以辟事(肩水金關漢簡[3E]F3:525A)

☐居擅去署壹宿。

☐甲渠候長(居延漢簡E.P.T56:117)

典略曰、馬騁在東觀十六年、以爲久費精思、非養生之道、擅去離署、免官、禁六年。（『太平御覽』卷六五一）

⑤宿…宿泊する。ここでは單位として用いられている。

四月、上宿雍。（『史記』秦始皇本紀）

丙戌、宿沮陽。（嶽麓〔壹〕二十七年實日12）

韓相國謂陳筮曰、事急、願公雖病、爲一宿之行。（『史記』韓世家）

□廣宗去署二宿 □（居延漢簡 239・33）

【解説】

求盜が職務に就かずに逃亡したり、職務を放棄したりした場合の處罰を規定する。居所を離れて任務に就くまでに里典による「戒」（令）、出頭先での「閱」という手続きを経たことが知られ、これは注②に引用した法律答問の、徭役に就く場合と同じである。注④所引の二年律令398簡には、戌卒の逃亡・職務放棄に關する類似の規定がみえ、本條文と同様に不正に持ち場から去ることを「盜去」と表現する。

《二四一》

□□律曰、諸當段（假）官器^①者、必有令・丞致^②乃段（假）。毋（無）致官擅段（假）^③、貲段（假）及假^④者各二甲。 241（正）

【譯】

□□律。およそ官有の器物を貸すにあたっては、必ず令・丞の致があつたうえで貸す。致がないのに官が勝手に貸せば、貸した者お

よび借りた者は、それぞれ貲二甲。

【注】

①官器…縣官器の誤記か。縣官器は官有の器物。116簡注②参照。

②致…證明文書。ここでは貸し出すことを認めた證明書であろう。

ただし、これが如何なる文書であつたのかについては、割り符のようなものだとする意見が出た一方で、次に引いた里耶秦簡のような、貸し出しを命じた縣丞の文書も「致」として機能したのではないかという意見もあつた。

□年四月□□朔己卯、遷陵守丞敦狐告船官□。令史慮讎律令沅陵、其假船二艘、勿留。（里耶秦簡⑥）

③擅段…勝手に貸す。「擅」は勝手に、許可なくの意。

擅、專也。（『說文解字』十二篇上）

擅段、縣官器。（嶽麓〔壹〕爲史治官及黔首10）

毋擅段（假）公器、者（諸）擅段（假）公器者有辜（罪）、毀傷公器

【及□者】令賞（償）。（秦律十八種106～107）

④假…本條文では「段」が「貸す」の意で用いられており、これと

對になる「假」は「借りる」の意であろう。「假」字は睡虎地秦簡にはみえず、龍崗秦簡や里耶秦簡にみえる。ただし「假」が専ら「借りる」の意で用いられたわけではなく、次に挙げた嶽麓〔肆〕383～385では逆に「段…借りる、假…貸す」のように讀める。思うに、「段」は「貸す」と「借りる」の雙方を意味しうる動詞であるが、「貸す」「借りる」を區別して記す必要が

ある場合には、片方に人偏がつけられたものではあるまいか。
 「貸」と「貸」も同様の関係にあると考える。

- 諸假、弩矢以給事者、卽有折傷□□□卒
- □(獄籠(肆) 306)
- 縣輸從反者・收人・材官、多毋(無)衣履、毋(無)以蔽。輸者或不遲冬夏賤衣。議。□新□而後、冬若夏賤衣而聯寒者、冬袍裘袴履及它物可衣履者、盡四月收。其後賤夏衣者、假禪裙襦盡九月收、段裘者、勿假袍。段袍者、勿假裘。它有等比。□(獄籠(肆) 383~385)
- 芻廩積五歲以上者以貸、黔首欲貸者、到收芻廩時而責(償)之、黔首莫欲貸、貸而弗能索(索)者、以(獄籠(肆) 386)

【解説】

官有の器物を貸す場合には令・丞からの證明書が必要であることを定めた規定。證明書がないまま官有の器物を貸すと、貸した者だけではなく借りた者も處罰の対象となった。官有の器物を勝手に貸すことを「擅段」といい、注③に引いたとおり秦律十八種にもこれを禁じた規定が見える。

母擅段(假)公器、者(諸)擅段(假)公器者有辜(罪)、毀傷公器【及】者【令賞(償)。(秦律十八種106~107)

秦律十八種の「公器」が、本條文では「縣」官器^②となっているが、これは里耶秦簡の更名扁書(⑧461)にもみえる(「公室曰縣官」)、「公」を「縣官」に改めた名稱變更に因るものである。

二年律令には、官物を借りて返却しなかった場合の處罰規定が見え、その處罰は罰金二兩だった。

諸有段(假)於縣道官、事已、段(假)當歸。弗歸、盈廿日、以私自段(假)律論。其段(假)別在它所、有(又)物故毋道

歸段(假)者、自言在所縣道官、縣道官以書告段(假)在所縣道官收之。其不自言、盈廿日、亦以私自假律論。其段(假)已前入它官及在縣道官非。(二年律令78~79)

□□以財(?)物(?)私自假(貸)、貳(貸)人、罰金二兩。其錢金・布帛・粟米・馬牛毆、與盜同法。(二年律令77)

唐律にも類似的の規定が見える。
 諸監臨主守、以官物私自貸、若貸人及貸之者、無文記、以盜論。有文記、準盜論。「文記、謂取抄署之類」。立判案、減二等。卽充公廩及用公廩物、若出付市易而私用者、各減一等坐之。「雖貸亦同。餘條公廩準此。卽主守私貸、無文記者、依盜法」。
 (唐律疏議「廩庫17」)

諸監臨主守之官、以官物私自借、若借人及借之者、笞五十。過十日、坐贓論減二等。(唐律疏議「廩庫18」)

これは官有物の私的な貸借を禁ずるものであるが、「文記」の有無によつて量刑が異なつた。なお「文記」とは、疏議に「謂雖無文案、或有名簿、或取抄及署領之類、皆同」とあり、借用證明書の類とされるが、「文記」があるうとなかろうと處分は受けた。

《二四二》

● 裸律^①曰、齋夫擅桎杻(桎)②吏、若奪衣③寇(寇)④劍履⑤以辱⑥之、皆貨二甲。

242 (1261)

【譯】

裸律。齋夫が勝手に吏に手枷や足枷をはめる、もしくは吏の衣・冠・劍・履き物を奪つて辱めれば、いずれも貨二甲。

【注】

① 裸律…『晉書』刑法志によれば、裸律は李悝『法經』にはじまり、「輕狡」、「越城」、「博戲」、「借假不廉」、「淫侈」、「踰制」に関する諸規定であったという。

悝撰次諸國法、著法經。…其輕狡、越城、博戲、借假不廉、淫侈、踰制以爲雜律一編。（『晉書』刑法志）

■ 裸律（二年律令196）

② 桎梏…桎は足枷、梏は手枷。ここでは、枷で手足を拘束すること。上罪桎拳而桎、中罪桎梏、下罪梏。「鄭玄注、在手曰桎、在足曰梏。」（『周禮』秋官・掌囚）

● 諸當衣赤衣冒擅（氈）枸櫨杖、及當鉗、及當盜戒（械）而擅解衣物以上弗服者、皆以自爵律論之。…（中略）…諸當鉗枸櫨杖者、皆以錢（鐵）、當盜戒（械）戒（械）者、皆膠致桎梏。不從令、貲二甲。● 廷戊十七。（嶽麓〔伍〕220～223）

③ 衣…衣服。地位に應じて衣服に違いがあったことは、次の二年律令から知られる。

賜衣者六丈四尺、緣五尺、絮三斤。襦二丈二尺、緣丈、絮二斤。袴（袴）二丈一尺、絮一斤半。衾五丈二尺、緣二丈六尺、絮十一斤。五大夫以上錦表、公乘以下縵表、皆帛裏。司寇以下布表裏。二月盡八月賜衣襦、勿子裏絮。（二年律令282～283）
官衣一、用縵六丈四尺、帛裏、毋絮。常（裳）一、用縵二丈。（二年律令285）

④ 冠…かんむり。「冠」を「寇」と表記する事例は睡虎地秦簡日書

にも見える。

復・秀之日、利以乘車・寇（冠）・帶劍・製（製）衣常（裳）・祭・作大事・家（嫁）子、皆可、吉。（日書乙種25 1）

⑤ 劍…劍は官吏としての身分を示す標識でもあった。簡公六年、令吏初帶劍。（『史記』秦本紀）

⑥ 履…履き物。

● 縣輸從反者・收人・材官、多毋（無）衣履、毋（無）以蔽。輸者或不選冬夏賤衣。議。□新□而後、冬若夏賤衣而聯寒者、冬袍裘袴履及它物可衣履者、盡四月收。其後賤夏衣者、假禪裯襦盡九月收、段（假）裘者、勿假袍。段（假）袍者、勿假裘。它有等比。□（嶽麓〔肆〕383～385）

⑦ 辱…はずかしめる。

民前或相聚保山澤、不書名數、今天下已定、令各歸其縣、復故爵田宅、吏以文法教訓辨告、勿笞辱。（『漢書』高帝紀）
制 詔御史曰、年七十受王杖者、比六百石、入官廷不趨、犯罪耐以上、毋二尺笞劾、有敢徵召侵辱。（散見簡牘合輯24（武威磨咀子出土王杖十簡））

【解説】

嗇夫が「吏」を勝手に拘束したり辱めたりすることを禁ずる規定。この場合の「吏」とは官吏一般ではなく、嗇夫の配下にある官吏のことであろう。嶽麓簡や二年律令では、嗇夫と吏主者が同罪にされる規定がみえる。

卒歲、郷部吏弗能得、它人捕之、男女無少長、伍(五)人、誅郷部畜夫、廿人、貲郷部畜夫一盾、卅人以上、貲郷部畜夫一甲、令丞誅。郷部吏主者、與郷部畜夫同罪。(嶽麓(肆)55~57)

この場合の「郷部の吏」とは、郷部畜夫の配下にある郷佐・郷史を指す(54~59簡注⑭参照)。この他に官畜夫と吏主者という組み合わせもある。

●田律曰、租禾稼・頃芻藁、盡一歲不齎(畢)入、及諸貢它縣官者、書到其縣官、盈卅日弗入、及有逋不入者、貲其人及官畜夫・吏主者各一甲・丞・令・令史各一盾。逋其入而死亡・有辜母(無後)、不可得者、有(又)令官畜夫、吏代償。(嶽麓(肆)106~108)

郷部や諸官の責任者である畜夫が、職務上の権限をかりて下僚を辱めることを禁じたのが本條文なのであろう。

當事者の上下関係が問題となる法律條文としては、まず二年律令に、下爵者による上爵者の毆打についての規定がある。

鬪而以刃及金鐵銳・錘・椎(錘)傷人、皆完爲城旦舂。其非用此物而眇人、折積・齒・指、肤體、斷陝(決)鼻・耳者耐。其毋傷也、下爵毆上爵、罰金四兩。毆同列以下、罰金二兩、其有痕瘡及□、罰金四兩。(二年律令27~28)

さらに長吏が少吏を罵った場合の規定も存在するが、科罰は不明である。

以縣官事毆若胥吏、耐。所毆・胥有秩以上、及吏以縣官事毆胥五大夫以上、皆黥爲城旦舂。長吏以縣官事胥少吏(二年律令46)

唐律には、逆に屬吏が長官や上官を毆打した場合の規定が見え、その科罰は毆打した人間の身分によって異なった。

諸毆制使・本屬府主・刺史・縣令及吏卒毆本部五品以上官長、

徒三年。傷者、流二千里。折傷者、絞。「折傷、謂折齒以上。」若毆六品以下官長、各減三等。減罪輕者、加凡鬪一等。死者、斬。胥者、各減毆罪三等。「須親自聞之、乃成毆。」即毆佐職者、徒一年。傷重者、加凡鬪傷一等。死者、斬。(唐律疏議)鬪訟11)

諸佐職及所統屬官、毆傷官長者、各減吏卒毆傷官長二等。減罪輕者、加凡鬪一等。死者、斬。(唐律疏議)鬪訟12)

諸監臨官司、於所統屬官及所部之人有高官而毆之、及官品同自相毆者、並同凡鬪法。(唐律疏議)鬪訟17)

本條文は、毆打・罵詈といった行爲ではなく、「辱」することを禁ずるという點で類似條文とは異なっている。「後漢書」荀悅傳には、

君子以情用、小人以刑用。榮辱者、賞罰之精華也。故禮教榮辱、以加君子、化其情也。桎梏鞭撻、以加小人、化其刑也。君子不犯辱、況於刑乎。小人不忘刑、況於辱乎。

とあり、桎梏は小人に加えるものであって、「禮教榮辱」によって遇すべき「君子」に加えてはならないとされている。また『漢書』景帝紀には、宦となるための條件である警算を引き下げる詔敕があり、そこに付された應劭の注に

古者疾吏之貪、衣食足知榮辱、限警十算乃得爲吏。とある。官吏も「君子」と同じく、「榮辱」をわきまえた存在であった。それゆえに、君子たるべき「吏」に桎梏をはめることは、「辱」に相當したのだから。

一方、衣冠や劍は、注③⑤でも言及したように、官吏たる地位を示すための装置であった。またきちんと履き物を履くことは、「禮」とも結びついた然るべき装いとされ、それを履かない(徒跣)の

は、常ならぬ外見であつた。

履、禮也。飾足所以爲禮也。（『釋名』釋衣服）

事發覺、衡免冠徒跣待罪、天子使謁者詔衡冠履（『漢書』匡衡傳）。

本條文は、上官が下僚を桎梏で拘束したり、地位に相應しくない外見を強いたりすることにより、彼らを辱めることを禁じたものといえる。

《二四三》

●關市律^①曰、縣官有賣買毆（也）、必令^②史監^③。不從令者、貲一甲。
243 (1265)

【譯】

關市律。官府が賣買を行うときは、必ず令史を立ち會わせて監督させる。令に従わなければ、貲一甲。

【注】

①關市律…秦漢期の關市律は傳世文獻中に確認できないが、睡虎地秦簡などの出土史料に見える。

晉氏受命、議復肉刑、復寢之。命賈充等十四人、增損漢魏律爲二十篇。一、刑名。二、法例。三、盜律。四、賊律。五、詐僞。六、請賊。七、告劾。八、捕律。九、繫訊。十、斷獄。十一、雜律。十二、戶律。十三、擅興律。十四、毀亡。十五、衛宮。十六、水火。十七、廐律。十八、關市。十九、違制。二十、諸侯。凡一千五百三十條。（『唐六典』刑部）
爲作務及官府市、受錢必輒入其錢篋中、令市者見其入、不從令者

貲一甲。關市。（秦律十八種97）

□市律。（二年律令263）

②必令令史監…「監」とは立ち會つて監督すること。令史が監する事例は里耶秦簡に多く見られる。

監、牧、察也。（『方言』十二）

監、臨下也。（『說文解字』八篇上）

卅五年六月戊午朔己巳、庫建・佐般出賣祠窳餘徹酒二斗八升于□

□

衛（率）之、斗二錢。令史歎監。□（里耶秦簡⑧ 907+⑧ 923+⑧ 1422）

卅一年二月癸未朔己丑、啓陵鄉守尙敢言之。尙部啓陵鄉官及邑中、鄉行官事、稟吏卒・徒隸及日食者毋監令史、謁遣令史監、毋留當稟者。謁報、署主廡發。敢言之。（里耶秦簡⑨ 60）

【解説】

官府による賣買に際しては、令史が「監」すべきことを規定する。

注②で引用した里耶秦簡⑨ 60からも明らかのように、令史がその賣買の場に立ち會うことを「監」という。「監」と類似する行爲として、嶽麓〔肆〕163、164には「視平」が見える。同條文の注⑥では、「視」とは見て調べる、立ち會つて監督する。「視平」とは「視」を行うと同時に、度量衡器の點検も行うことであろうとした。「視平」は里耶秦簡にも見え、穀物や肉など、容積の計測が必要な物品を支給・賣買する際に行なわれている。

徑廡粟米一石九斗五升六分五。卅一年正月甲寅朔丁巳、司空守增・佐得出以食春・小城旦涓等卅七人、積卅七日、日四升六

分升一。令史□視平。得手。(里耶秦簡⑧ 212+⑧ 426+⑧ 1632)

廿五年十月壬辰朔乙酉、少內守履出黔首所得虎肉二斗、賣于更戌士五(伍)城父□里陽所、取錢卅。衛(率)之、斗廿錢。令史就視平。魃手。(里耶秦簡⑧ 56+⑧ 1209+⑧ 1245+⑧ 1928+⑧ 1973)

「監」も、

粟米一石二斗半斗。卅一年三月丙寅、倉武、佐敬、稟人掾出粟大隸妾□。令史尙監。(里耶秦簡⑧ 760)

のように穀物支給簡に見えるが、一方で

錢三百五十。廿五年八月丁巳朔癸亥、少內沈出以購吏養城父士五(伍)得。得告戌卒贖耐罪惡。令史華監。膠手。(里耶秦簡⑧ 811+⑧ 1522)

のように、容積計測が不要である錢の支出の際にも用いられる。同じ監督行為であっても、「監」の意味するところは「視平」のそれより廣いであろう。

これまでに秦の關市律として知られていたのは、注①に引用した秦律十八種97のみであったが、その内容は嶽麓簡の金布律に類似するものであった(嶽麓〔肆〕121~123)。傳世文獻によれば、注①で示したように晉律にも關市律がみえる(ただし『晉書』刑法志では含まれない)。關市律は梁律や隋大業律にも繼承されたが、唐律からは姿を消した。

天監元年八月、乃下詔曰、：宜云、某等如干人同議、以此爲長、則定以爲梁律。：於是以尙書令王亮・侍中王瑩・尙書僕射沈約・吏部尙書范雲・長兼侍中柳惲・給事黃門侍郎傅昭・通直散騎常侍孔藹・御史中丞樂藹・太常丞許懋等、參議斷定、定爲二十篇、一曰刑名、二曰法例、三曰盜劫、四曰賊叛、五曰詐僞、

六曰受賂、七曰告劾、八曰討捕、九曰繫訊、十曰斷獄、十一曰雜、十二曰戶、十三曰擅興、十四曰毀亡、十五曰衛宮、十六曰水火、十七曰倉庫、十八曰廩、十九曰關市、二十曰違制。

：

三年、新律成。凡五百條、爲十八篇。詔施行之、謂之大業律、一曰名例、二曰衛宮、三曰違制、四曰請求、五曰戶、六曰婚、七曰擅興、八曰告劾、九曰賊、十曰盜、十一曰鬪、十二曰捕亡、十三曰倉庫、十四曰廩牧、十五曰關市、十六曰雜、十七曰詐僞、十八曰斷獄。(『隋書』刑法志)

なお、晉代から關市令も編纂され、こちらは唐令にも繼承されている。

晉命賈充等撰令四十篇。一、戶。二、學。三、貢士。四、官品。五、吏員。六、俸廩。七、服制。八、祠。九、戶調。十、佃。十一、復除。十二、關市。十三、捕亡。十四、獄官。十五、鞭杖。十六、醫藥疾病。十七、喪葬。十八、雜上。十九、雜中。二十、雜下。二十一、門下散騎中書。二十二、尙書。二十三、三臺祕書。二十四、王公侯。二十五、軍吏員。二十六、選吏。二十七、選將。二十八、選雜士。二十九、宮衛。三十、贖。三十一、軍戰。三十二、軍水戰。三十三至三十八、皆軍法。三十九、四十、皆雜法。(『唐六典』刑部)

關市令、諸官私斗尺秤度、每年八月、詣金部太府寺平較。不在京者、詣所在州縣平較、竝印署、然後聽用。(『唐會要』太府寺)

《二四四～二四七》

繇(徭)律曰、歲興繇(徭)徒^①、人爲三尺券^②、一、書其厚^③焉。節

〔即〕發繇（徭）^④、鄉嗇夫必身與典以券行之^⑤。 田時^⑥先行當

244 (1241)

有賢人^⑦、以閒時^⑧行貧者、皆月券書其行月及所爲日數^⑨、而嗇其都發^⑩及縣請^⑪。其當行而病及不存^⑫、

245 (1242)

嗇于券、後有繇（徭）而嗇（躡）^⑬行之。節（即）券繇（徭）^⑭、令典各操^⑮其里繇（徭）徒券來、與券以界繇（徭）徒。勿徵贅^⑯、勿令費日^⑰。

246 (1363)

其移徙^⑱者、輒移其行繇（徭）數徒所^⑲。盡歲而更爲券、各取其當嗇（躡）及有贏者^⑳日數、皆署新券以嗇（躡）。

247 (1386)

【譯】

徭律。毎年徭役従事者を動員するときには、人ごとに三尺の券を一組つくり、その財産を書き込む。徭役労働を徴發するときには、郷嗇夫は必ずみずから典とともに、券にもとづいて派遣する。農繁期は先に富裕な人を行かせ、農閑期に貧しい者を行かせ、いずれも行った月および作業日数を月ごとと記録し、その徭役が大規模徴發であるか縣が申請したものであるかを記す。行かせるに当たって、病氣および不在であれば、そのことを券に記し、後に徭役があれば引き継いで行かせる。券に徭役日数分の刻齒を入れるときには、典にそれぞれその里の徭役従事者の券を持って來させ、共同で刻齒を入れて徭役従事者に與える。徴集してはならず、日を費やさせてはならない。居所を移す者があれば、そのたびに徭役に行った日数を徙った所に移送する。一年が終わればあらためて券をつくり、それぞれその引き継ぐべき、および超過した者の日数を取り込んで、いずれも新しい券に記入して引き継ぐ。

【注】

① 歲興徭徒・「徭徒」とは徭役に従事する者。ここでの「徒」とは

官府で就役している労働力一般を指す。147～150簡注⑭参照。

② 帑藏歲虛而制度歲廣、民力歲衰而賦役歲興、不可謂節用。〔三國志〕杜恕傳

其不審、以律論度者、而以其實爲繇（徭）徒計。繇（徭）律（秦律十八種124）

③ 三尺券・三尺の長さを持つ割り符。

客有謂周曰、君爲天下決平、不循三尺法。〔孟康注、以三尺竹簡書法律也。〕〔漢書〕杜周傳

御史上議、御牘尺二寸、官券牒尺六寸。●制曰、更尺一寸牘牒。

●卒令丙四。〔嶽麓〔伍〕121～122〕

④ 厚・財産。次に擧げる里耶秦簡の用例から、金錢や財物のみならず、戸主が徴發された後に残される労働力をも含む可能性がある。

後數世、民咸歸鄉里、戶益息、蕭・曹・絳・灌之屬或至四萬、小侯自倍、富厚如之。〔史記〕高祖功臣侯者年表

厚、後也、有終後也。〔釋名〕釋言語

不更與里寔它

厚□夫。□

大女二人。

廿六年繇（徭）□（里耶秦簡⑥1667）

⑤ 發徭・徭役として労働力を徴發すること。147～150簡注⑰参照。

⑤ 郷畜夫必身與典以券行之。「以券行之」とは、券に記載された財産の多寡にもとづいて徭役従事者を派遣すること。

可(何)謂逋事及乏繇(徭)。律所謂者、當繇(徭)、吏・典已令之、卽亡弗會、爲逋事。已闕及敦(屯)車食若行到繇(徭)所乃亡、皆爲乏繇(徭)。(法律答問164)
民欲先令相分田宅・奴婢・財物、郷部畜夫身聽其令、皆參辨券書之、輒上如戶籍。有爭者、以券書從事。(二年律令34~35)
●尉卒律曰、縣尉治事、毋敢令史獨治、必尉及士吏與、身臨之、不從令者、賞一甲。(獄麓(肆)139)

⑥ 田時・農繁期。

方今田時、重煩百姓。(「史記」司馬相如列傳)
田時毆(也)、不欲興黔首。(里耶秦簡169)
●郡及關外黔首有欲入見親、市中縣【道】、【毋】禁錮者毆(也)、許之。入之、十二月復、到其縣、毋後田。田時、縣毋[](獄麓(肆)366)

⑦ 富有賢人・財産のある名望家のこと。

匈奴冒頓新服北夷、來爲邊害、孟舒知士卒罷敝、不忍出言、士爭臨城死敵、如子爲父、弟爲兄、以故死者數百人。孟舒豈故驅戰之哉。是乃孟舒所以爲長者也。於是上曰、賢哉孟舒。復召孟舒以爲雲中守。(「史記」田叔列傳)
今吾以天之靈、賢士大夫定有天下、以爲一家、欲其長久、世世奉宗廟亡絕也。賢人已與我共平之矣、而不與吾共安利之、可乎。(「漢書」高帝紀)

⑧ 閒時・農閑期。188~191簡注③参照。

⑨ 皆月券書其行月及所爲日數…この「券書」は動詞で、「券」は割り符に刻齒を入れること、「書」は割り符に文字を書き込むこと。すなわち「券書」は刻齒と文字で割り符に記録することである。券への徭役日數記入については、253~256簡参照。

以兩劑禁民獄、入鈞金、三日乃致于朝、然後聽之。「鄭玄注。獄、謂相告以罪名者。劑、今券書也。使獄者各齎券書、既兩券書、使入鈞金、又三日乃治之、重刑也。不券書、不入金、則是自服不直者也。」(「周禮」大司寇)

●十三年六月辛丑以來、明告黔首…相貸資繙者、必券書吏、其不券書而訟、乃勿聽、如廷律。前此令不券書訟者、爲治其繙、毋治其息、如內史律。(獄麓(肆)301~302)
券千萬者、百中千、券萬萬者、重百中。(獄麓(貳)118)

⑩ 都發・大規模な徵發。縣より上級の機關が指示する徭役のことか。吉既破車師、降日逐、威震西域、遂并護車師以西北道、故號都護。「師古注、都猶大也、總也。」(「漢書」鄭吉傳)

⑪ 縣請・縣が申請して行ふ徭役。

●繇(徭)律曰、發繇(徭)、興有爵以下到人弟子・復子、必先請屬所執灑、郡各請其守、皆言所爲及用積徒數、勿敢擅興、及毋敢擅傳(使)敖童・私屬・奴及不從車牛。(獄麓(肆)156~157)

⑫ 其當行而病及不存…「不存」とは不在のこと。事當治論者、其令・長・丞或行郷官視它事、不存、及病、而非出

縣道界也、及諸都官令・長・丞行離官有它事而皆其官之事也、及病、非出官在所縣道界也、其守丞及令・長若眞丞存者所獨斷治論有不當者、令眞令・長丞不存及病者皆共坐之、如身斷治論及存者之罪。（二年律令104～106）。

⑬躡…引き繼ぐ、繼續する。184～185簡注⑪参照。

⑭券徭…徭役日數を刻齒によって記録すること。「券」については注⑨所引嶽麓〔貳〕118簡を参照。

食牛、牛犖（犖）、將牛者不得券、繇。（嶽麓〔肆〕249）

⑮操…所持すること。

操、把持也。（『說文解字』十二篇上）

且虞卿操其兩權、事成、操石券以責。（『史記』平原君列傳）

□□□□□□用作爲塞事、疏書所齎操器物各如牒。

□□□□□□安謂候長尊、候史檄書到出入、事已止、如律令。

（敦煌漢簡 D2076）

⑯勿徵贅…ここでの「贅」はあつめるの意。一方で「餘分な人員」とする意見も出た。

縣鄉卽賜、毋贅聚。「如淳注、贅、會也。令勿擅徵召贅聚三老孝弟力田也。顏師古注、卽、就也。各遣就其所居而賜之、勿會聚也。」（『漢書』武帝紀）

除天下必貢所當出半歲之直、以爲牛酒之資、民不贅聚、吏不得容姦。（居延漢簡 E.P.F.22: 63A）

譬諸身、增則贅而割則虧。（『太玄經』太玄鑿）

⑰勿令費日…時間を無駄にさせてはならない。

故内無其實而外學其文、雖有賢師良友、若畫脂鏤冰、費日損功。

（『鹽鐵論』殊路）

皆勿令回費日、以便。毋（無）病、黔首爲故不從令者、賞丞・令史・執濃・執濃丞・卒史各二甲。（嶽麓〔肆〕287）

前注の「勿徵贅」と併せて、「券徭のために徭役従事者本人を集め、時間を無駄にさせてはならない」と解釋した。だがこの解釋だと「勿」が二回繰り返されるのが不自然である。また前段の「令典各操其里徭徒券來、與券以畀徭徒」は券徭の際に里典が出頭すべきことをいうものの、必ずしも徭徒本人の出頭を禁じてはいない。そこで前注で述べたとおり、「贅」を「餘分な人員」とし、「餘計な人員を徵發してはならず、日數を無駄にさせてもならない（＝餘計な日數分勞役させてはならない）」と解釋する案も出た。

⑱移徙…居所を他所に移すこと。

恆以八月令鄉部畜夫・吏・令史相襍案戶、籍副臧（藏）其廷。有移徙者、輒移戶及年籍爵細徙所、并封。留弗移、移不竝封、及實不徙數盈十日、皆罰金四兩。數在所正・典弗告、與同罪。鄉部畜夫・吏主及案戶者弗得、罰金、各一兩。（二年律令328～330）

⑲輒移其行徭數徙所…「行徭數」とは徭役に行つた日數のこと。二年律令には、居所を移した者の戸籍などを轉居先に移送する規定がみえる。注⑱所引二年律令328～330簡参照。

⑳有贏者…「贏」とは餘り。ここでは徭役に行つた日數が所定の日

數を超過していることをいう。また、徭役ではなく戌役ではあるが、従事日數の過不足を次年に繰り越す規定が二年律令に見える。

贏、有餘、賈利也。〔說文解字〕六篇下)

幹流遷其不濟兮、故遭罹而贏縮。〔李善注、項岱曰、：贏、過也。縮、不及也。〕〔文選〕班固「幽通賦」

凡以贏不足有(又)求足。藉之、曰、賁(貸)人錢三、今欲賞(償)米。斗二錢、賞(償)一斗、不足一錢、【賞(償)二斗】有(又)贏一錢、即直(置)一斗、二斗、各直(置)贏、不足其下、以爲子、子互乘母、并以爲賈實、而并贏、不足以爲法、如法一斗半。(獄籠〔貳〕203)204

戌有餘及少者、隕後年。(二年律令44)

繇(徭)多員少員、積(隕)計後年繇(徭)戌數。(獄籠〔肆〕254)

【解説】

徭役従事日數の管理についての規定。従事日數は、従事者各人ごとに作成された三尺の割り符に書き込まれる。この割り符には各自の財産の多寡(徭役で本人不在の間、生計を支えることのできる家族の多寡をも含むか)が書かれており、郷嗇夫と里典はそれらを勘案し、徭役に行く者を選んだ。

従事日數の記録は毎月更新され、各自が何月に、何日間服役したのが追記されてゆき、それに相當する數の刻齒も入れられる。あわせて、従事した作業が縣レベルで組織されたのか、それともより上級が組織した大規模なものだったのかも記録された。病氣などの理由により服役できなかった場合には、そのことが記載され、服役が可能になった後で作業に派遣された。

服役日數を更新する際には、里典が徭役従事者の割り符を持って郷に赴き、郷嗇夫とともに刻齒を入れて本人に手渡した。注⑯⑰で説明したとおり、「贅會」と解釋するなら、このときに本人を郷に連れて行くことは禁じられていた。郷への往來にかかった日數まで徭役日數にカウントしてしまふことを避けるためであろう。

一年が終了すると、新しい割り符が作成される。その際に、前年に服役日數が少なく、次年度に引き継ぐべき日數がある者と、逆に服役日數が多く、所定の日數を超過した者については、その日數が新しい割り符に書き込まれ、翌年以降に繼承されることになる。

《二四八》二五二》

繇(徭)律曰、委輸傳送①、重車負日行六十里、空車八十里、徒行百里②。其有□□□□

□□而□傳于計③、令徒善攻間④車。食牛、犖(齒)⑤、將牛者不得券

繇(徭)⑥。盡興隸臣妾・司寇・居賈贖責(償)⑦、縣官 249 (1383)

□□之□傳輸之。其急事不可留毆(也)、乃爲興繇(徭)⑧。有賈贖

責(償)拾日⑨而身居⑩、其居縣官⑪者、縣節(即)有 250 (1429)

繇(徭)戌⑫、其等⑬當得出⑭、令繇(徭)戌⑮。已、輒復居。當繇

(徭)戌⑯、病不能出及作盈卒歲以上、爲除其病歲繇(徭)、

勿聶(躡)⑰。□□論毆(繫)⑱、除毆(繫)日⑲繇(徭)戌、以出口⑲

傳(使)之。 252 (1424)

【譯】

徭律。輸送・遞送について、荷を積んだ車や荷を背負ったときは

一日の行程は六十里、空の車であれば八十里、手ぶらであれば百里とする。…があれば…計に書き付け、徒にきちんと車を補修させる。牛に飼料を與えていて牛が瘦せたら、牛を牽いていた者は徭役に従事したとして券に刻齒を入れることができる。隸臣妾・司寇・居貨贖債を全て動員し、縣官は…輸送する。緊急の用務で遅延できないときに、はじめて徭役従事者を動員する。贖・贖・債務があり、みずから必要な日數分の勞役に就いている中で、縣の官府で就役している場合は、その縣で徭役・戍役があつたとき、その者たちは出向くことができ、徭役・戍役をさせる。徭役・戍役が終了したら、ただちにまた勞役に就かせる。徭役・戍役にあたるが、病氣によつて出向くこと、及び働くことができないのが一年以上を満したなら、病氣だつた年の徭役を免除し、その日數を引き繼がせてはならない。…裁かれて繫城且春となつたら、服役していた期間の徭役・戍役を免除し、出向くことができるようになった日から使役の對象とする。

【注】

①委輸…百里…二年律令にほぼ同じ文がみえるが、數字が異なる。また二年律令の「重車重負」を本條は「重車負」に作り、「車」と「負」との間には横線が見える。委輸・傳送については147と150簡注⑬参照。

委輸・傳送、重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里。
（二年律令412）

②重車負…百里…「重車」は荷物を載せた車、「負」は荷物を背負つて歩く者、「徒」は荷物を持たずに歩く者。

六人共車、車載二十五斛、重車日行五十里、空車日行七十里、載輪之間各一日。（《九章算術》均輸）
諸行程馬日七十里、步及驢五十里、車卅里。其水程重船遡流、河日卅里、江卅里、餘水卅五里、空船河卅里、江五十里、餘水六十里。重船空船順流、江日一百五十里、江一百里、餘水七十里。
（《唐令拾遺》公式令）
古人有言曰、其父析薪、其子弗克負荷。（《春秋左氏傳》昭公七年）
吾不徒行以爲之椹。〔疏、徒猶空也、謂無車空行也、是步行、謂之徒行。〕（《論語》先進）

ただし「重車」には輜重の車、荷車を意味する用例が多い。本條の「重車」も同様で、「重車の負うもの」（荷物を積んだ輜重）と讀むべきだとする案も出た。だがその場合は、①徒歩で運搬する者（「徒」）については、荷物の有無でノルマが變わらない——車兩による運搬が中心で、徒歩で荷を背負うのは想定されていないという解釋も可能であるが——ことになる、②二年律令の「重車重負」が讀みづらいという問題があり、「空車」と對になる「重車」は「荷物を載せた車」であると暫く解釋した。

後數歲、買臣隨上計吏爲卒、將重車、至長安、詣闕上書、書久不報。〔師古曰、買臣身自充卒、而與計吏將重車也。載衣食具曰重車。重音直用反。〕（《漢書》朱買臣傳）

●令曰、吏從軍治粟將漕長輓者、自敦長以上到二千石吏、居軍治粟漕長輓所、得賣（買）所飲（飲）食衣服物及所以飲（飲）食居處及給事器兵。…（中略）…母重車者、得買以給事、舍、毋過□□人。（嶽麓〔伍〕146、148）
三尺之岸而虛車不能登也、百仞之山任負車登焉、何則陵遲故也。

〔王先謙集解、負、重也。任負車、任重之車也。王念孫曰、古無訓負爲重者。負、亦任也。〕〔荀子〕宥坐〕
初九、賁其趾、舍車而徒。〔易〕賁〕

③傳于計…簿籍の類に書き付けることか。212～214簡注⑨及び⑩参照。
置吏律曰、有辜以遷者及贖耐以上居官有辜以廢者、虜・收人・人奴・羣耐子・免者・贖子、輒傳其計籍。…〔獄籠〕〔肆〕212～213〕

④攻間…脂や膠を用いて車を補修すること。「攻間」については「攻治、間代」、「攻治、間代」など諸説あり、その正確な訓詁は不詳。だが本條文や睡虎地秦簡での用法から、脂や膠で車を補修する意味であることは間違いない。

鋼、間也、間、釭軸之間、使不相摩也。〔釋名〕釋車〕
凡攻木之工七。〔鄭注〕攻猶治也。〔周禮〕考工記〕

官府假公車牛者□□□〔假〕人所。或私用公車牛、及假人食牛不善、牛齒、不攻間車、車空失、大車軛〔軸〕、及不介車、車藩蓋強折裂、其主車牛者及吏・官長皆有罪。司空〔秦律十八種〕126～127〕

一脂、攻間大車一輛、用膠一兩、脂二鍾。攻間其扁解、以數分膠以之。爲車不勞、稱議脂之。司空〔秦律十八種〕130〕
牛饑車不攻間。〔獄籠〕〔壹〕「爲吏治官及黔首」21第二欄〕

⑤食牛牛齒…牛に飼料を與えるのにそれをきちんとせず、牛が痩せてしまった。

官府段〔假〕公車牛者□□□〔假〕人所。或私用公車牛、及段〔假〕人食牛不善、牛豎〔鬣〕、不攻間車、…〔秦律十八種〕126〕

匈奴匿其壯士肥牛馬、徒見其老弱及羸畜。…今臣往、徒見羸齒老弱、此必欲見短、伏奇兵以爭利。〔師古曰、齒音漬、謂死者之肉也。一説、鬣讀曰瘠。瘠、瘦也。〕〔漢書〕婁敬傳〕
食馬如律、禾之比乘傳者馬。…〔二年律令〕234〕

⑥券徭…徭役に従事した日數を券に刻齒として刻み、記録する。244～247簡注⑭参照。

署于券、後有繇〔徭〕而躡〔躡〕行之。節〔節〕券繇〔徭〕、令典各操其里繇〔徭〕徒券來與券以異繇〔徭〕徒、勿徵贅、勿令費日。〔獄籠〕〔肆〕246〕

⑦盡興隸臣妾・司寇・居貨贖債…隸臣妾・司寇・居貨贖債という組み合わせは、154～155簡に見える、縣において行書に従事する人々とも一致する。

●繇〔徭〕律曰、毋敢傳〔使〕段〔假〕典居旬于官府、毋令士五〔伍〕爲吏養・養馬、毋令典・老行書、令居貨責〔債〕・司寇・隸臣妾行書。〔獄籠〕〔肆〕154～155〕

⑧其急事不可留也、乃爲興徭…147～150簡注⑯参照。本條文の場合も147～150簡と同様に、官府の勞働力を全て動員しても傳送・委輸を遲滞させてしまうと、はじめて黔首を動員することをいうのであろう。

繇〔徭〕律曰、…〔中略〕…給邑中事、傳送委輸、先悉縣官車牛及徒給之。其急不可留、乃興繇〔徭〕如律。…〔獄籠〕〔肆〕147～149〕

⑨拾日…決められた日數分の勞働力を提供すること。184～185簡注⑦

参照。

●戌律曰、戌者月更。君子守官四句以上爲除戌一更。遣戌、同居母竝行。不從律、貲二甲。戌在署、父母・妻死、遣歸葬。告縣、縣令拾日。…（嶽麓〔肆〕184～185）

⑩身居…「居」は働いて返済する、返済のために勞役に就く。居贖贖債は自ら居作する他に、代理の者に就勞させることも認められていた。

有辜（罪）以贖及有責（債）於公、以其令日問之、其弗能入及賞（償）、以令日居之、日居八錢。…（中略）…葆子以上居贖刑以上到贖死、居于官府、皆勿將司。所弗問而久繫之、大畜夫・丞及官畜夫有罪。居贖、贖欲代者、耆弱相當、許之。作務及賈而負債者、不得代。一室二人以上居贖債而莫見其室者、出其一人、令相爲兼居之。居贖贖債者、或欲藉人與、竝居之、許之、毋除徭戌。…（中略）…司（秦律十八種133～140）

⑪居縣官…縣の官府で居作すること。ここでの「縣官」は後文の「縣即有徭戌」からして、「おおよけ」ではなく「縣の官」であろう。

馬・牛・羊・彘・麋・麋食人稼穡、罰主金馬・牛各一兩。四彘麋若十羊彘當一牛。而令橋（？）稼償主。縣官馬牛・羊、罰吏徒主者。貧弗能賞（償）者、令居縣官。□□城旦舂・鬼薪白粲也、答百、縣官皆爲賞（償）主、禁毋牧彘。（二年律令253～254）

⑫徭戌…徭と戌。國家に對する奉仕義務としての勞役と兵役。147～150簡注②、182～183簡注①、184～185簡注①参照。

⑬等…ともがら。ここでは前文の「有贖贖債拾日而身居、其居縣官者」を指し、「これらの者」の意。

●定陰忠言、律曰、顯大夫有辜當廢以上勿擅斷、必請之。今南郡司馬慶故爲冤句令、詐（詐）課、當廢官、令以故秩爲新地吏四歲而勿廢、請論慶。制書曰、諸當廢而爲新地吏勿廢者、即非廢。已後此等勿言。●廿六（嶽麓〔伍〕53～55）

庫曰、聞等上論奪爵令戌、今新黔首實不安輯、上書以聞、欲陛下幸詔庫以撫定之、不敢擇（釋）縱罪人、毋它解。●詰庫、等雖論奪爵令或（戌）、而母法令、人臣當謹奏法以治。（秦讞書147～149 案例⑬）

君何不急請呂后承間爲上泣言。黥布、天下猛將也、善用兵、今諸將皆陛下故等、夷〔集解〕徐廣曰、夷猶儕也。索隱、如淳云、等夷、言等輩。乃令太子將此屬、無異使羊將狼、莫肯爲用。且使布聞之、則鼓行而西耳。（『史記』留侯世家）

⑭出…出徭する、すなわち勞役に出向くこと。

春城旦出繇（徭）者、毋敢之市及留舍闔外。（嶽麓〔肆〕168）

⑮當徭戌…勿躡…二年律令にはほぼ同内容の條文が見える。

●當徭戌而病盈卒歲及繫、勿躡。（二年律令407）

⑯勿躡…病氣だった年の就役義務日數を翌年に引きつがない。184～185簡注①参照。

●戌律曰、戌者月更。君子守官四句以上爲除戌一更。遣戌、同居母竝行。不從律、貲二甲。戌在署、父母・妻死、遣歸葬。告縣、縣令拾日。徭發、親父母・泰父母・妻・子死、遣歸葬。已葬、輒

躡以平其徭。(獄籠〔肆〕184~185)

●當徭戍而病盈卒歲及繫、勿聶。(二年律令407)
其當行而病及不存、署于券、後有徭而躡行之。(獄籠〔肆〕245~246)

⑰論繫・裁かれて繫城旦春とされる。後文の「繫日」とも考え合わせれば、ここでの「繫」は繫城旦春のこと。

●令曰、吏有論毆(繫)、二十石、治者輒言御史、御史遣御史與治者雜受印。(獄籠〔伍〕123)
廷有(又)論毆(繫)城旦、皆不當。(獄籠〔參〕187)

⑱繫日・繫城旦春として服役する日數、期間。

隸臣妾毆(繫)城旦春、去亡、已奔、未論而自出、當治(笞)五十、備毆(繫)日。(法律答問132)
其老小不當刑者、毆(繫)六歲者、毆(繫)八歲、毆(繫)八歲者、毆(繫)十歲、毆(繫)十歲者、毆(繫)十二歲。皆毋備其前毆(繫)日。(獄籠〔肆〕38~39)

⑲出日・繫城旦春としての刑期の滿了などにより、徭戍に出向くことが可能になった日。

【解説】

まず委輸・傳送の際の、一日に進むべき距離のノルマが、積み荷の有無等を區別しつつ示される。注①に述べたとおり、類似の條文が二年律令にも見える。ここでは併せて、荷車のメンテナンスや役牛の管理についても規定されている。

「盡興隸臣妾」以下は、運送業務に主として刑徒を動員すべきこ

とが述べられる。一般人の徭役は、あくまで刑徒労働を補うものとされており、同様の原則は注⑧に引いた148~149簡のほか、里耶秦簡にも見える。

令曰、傳送委輸、必先悉行城旦春、隸臣妾、居贖贖責。急事不可留、乃興繇(徭)。(里耶秦簡⑩c)

ただし本條文では城旦春が擧げられていない。その理由は不詳である。

「有贖贖債」以下は、居贖贖債の徭役・戍役について規定する。彼らは①本人が自ら居作している(≡代理の者による居作ではない)、

②縣の官府で就勞している(≡都官や遠隔地での就勞ではない)場合、縣で徭・戍があった際には、その用務に向きうる者に該當し、徭・戍に就けられることになった。ただし徭・戍が終了したならば、ふたたび元の勞役に戻された。

「當徭戍」以下は本人が長期間病氣であったり、繫城旦春として服役している場合の規定で、いずれも徭役・戍役は免除された。本人の特別な事情による徭役・戍役の猶豫・免除については、184~185簡、186~187簡、244~247簡にも規定が見える。

戍在署、父母・妻死、遣歸葬。告縣、縣令拾日。繇(徭)發、親父母・泰父母・妻・子死、遣歸葬。已葬、輒聶(躡)以平其繇(徭)。(184~185)

其疾病有瘳・已葬・効已而遣往拾日子署、爲書以告將吏所。疾病有瘳・已葬・効已而敢弗遣拾日、賞尉・尉史・士吏主者各二甲、丞・令・令史各一甲。(186~187)

其當行而病及不存、署于券、後有繇(徭)而聶(躡)行之。(245~246)

諸規定をまとめて整理しておくなら、次のとおり。

病氣・葬儀・取調による戌役からの離脱…

終了後に持ち場に復歸する。

病氣・葬儀による徭役からの離脱…

不足の勞働日数が後日に引き繼がれる。

居賃贖債として勞役に就いている場合…

一定の條件を満たせば徭・戌の對象となる。

病氣が一年以上に及んだ場合…

その年の徭・戌は免除され、引き繼がれない。

繫城旦春の場合…刑に服している間の徭・戌は免除される。

なお、反印文の關係からすれば、251簡が252簡に繋がること、さらに次條冒頭に配置される253簡がそれに續くことはほぼ間違いない。

《二五三～二五六》

繇（徭）律曰、發繇（徭）、自不更以下繇（徭）戌、自一日以上盡券書^①、及署于牒^②、將陽^③倍（背）事^④者亦署之。不從令及繇（徭）不當 253 (1305)

券書、之^⑤、貨鄉畜夫・吏主者各一甲、丞・令・史各一盾。繇（徭）多員少員^⑥、積（隳）計後年^⑦。繇（徭）戌數發^⑧、吏力足以均繇（徭）日^⑨、 254 (1355)

盡歲弗均、鄉畜夫・吏及令史・尉史主者貨各二甲、左遷^⑩。令・尉・丞繇（徭）已盈員弗請而擅發^⑪者貨二甲、免。 255 (1313)

吏（？）□繇（徭）□均、僞爲其券書以均者貨二甲、廢。 256 (913)

【譯】

徭律。徭役勞働として徵發し、爵不更以下が徭役・戌役につきとき、一日以上の勞働日数は全て券に記録し、また牒に記し、將陽によつて勞働からのがれた場合もまた記す。令に従わない、および券に記録すべきでない勞役を記録したならば、鄉畜夫・擔當官吏をそれぞれ貨一甲とし、丞・令・史をそれぞれ貨一盾とする。徭役勞働が所定の日數より多かつたり少かつたりしたならば、次年に繰り越して計算する。徭役と戌役がしばしば徵發され、勞役日數を均等にするとだけの勞働力が十分にあるのに、その年が終わるまでに吏が均等にしなかつたならば、鄉畜夫・擔當官吏及び令史・尉史の擔當者はそれぞれ貨二甲とし、降格する。令・尉・丞が、徭役勞働においてすでに所定の日數を終えているのに、申請せずに勝手に徵發したならば、貨二甲とし、免官する。吏は…徭役勞働…均等に…、その券書を僞造して均等にした場合は、貨二甲とし、出仕を禁じる。

【注】

①券書…刻齒と文字で割り符に記録する。244～247簡注⑨参照。

②署于牒…簡牘に記載する。140～141簡注⑧参照。本人に持たせる券とは別に、帳簿などに記載することをいうのであろう。

③將陽…逃亡罪のうち、逃亡日數が一年未滿のもの。40～43簡注⑥参照。

④背事…勞役から逃れることであろうが、「倍事」も「背事」も用例がない。勞役逃れは通常「逋事」である。

何謂逋事及乏徭。律所謂者、當徭、吏・典已令之、即亡弗會、爲逋事。已闕及敦車食若行到徭所乃亡、皆爲乏徭。(法律答問164)

⑤徭不當券書、券書之…券に記録するに当たらない労働を、券に刻齒と文字で記録する。一日未滿の労働や、徭とみなされない労働を記録することか。次に擧げた睡虎地秦簡では、建造した牆壁がすぐに壊れた場合、その労働が徭役に換算されなかったことが知られる。

興徒以爲邑中之紅(功)者、令結(瘴)堵卒歲。未卒堵壞、司空將紅(功)及君子主堵者有辜(罪)、令其徒復垣之、勿計爲繇(徭)。

●縣葆禁苑・公馬牛苑、興徒以斬(塹)垣離(離)散及補繕之、輒以效苑吏、苑吏循之。未卒歲或壞決(決)、令縣復興徒爲之、而勿計爲繇(徭)。(秦律十八種116~118)

●徭律曰、補繕邑院、除田道橋、穿汲(汲)池、塹鶯苑、皆縣黔首利也、自不更以下及都官、及諸除有爲也、及八更、其院老而皆不直更者、皆爲之。冗宦及冗官者、勿與。除郵道橋・駝(馳)道行外者、令從戶□□徒爲之、勿以爲徭。(嶽麓〔肆〕151~153)

⑥徭多員少員…「員」は豫め決められている數量、員數。ここでは個々人に課された一年あたりの勞役義務日數のこと。

豪彊有論罪、輸掌畜官、使斫莖、責以員程、不得取代。不中程、輒笞督、極者至以鉄自剄而死。「師古曰、員、數也。計其人及日數爲功程。」(漢書)尹翁歸傳

縣爲恆事及瀦有爲毆(也)、吏程攻(功)、羸員及減員、自二日以上、爲不察。…徭律(秦律十八種122~123)

院老各半其爵繇(徭)員、□獨給邑中事。(二年律令47)

狼(墾)田少員。(嶽麓〔壹〕「爲吏治官及黔首」69)

⑦隳計後年…「隳」は「繰り越す」の意。二年律令411~415簡注⑩も參照。「隳計後年」は次年に繰り越して計算すること。244~247簡や二年律令414に見えるような、勞役義務日數に對する過不足を次年度に繰り越すことをいう。

岸善崩、乃鑿井、深者四十餘丈。往往爲井、井下相通行水。水隳、以絕商顏、東至山領十餘里間。井渠之生自此始。「師古曰、下流曰隳。」(漢書)溝洫志

□□□言、縣官□書告、爲吏官・丞・尉以告已盡而娶妻、許歸十日、隳以爲後歲告。病篤不能視事、裁令治病、父母病篤、歸旬。

●遷吏令□(嶽麓〔伍〕278~279)

●令曰、縣官相付受、道遠不能以付受之、歲計而隳計者、屬所執法輒劾窮問、以留之發徵律論坐者。(嶽麓〔伍〕299)

盡歲而更爲券、各取其當、(躡)及有羸者、日數、皆署新券、以羸(躡)。(嶽麓〔肆〕247)

戌有餘及少者、隳後年。(二年律令414)

⑧徭戍數發…整理小組は「隳計後年徭戍數、發」とするが、他の用例からして「計後年」で斷句すべきである。

稻後禾孰(熟)、計稻後年。(秦律十八種35)

八月・九月中其有輸、計其輸所遠近、不能逮其輸所之計、□□□□[移]計其後年、計母相繆。(秦律十八種70~71)

繇(徭)發、親父母・泰父母・妻・子死、遣歸葬。(嶽麓〔肆〕185)

⑨吏力足以均徭日・吏のもとに、徭役労働日数を均等にするのに十分な労働力があるにもかかわらず。

●戍律曰、…（中略）…歲上春城旦・居貨贖（贖）・隸臣妾繕治城塞數・用徒數、及黔首所繕・用徒數于屬所尉、與計偕。其力足以爲而弗爲及力不足而弗言者、貲縣丞・令・令史・尉・尉史・士吏各二甲。離城鄉畜夫坐城不治、如城尉。（嶽麓〔肆〕188～191）

徭律曰、…（中略）…給邑中事、傳送委輸、先悉縣官車牛及徒給之。其急不可留、乃興徭如律。不先悉縣官車牛徒、而興黔首及其車牛以發徭、力足以均而弗均、論之。（嶽麓〔肆〕147～150）

⑩左遷・降格する。ひとまず整理小組の注釋にしたがう。出土法制文獻において、他に明確な「左遷」の用例はないが、里耶秦簡にそれと推定される例がひとつだけある。高祖や韓王信が「左遷」の語を用いているので、秦末漢初にこの語があったのは確かだが、その實態は、顔師古のいうような官職や位階における降格ではなく、條件の悪い土地への強制赴任といった意味合いが強い。嶽麓簡において、「遷」はおおむね遷刑に處す意味で用いられる。「左遷」は單なる降格ではなく、邊地のポストに遷すことだったのであるまいか。ただし出土史料には「左」が劣る、ないし低いといった意味をもつ確實な用例がないため、推測の域にとどまる。

□吏監令史貲二甲、免。令・丞二甲、左【遷】（里耶秦簡⑨2127）

高祖曰、吾極知其左遷、然吾私憂趙、念非公無可者。公不得已強行。「師古曰、是時尊右而卑左、故謂貶秩位爲左遷。佗皆類此」〔漢書〕周昌傳

沛公立爲漢王、韓信從入漢中、迺說漢王曰、項王王諸將近地、而王獨遠居此、此左遷也。士卒皆山東人、跂而望歸、及其鋒東鄉、可以爭天下。（史記 韓信盧縮列傳）

遷子。爰書。某里士伍甲告曰、謁鑿親子同里士伍丙足、遷蜀邊縣、令終身毋得去遷所、敢告。（後略）（封診式46～47）

諸書當傳者勿漕、斷臯輸遷（遷）蜀巴者、令獨水道漕傳。（嶽麓〔肆〕317）

●諸有臯當遷（遷）輸蜀巴及恒遷（遷）所者、臯已決、當傳而欲有告及行有告、縣官皆勿聽而亟傳詣遷（遷）輸（輸）所、勿留。

●十九（嶽麓〔伍〕33～34）

病有瘳、令爲新地吏及戍、如吏有適過・廢・免爲新地吏及戍者。

●遷吏令甲（嶽麓〔伍〕276～277）

⑪徭已盈員弗請而擅發者・所定の日數の労働を終えている者について、そうした者をさらに徴發するための必要な申請手續きをせずに、勝手に徴發して労働させる。所定の日數分の労役や軍役を終えた者をさらに徴發する際には、別途手續きが必要であつたのであろう。

●徭律曰、發徭、興有爵以下到人弟子・復子、必先請、屬所執法、郡各請其守、皆言所爲及用積徒數、勿敢擅興、…（後略）…（嶽麓〔肆〕156～157）

【解説】

本條は、徭役・戍役日數の記録作成や、次年度への繰り越しなどについて規定する。

まず、一日以上にわたり徭役・戍役に服役したなら、それが「三

尺券」(244～247簡)に記録され、それとは別の帳簿にも記載された。逃亡して服役しなかった場合も、そのことが記された。244～247簡に「當行而…不存、署于券」とあるのとも對應する。睡虎地秦簡・封診式の、

●問之□名事定、以二月丙子將陽亡、三月中逋築宮廿日、四年三月丁未籍一亡五月十日、毋(無)它坐、莫覆問。(封診式96～98A)

という記事も、逃亡中に服すべきだった勞役日数が記録されていたことを示している。こうした規定に従わなかったり、あるいは徭役・戍役として記録するに相當しない勞働を不當に記録したりしたなら、處罰された。

「徭多員少員」以下は、一年間に服すべき勞役義務日数よりも、實際の服役日数が多かったり少なかったりした場合の繰り越しについて述べる。注⑦に述べたとおり、247簡の「盡歲而更爲券、各取其當躡及有贏者日數、皆署新券以躡」と共通する手續きである。247簡は三尺券の記載について言うが、本條には「計後年」とあるので、割り符とは別に、何らかの帳簿に個々人の過不足日数が記録されたのであろうか。こうした過不足を調整して、個々人の勞役を均等にすることが官吏には求められた。

「令・尉・丞徭已盈員」以下は、郷レベルではなく、縣レベルの手續きに關わるもの。すでに所定の日数分の勞役に服している者を徵發するには特別な申請が必要で、それを無視して勝手に徵發するのを禁じたものと、ひとまず考えた。

以上のように、「多員少員」も「盈員」も、「員」はいずれも個々人の「徭役義務日数」であると暫く解釋した。だが、「令・尉・丞徭已盈員」についていえば、義務日数よりも長期にわたり徭役に就

けられたとしても、餘計に服役した日数は翌年に繰り越されるので、服役者本人には何の不利も生じないはずである。にもかかわらず、義務日数を超えて徵發する際になぜ特別な申請が必要になるのか、やや腑に落ちない。

そこで別案として、「多員少員」とは異なり、「盈員」の「員」は一つの事業のために見積もられた必要勞働量を指すのではないかという意見も出た。官吏が事業を行う前に必要な勞働量が見積もられ、その數字も「員」と呼ばれたことは、睡虎地秦簡から知られる。

縣爲恆事及瀦有爲毆(也)、吏程攻(功)、贏員及減員、自二日以上、爲不察。…徭律(秦律十八種122～124)

この條文を念頭に置くなら「盈員」以下の文章は、見積もっただけの勞働力をすでに徵發したにもかかわらず、さらなる勞働力を勝手に徵發するのを禁じたものと考えられる。そうした徵發をひそかに行うのは、ひとえに「不察」とされるのを避けるために相違なく、別案の方が「員を盈たす」とことと、上級機關に申請せず、勝手に徵發する行爲との關連性がより明確である。

別案の立場からすれば、「多員少員」の「員」も「見積もられた必要勞働量」という方向で解釋すべきかもしれない。だがその場合、過不足を翌年に繰り越すとは具體的に如何なる手續きなのか、判然としない。一案として、縣全體で一年間に徵發できる勞働量にも定額があり、それに對する過不足が繰り越されたのだ、といった可能性が考えられよう。ただし、そうした年額があったことを示す確證には缺けている。

附 記

・本研究班の班員は以下の通り(二〇一八～二〇二〇年度)。そのうち本譯

注稿冒頭に列挙したのは、今回の譯注稿の原稿作成者である。

郭聰敏（立命館大學・博士課程）・魏永康（人文研・外國人共同研究者／中國・東北師範大學・講師）・古勝隆一（人文研・准教授）・佐藤達郎（關西學院大學・教授）・齋藤賢（京都大學・博士課程）・章瀟逸（京都大學・博士課程）・秦樺林（人文研・外國人共同研究者／浙江大學・講師）・角谷常子（奈良大學・教授）・曹天江（人文研・外國人研究生／中國・清華大學・博士課程）・鷹取祐司（立命館大學・教授）・陳捷（人文研・技術補佐員）・陳鳴（人文研・外國人共同研究者／中國・華南農業大學・講師）・土口史記（岡山大學・准教授）・西眞輝（京都大學・博士課程）・畑野吉則（人文研・學術振興會特別研究員）・藤井律之（人文研・助教）・宮宅潔（人文研・教授）・宗周太郎（京都大學・博士課程）・目黒杏子（人文研・

非常勤研究員）・安永知晃（關西學院大學・博士課程）・楊振紅（人文研・招へい研究員／中國・南開大學・教授）・李磊（人文研・招へい外國人學者／中國・華東師範大學・教授）。

ゲストとして短期間参加した者は以下のとおり。

王沛（華東政法大學、二〇一九年二月） 金秉駿（ソウル大學、二〇一八年一月） 杉村伸二（福岡教育大學、二〇一九年九月・二〇二〇年二月） 陳偉（武漢大學、二〇一八年一月～二月） 鄭伊凡（カリフォルニア大學バークレー校、二〇一九年六月～七月） 野口優（中山大學、二〇一九年二月） 福永善隆（鹿兒島大學、二〇一九年九月・二〇二〇年二月） 渡邊將智（就實大學、二〇一九年九月・二〇二〇年二月）